

吉野川市
次世代育成支援行動計画
(後期計画)

育ちあう 子どもも親も わがまちも
～ 夢紡ぐまち 吉野川市 ～



平成 22 年 3 月



はじめに

我が国においては核家族化が進行するなか、少子化・高齢化ともに進行している状況が続いています。また、吉野川市におきましても少子化が進行し、地域の教育力の低下など、地域を取り巻く環境が変化してきています。

平成 17 年度を初年度とし、平成 21 年度までの総合的な子育て支援施策として、「吉野川市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。この前期計画においては、「育ちあう 子どもも親も わがまちも ～ 夢紡ぐまち 吉野川市～」を基本理念として、子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりなどを推進してまいりました。しかしながら、家庭や地域における子育て力の低下は続いているとともに、少子化に歯止めがかからない状況も続いています。

こうしたなか、次世代育成支援対策の推進とともに、平成 20 年 2 月『新待機児童ゼロ作戦』について」を公表し、10 年後の目標を設定するとともに、3 年間（平成 20～22 年）を集中重点期間として一層の取り組みを進め、また、平成 22 年 1 月には子どもと子育てを応援する社会をめざして「子ども・子育てビジョン」が出されています。

この度、前期計画の期間が終了すること、また、子ども・子育て世帯を取り巻く社会情勢・経済情勢等の変化に対応するために、「吉野川市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。この計画に基づき、本市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や具体的な目標を総合的に定めており、次代を担う子どもやこれを育成する家庭を社会全体で支援するため、掲げられた理念の具体化を計画的に推進していくこととしております。

また、計画の推進のため、家庭や地域・保育所・幼稚園・学校・企業等がそれぞれの役割を果たしながら、市民との理解と協力のもと、子育て・子育て支援に取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりましてアンケート調査へのご協力をいただきました保護者の皆さま、計画の協議・審議をいただきました「策定懇談会委員」及び関係者のご協力に心からお礼申し上げますとともに、子どもが安心して暮らせる社会になりますことを祈念申し上げます、ごあいさついたします。

平成 22 年 3 月

吉野川市長 川真田 哲哉

もくじ

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象者	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の策定体制	2
第2章 現状及び課題	
1. まちの状況	3
2. 親と子を取り巻く状況	7
3. 将来推計人口	11
4. 前期計画の評価	15
5. 現状分析のまとめ	17
第3章 基本的な考え方	
1. 基本理念	19
2. 基本的な視点	20
3. 具体的な施策の方向	23
4. 計画体系図	26
第4章 行動計画	
1. 具体的な施策の取り組み	31
2. 子育てサービスの目標事業量	107
第5章 計画の推進体制	
1. 計画の周知・広報	109
2. 計画の推進体制	109
3. 関係者及び関係機関等との連携	109
第6章 参考資料	
1. 次世代育成支援後期行動計画策定に伴うニーズ調査の概要	111
2. 吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会設置要綱	149
3. 吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会委員名簿	151
4. 計画策定の経緯	151

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の背景
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象者
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の背景

我が国では、現在急速に少子化が進んでいるとともに高齢化が進行しています。また、少子化の要因である晩婚化や未婚化に加えて、出生率の低下も進んでいる状況であり、平成17年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録し、平成19年時点で1.34となっており、長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準である「人口置換水準」を下回っています。

少子化の進行は、社会状況や経済状況など、さまざまな取り組みに大きな影響を与えるものであり、国・地方自治体や企業等が少子化対策に取り組んできたところです。

国において、平成11年に「少子化対策推進基本方針」を受け、「重点的に実施すべき対策の具体的実施計画（新エンゼルプラン）」を策定し、平成14年には「少子化対策プラスワン」を発表しました。また、平成15年7月、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課す「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」が制定されています。

そして、次世代育成支援対策推進法に基づき、「吉野川市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成17～21年度）」を策定し、子育て・子育て支援施策を推進しており、この度、前期計画の期間が終了すること、また、社会情勢・経済情勢等の変化に対応するために、本計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画になります。また、総合計画など関連する計画とも連携を図りながら、計画策定を行っています。

3. 計画の対象者

本計画は子ども及び保護者等への支援を行っていくことが必要であることから、子ども及び保護者等を本計画の対象者とします。なお、本計画の子どもの範囲は、就学前・小学生・中学生・高校生等の0～17歳までを主な対象としています。

また、本計画の施策を推進していくためには、関係者や関係機関、企業、住民の理解と協力が必要であることから、全住民を計画の対象とします。

なお、「第4章 行動計画」における「推進事業の内容」の「成長段階の対象」において「誕生前」「就学前」「小学生」「中・高校生」「保護者」「地域住民」を掲載し、対象区分を明記しています。

4. 計画の期間

本計画は平成17～26年度までの10年間の計画であり、平成21年度に平成17～21年度までの前期計画の見直しを行います。そして、後期計画の計画期間は平成22～26年度までとします。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
吉野川市次世代育成支援行動計画(前期計画)									
				前期計画 の見直し	吉野川市次世代育成支援行動計画(後期計画)				

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会」において、計画の内容等を審議しています。

また、就学前及び小学生の保護者を対象に、アンケート調査を実施し、子育て・子育てのニーズを把握し、計画の施策に反映させているとともに、庁内の関係各課へのヒアリング調査を実施しています。

第2章 現状及び課題

1. まちの状況
2. 親と子を取り巻く状況
3. 将来推計人口
4. 前期計画の評価
5. 現状分析のまとめ

第2章 現状及び課題

1. まちの状況

(1) 吉野川市の位置

吉野川市は、「四国三郎」と呼ばれる吉野川の中流域南岸に開けた、人口 45,786 人(平成 17 年国勢調査速報値)、総面積は 144.19 平方キロメートルのまちです。

吉野川市を取り巻く自然条件は、北側には吉野川、南側は四国山地の山々に囲まれています。北は吉野川を挟んで阿波市、東から南は名西郡、西は美馬市に接しており、東には徳島市を中心とする徳島都市圏が広がっています。

吉野川市と周辺を結ぶ主要な交通網として、徳島市から吉野川市を経て三好市に向かう国道 192 号と J R 徳島線があげられます。この路線は吉野川市の鴨島町、川島町、山川町を結び、市の交通の骨格をなしています。また、吉野川市鴨島町から阿波市を経て、香川県東かがわ市に至る国道 318 号、吉野川市山川町から同美郷を経て、海部郡海陽町に至る国道 193 号などが主要な路線となっています。

国道 318 号を北上すると徳島自動車道土成インターチェンジがあり、市西部からは脇町インターチェンジが近く、徳島空港や高松空港が約 30 キロメートル圏内にあるなど、高速交通網へのアクセスを容易にしています。(総合計画より)

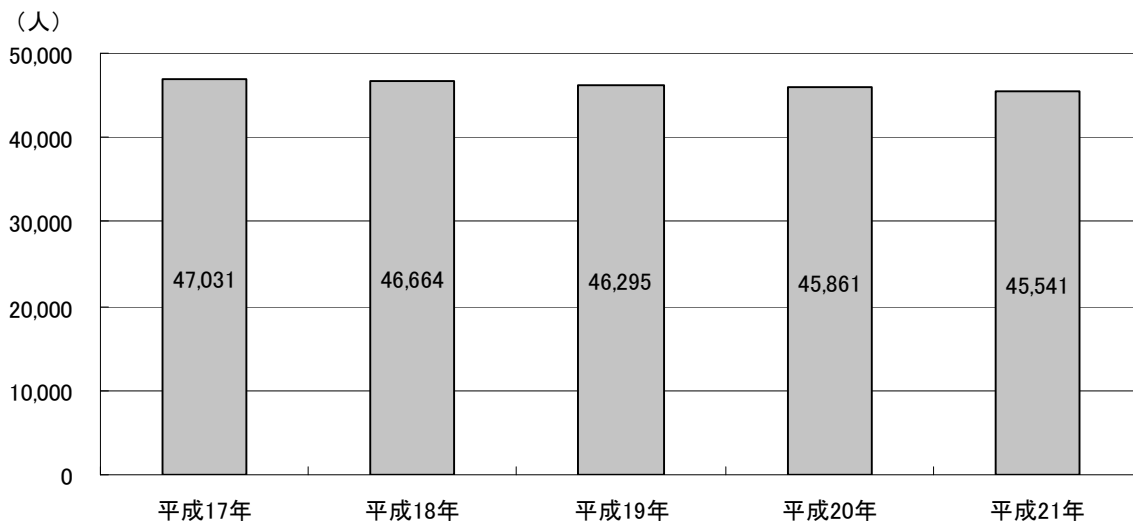
■吉野川市地図



(2) 総人口の状況

総人口の状況を見ると、平成17年の47,031人から平成21年には45,541人まで減少しており、毎年減少しています。

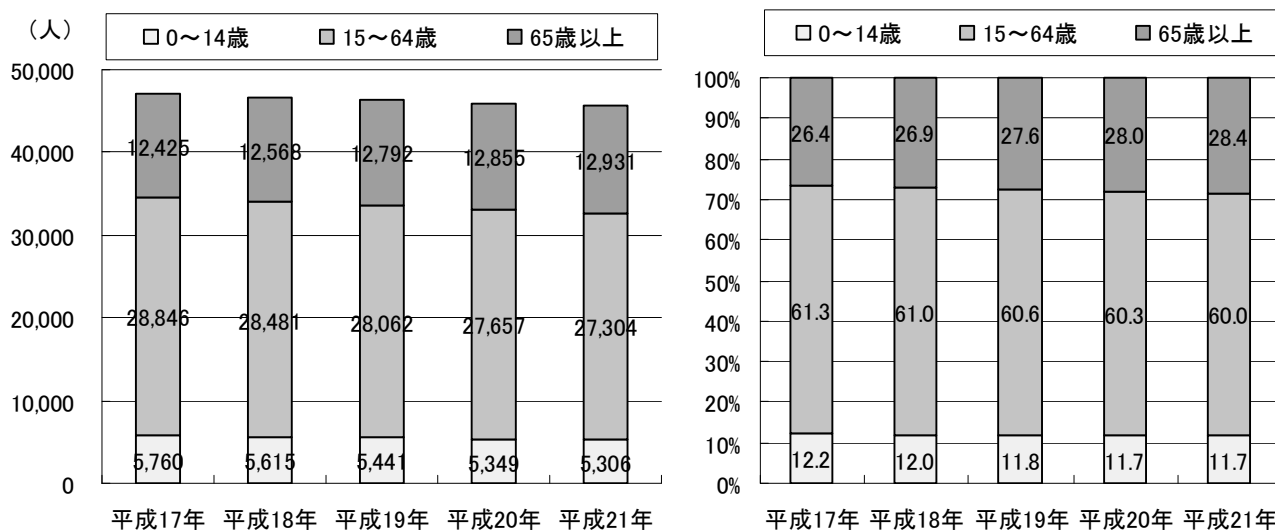
■総人口の状況



資料:住民基本台帳

年齢3区分人口の状況を見ると、0～14歳及び15～64歳が減少傾向である一方、65歳以上の人口については、増加傾向にあります。また、その割合をみると、概ね0～14歳及び15～64歳が低下傾向、65歳以上が上昇傾向にあります。

■年齢3区分人口の状況

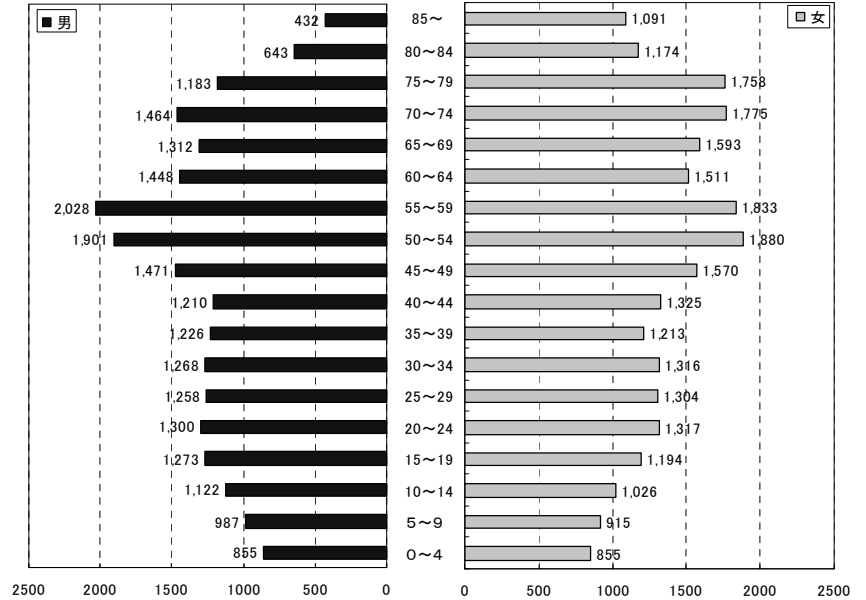


資料:住民基本台帳

人口構成の状況を見ると、55～59歳が最も多くなっており、子どもについては年齢が低いほど減少傾向となっており、また、平成17年と平成21年を比較しても人口構成が縮小傾向になっているのがわかります。

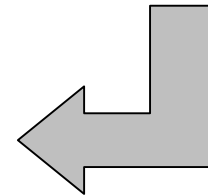
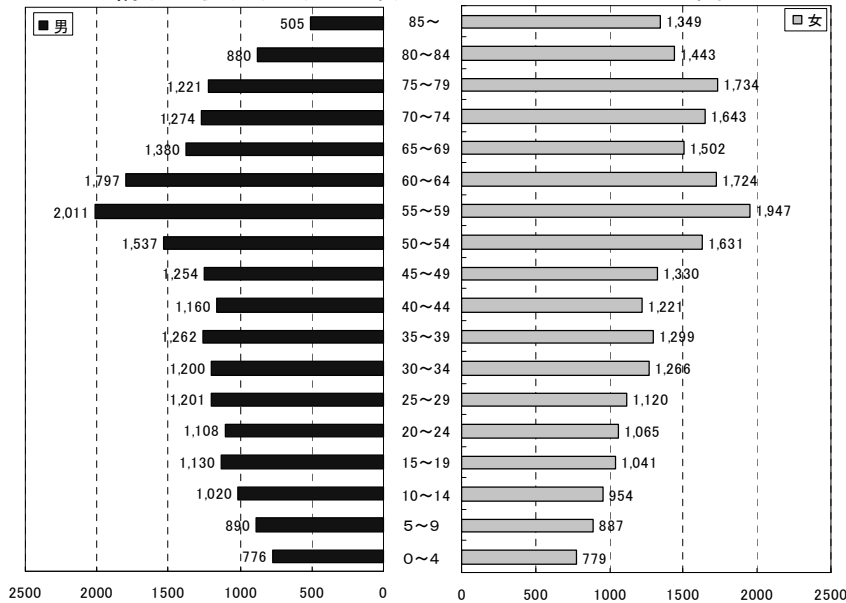
■人口構成の状況(平成17年)

単位:人



■人口構成の状況(平成21年)

単位:人

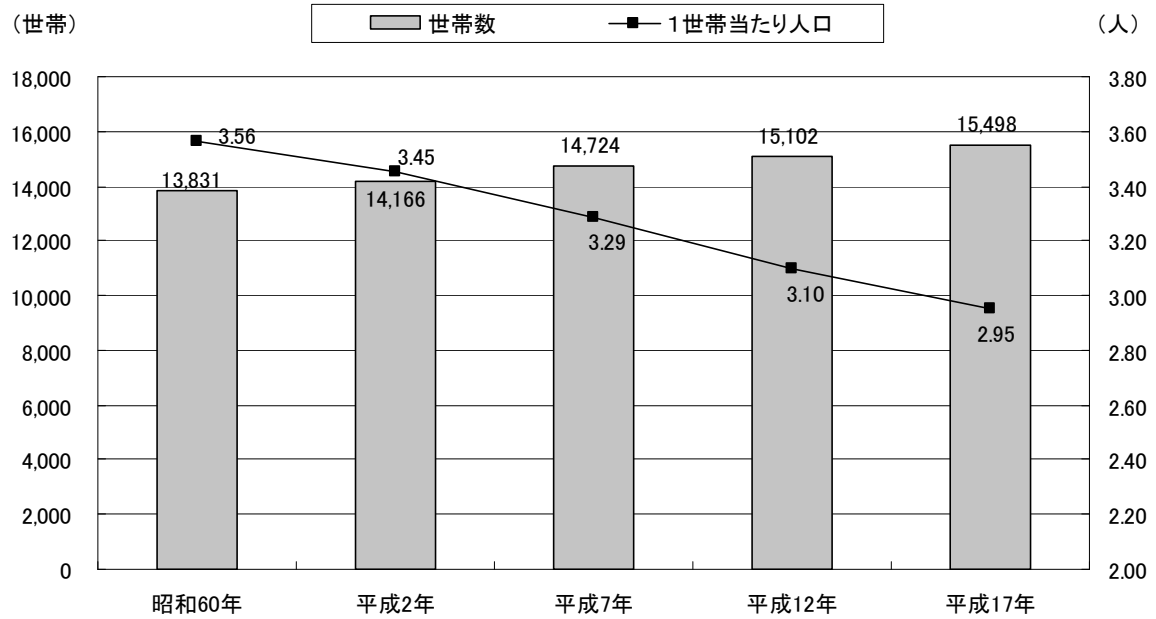


資料:住民基本台帳

(3) 世帯の状況

世帯数の状況を見ると、昭和60年の13,831世帯から平成17年には15,498世帯まで増加しています。また、1世帯当たり人口の状況を見ると、昭和60年の3.56人から平成17年には2.95人まで減少しており、核家族化が進行しています。

■ 世帯数及び1世帯当たり人口の状況



2. 親と子を取り巻く状況

(1) 子ども人口の状況

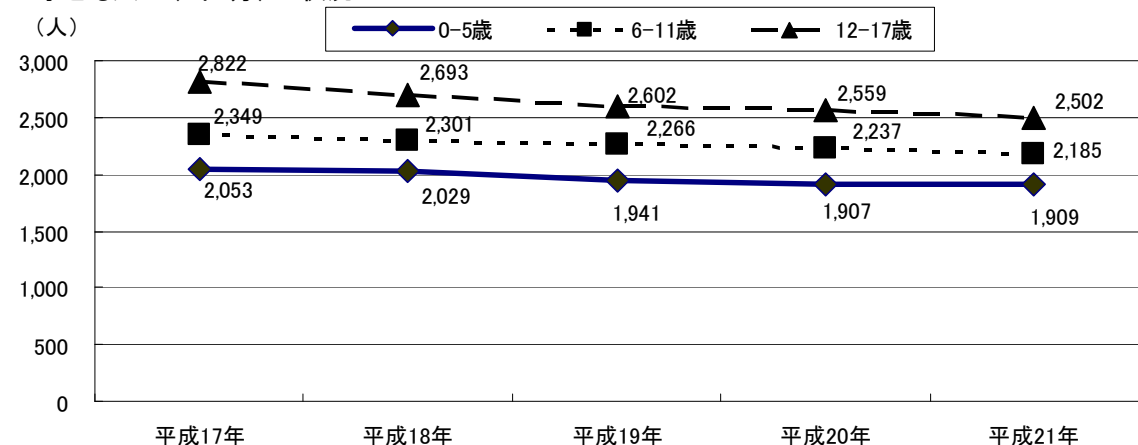
子ども人口の推移状況をみると、概ね、いずれの年齢ともに減少傾向になっています。

■子ども人口の推移状況(0～17歳)

単位:人

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年
0歳	306	314	271	308	293
1歳	337	307	312	291	324
2歳	342	340	310	313	292
3歳	371	334	345	316	315
4歳	354	374	330	353	331
5歳	343	360	373	326	354
6歳	394	337	368	374	335
7歳	362	390	334	371	376
8歳	391	367	393	337	372
9歳	412	395	366	389	340
10歳	401	411	396	368	391
11歳	389	401	409	398	371
12歳	446	397	392	414	402
13歳	447	443	398	395	414
14歳	465	445	444	396	396
15歳	454	462	446	445	393
16歳	493	456	464	446	449
17歳	517	490	458	463	448
0～5歳(就学前)	2,053	2,029	1,941	1,907	1,909
6～11歳(小学生)	2,349	2,301	2,266	2,237	2,185
12～17歳(中・高校生)	2,822	2,693	2,602	2,559	2,502
小計	7,224	7,023	6,809	6,703	6,596

■子ども人口(3区分)の状況

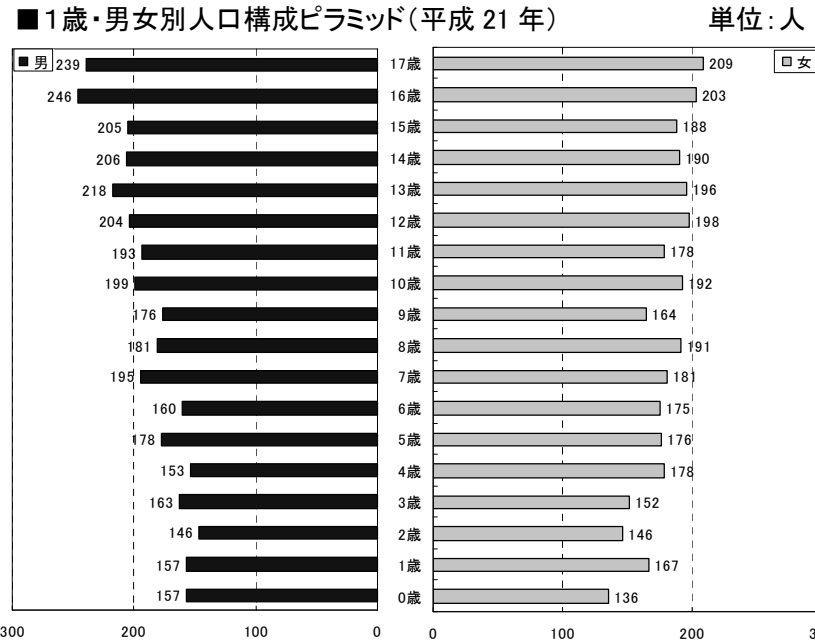


資料:住民基本台帳

1歳・男女別人口構成（平成21年）の状況をみると、男では16歳、女では17歳が最も多くなっています。近年、子どもの減少傾向がみられます。

■ 1歳・男女別人口構成（平成21年）

	男	女
0歳	157	136
1歳	157	167
2歳	146	146
3歳	163	152
4歳	153	178
5歳	178	176
6歳	160	175
7歳	195	181
8歳	181	191
9歳	176	164
10歳	199	192
11歳	193	178
12歳	204	198
13歳	218	196
14歳	206	190
15歳	205	188
16歳	246	203
17歳	239	209

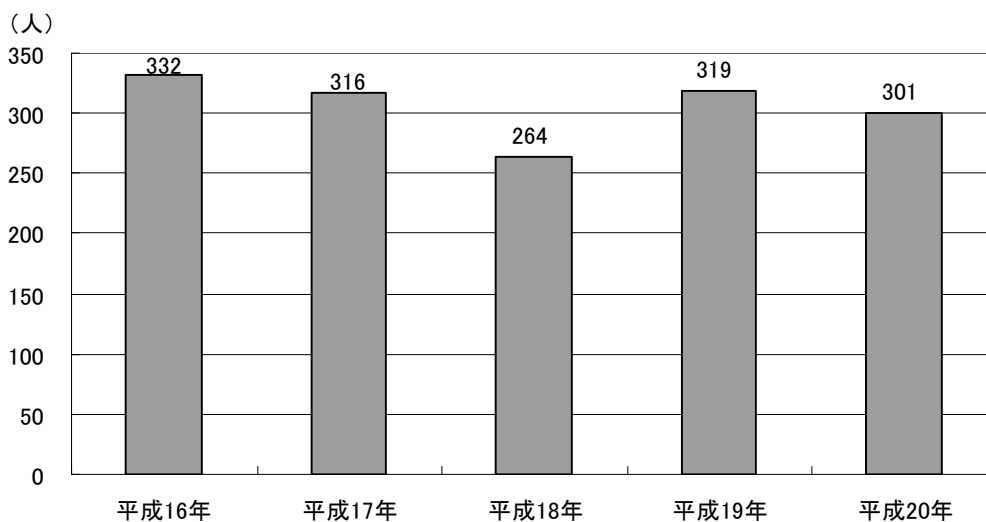


資料：住民基本台帳

(2) 出生数の状況

出生数の状況を見ると、平成16年が332人、平成18年が264人、平成20年が301人となっており、近年増減している傾向がみられます。

■出生数の状況



資料:吉野川市

(3) 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率の状況を見ると、吉野川市は1.30となっており、徳島県合計よりも低く、県内でも4番目に低くなっています。

■合計特殊出生率(ベイズ推定値)の状況(平成15年～平成19年平均)

	合計特殊 出生率		合計特殊 出生率		合計特殊 出生率
鳴門市	1.22	小松島市	1.37	美波町	1.49
徳島市	1.25	勝浦町	1.37	海陽町	1.50
板野町	1.25	上勝町	1.37	つるぎ町	1.50
吉野川市	1.30	牟岐町	1.37	阿南市	1.51
佐那河内村	1.32	美馬市	1.39	那賀町	1.51
神山町	1.33	松茂町	1.43	東みよし町	1.58
上板町	1.33	三好市	1.44	徳島県合計	1.33
阿波市	1.34	北島町	1.45		
石井町	1.34	藍住町	1.46		

※ベイズ推定値とは、対象の市区町村と同質と考えられる周辺地域(二次医療圏)のデータを組み合わせたベイズモデルにより合計特殊出生率及び標準化死亡比を補正し、算出した数値です。

資料:人口動態統計特殊報告

(4) 女性の就業状況

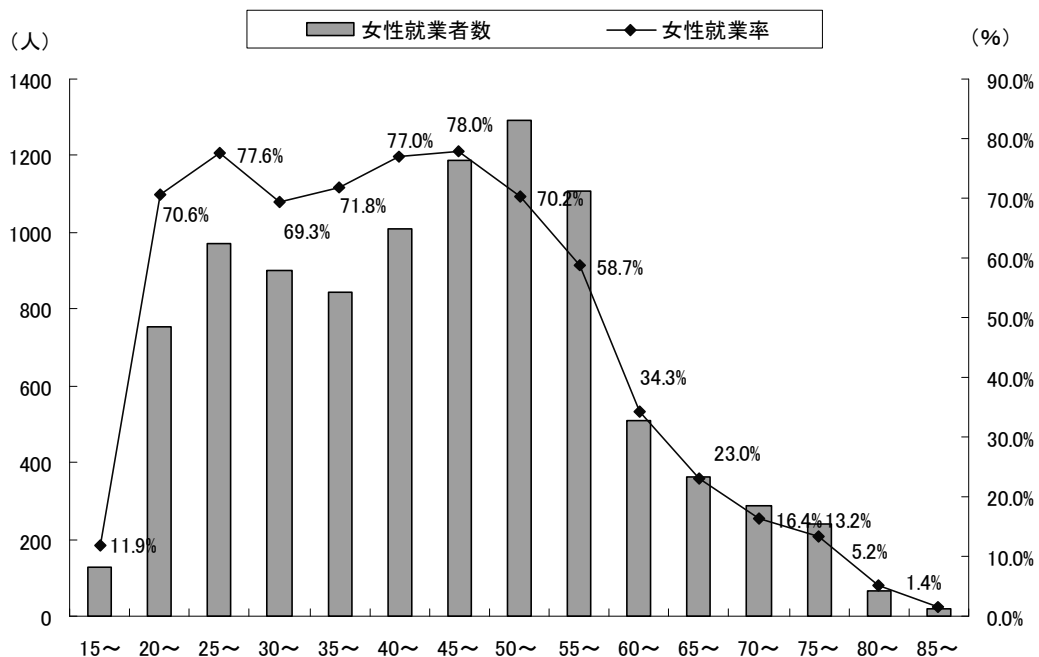
女性の就業状況を見ると、就業者数では50～54歳が1,292人で最も多くなっており、就業率では45～49歳が最も高くなっています。

20歳代後半から30歳代にかけて結婚や子育て等の影響から就業率の低下(M字カーブ・M字曲線)がみられます。

■女性就業者数及び女性就業率の状況

単位:人・%

年齢	労働力人口		非労働力人口
	女性就業者数	女性就業率	家事
15～19歳	126	11.9%	18
20～24歳	752	70.6%	120
25～29歳	973	77.6%	243
30～34歳	901	69.3%	364
35～39歳	844	71.8%	317
40～44歳	1,010	77.0%	267
45～49歳	1,187	78.0%	315
50～54歳	1,292	70.2%	487
55～59歳	1,110	58.7%	689
60～64歳	510	34.3%	706
65～69歳	365	23.0%	722
70～74歳	289	16.4%	662
75～79歳	239	13.2%	496
80～84歳	65	5.2%	237
85歳以上	18	1.4%	101
合計	9,681	44.8%	5,744



資料:国勢調査

3. 将来推計人口

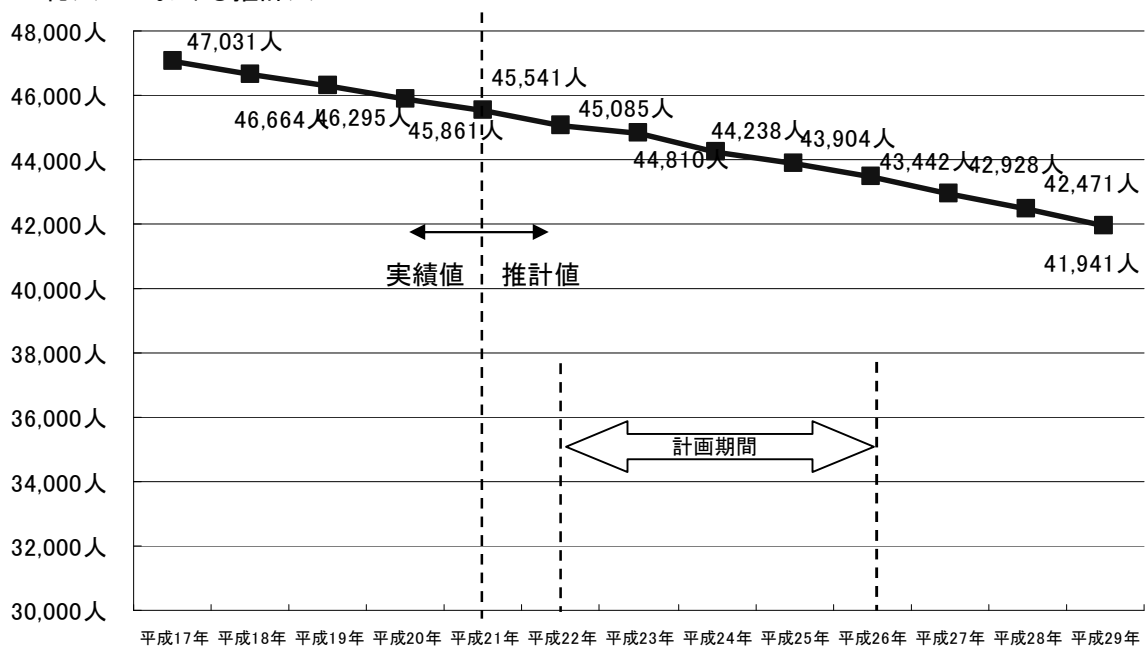
計画策定にあたって、将来の子育て環境の将来像及び計画期間年度である平成22年度から平成26年度及び国の策定指針に基づく平成29年度のサービス事業量を算出する必要があることから、将来推計人口を行いました。

(将来推計人口は平成17年から平成21年の1歳・男女区切りの「住民基本台帳人口」を用い、「コーホート変化率法」により推計を行っています。)

(※コーホート変化率法とは、各年齢ごとの人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、また、0歳の子ども人口を15～49歳女性の出生率を活用し推計する方法です。)

総人口における推計人口をみると、平成21年の45,541人から平成26年には43,442人、平成29年には41,941人まで減少するものと予測されます。

■総人口における推計人口



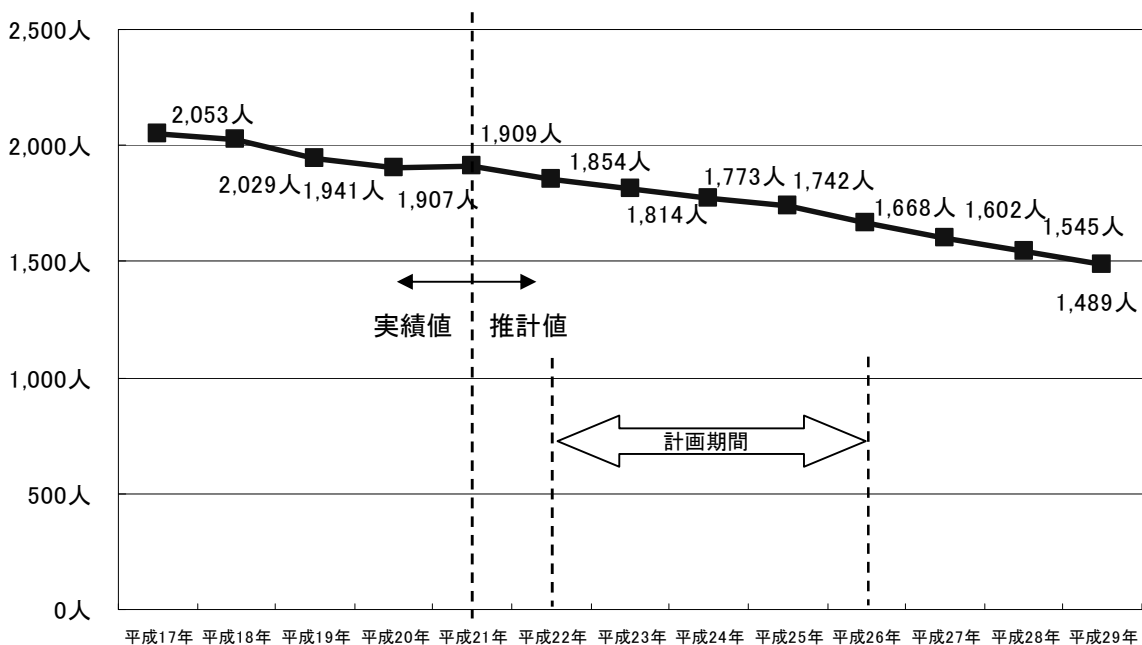
(1) 0～5歳推計人口

0～5歳推計人口の状況を見ると、平成17年の2,053人から平成21年には1,909人まで減少しており、今後、平成26年には1,668人、平成29年には1,489人まで減少していくものと予測されます。

■0～5歳の推計人口一覧

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～5歳合計
実績値	平成17年	306人	337人	342人	371人	354人	343人	2,053人
	平成18年	314人	307人	340人	334人	374人	360人	2,029人
	平成19年	271人	312人	310人	345人	330人	373人	1,941人
	平成20年	308人	291人	313人	316人	353人	326人	1,907人
	平成21年	293人	324人	292人	315人	331人	354人	1,909人
推計値	平成22年	277人	305人	325人	296人	321人	330人	1,854人
	平成23年	269人	288人	306人	329人	302人	320人	1,814人
	平成24年	258人	280人	289人	310人	335人	301人	1,773人
	平成25年	249人	269人	281人	293人	316人	334人	1,742人
	平成26年	239人	260人	270人	285人	299人	315人	1,668人
	平成27年	228人	250人	261人	274人	291人	298人	1,602人
	平成28年	220人	239人	251人	265人	280人	290人	1,545人
	平成29年	213人	231人	240人	255人	271人	279人	1,489人

■0～5歳推計人口グラフ



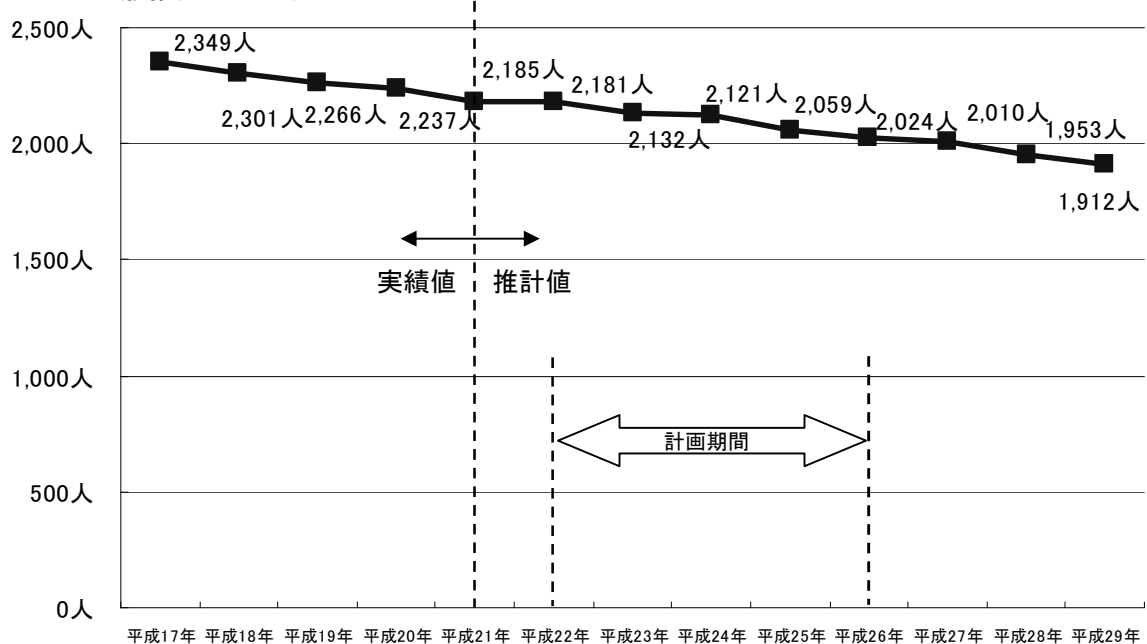
(2) 6～11 歳推計人口

6～11 歳推計人口の状況をみると、平成 17 年の 2,349 人から平成 21 年には 2,185 人まで減少しており、今後、平成 26 年には 2,024 人、平成 29 年には 1,912 人まで減少していくものと予測されます。

■6～11 歳推計人口一覧

		6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	6～11 歳合計
実績値	平成 17 年	394 人	362 人	391 人	412 人	401 人	389 人	2,349 人
	平成 18 年	337 人	390 人	367 人	395 人	411 人	401 人	2,301 人
	平成 19 年	368 人	334 人	393 人	366 人	396 人	409 人	2,266 人
	平成 20 年	374 人	371 人	337 人	389 人	368 人	398 人	2,237 人
	平成 21 年	335 人	376 人	372 人	340 人	391 人	371 人	2,185 人
推計値	平成 22 年	361 人	336 人	378 人	372 人	342 人	392 人	2,181 人
	平成 23 年	337 人	362 人	338 人	378 人	374 人	343 人	2,132 人
	平成 24 年	326 人	338 人	364 人	338 人	380 人	375 人	2,121 人
	平成 25 年	307 人	327 人	340 人	364 人	340 人	381 人	2,059 人
	平成 26 年	340 人	308 人	329 人	340 人	366 人	341 人	2,024 人
	平成 27 年	321 人	341 人	310 人	329 人	342 人	367 人	2,010 人
	平成 28 年	304 人	322 人	343 人	310 人	331 人	343 人	1,953 人
	平成 29 年	296 人	305 人	324 人	343 人	312 人	332 人	1,912 人

■6～11 歳推計人口グラフ



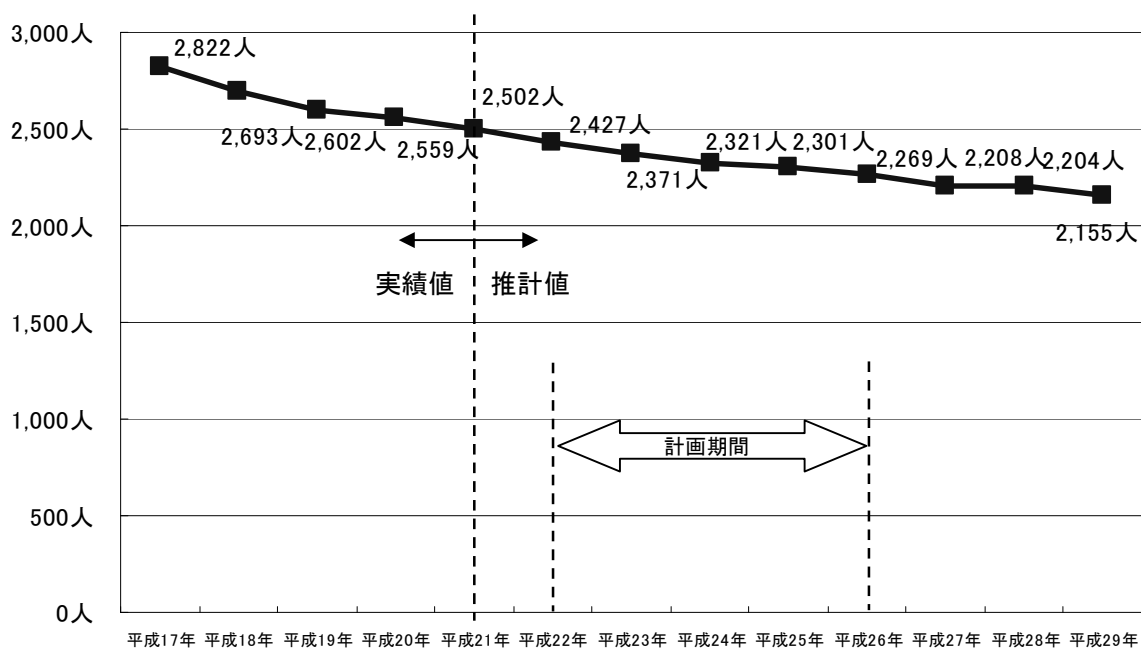
(3) 12～17歳推計人口

12～17歳推計人口の状況をみると、平成17年の2,822人から平成21年には2,502人まで減少しており、今後、平成26年には2,269人、平成29年には2,155人まで減少していくものと予測されます。

■12～17歳推計人口一覧

		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
実績値	平成17年	446人	447人	465人	454人	493人	517人	2,822人
	平成18年	397人	443人	445人	462人	456人	490人	2,693人
	平成19年	392人	398人	444人	446人	464人	458人	2,602人
	平成20年	414人	395人	396人	445人	446人	463人	2,559人
	平成21年	402人	414人	396人	393人	449人	448人	2,502人
推計値	平成22年	371人	403人	414人	395人	394人	450人	2,427人
	平成23年	392人	372人	403人	413人	396人	395人	2,371人
	平成24年	343人	393人	372人	402人	414人	397人	2,321人
	平成25年	375人	344人	393人	371人	403人	415人	2,301人
	平成26年	381人	376人	344人	392人	372人	404人	2,269人
	平成27年	341人	382人	376人	343人	393人	373人	2,208人
	平成28年	367人	342人	382人	375人	344人	394人	2,204人
	平成29年	343人	368人	342人	381人	376人	345人	2,155人

■12～17歳推計人口グラフ



4. 前期計画の評価

(1) 目標事業量の達成状況

前期計画において設定した目標事業量の達成状況は、次のとおり、計画期間中に目標事業量がほぼ充足されています。

	項目	基準年度 (16年度)	実績 (21年度)	目標量 (21年度)	達成率
1	通常保育事業	745名 12か所	758名 12か所	745名 12か所	101.7% 100.0%
2	延長保育事業	5か所	7か所	8か所	87.5%
3	休日保育事業	0か所	0か所	0か所	—
4	夜間保育事業	0か所	0か所	0か所	—
5	一時保育事業	1か所	1か所	1か所	100.0%
6	特定保育事業	0か所	0か所	0か所	—
7	乳幼児健康支援一時預かり事業 【病後児保育・施設型】	0か所	0か所	0か所	—
8	乳幼児健康支援一時預かり事業 【病後児保育・派遣型】	0か所	0か所		—
9	子育て短期支援事業 【ショートステイ事業】	1か所	4か所	3か所	133.3%
10	子育て短期支援事業 【トワイライトステイ事業】	1か所	4か所	3か所	133.3%
11	つどいの広場事業	0か所	0か所	0か所	—
12	子育て支援センター	0か所	1か所	1か所	100.0%
13	ファミリー・サポート・センター事業	0か所	0か所	0か所	—
14	放課後児童健全育成事業	8か所	11か所	11か所	100.0%

(2) 主要事業の実施状況と課題

前期計画期間中における主要な事業の実施状況と課題について、庁内ヒアリングを実施し、評価を行いました。

●地域における子育ての支援について

子育て支援センターのさまざまな取り組みは参加者も多く、保育サービスについても、低年齢児保育や延長保育を充実させることができました。今後は、ファミリー・サポート・センターの開設や休日保育など多様な保育サービスの提供に努める必要があります。また、幼保一元化への対応が求められています。

●母性ならびに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進について

各種の母子保健事業、食育、思春期保健対策、小児医療等、いずれもほぼ計画に沿った事業が実施されています。今後も、継続して事業の充実に向けていくことが大切です。

●子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備について

教育環境の整備や地域の教育力を高める取り組み、また、不登校児童対策など、計画に沿った取り組みが実施されています。今後、さらなる幼児教育の充実が求められています。

●子育てを支援する生活環境の整備について

計画期間中に目に見える成果を上げることは困難ですが、今後も、引き続き長期的な視点で計画的に取り組むことが必要です。

●職業生活と家庭生活との両立の推進について

価値観や意識の持ち方の変化を伴う施策であり、効果を客観的に提示するのが困難ですが、男女共同参画基本計画と協調した取り組みを実施しており、徐々にではありますが成果は確実に上がっています。今後、企業等との連携が大切です。

●子どもの安全の確保について

交通安全活動・教育、被害を受けた子どもの支援など、関係機関等と連携して実施しており、今後も、引き続き取り組みを充実させていく必要があります。

●要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進について

児童虐待防止対策、ひとり親家庭への自立支援については、ほぼ計画に沿った事業が実施できており、障害児施策については、障害者自立支援法に基づく施策にも取り組むことができました。今後も、利用者の視点に立ったきめ細やかな取り組みが求められています。

5. 現状分析のまとめ

吉野川市の現状としては、人口の減少が今後も続き、子育て世代の減少から、少子化がさらに進行することが予測されます。

また、世帯数は増加しているなかで、1世帯当たりの世帯員数は減少しており、核家族化の進行による家庭の子育て力・教育力が低下している状況です。

子どもを取り巻く家族状況では、「就学前」においては専業主婦（夫）の割合が多いものの、「小学生」になると共働き家族が多くなっており、今後も、子どもが大きくなるにつれて、共働き家庭が増加し、それに伴い、子育て支援サービスの充実が必要になってくることが予測されます。

共働き家庭の増加は、女性の社会進出が進んでいることの現れでもあり、市民・企業・行政等が連携のもと、女性が子育てをしながら働きやすい環境をつくり上げていくことが求められています。また、男性の働き方も見直し、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる環境が大切です。

そのため、ファミリー・サポートセンター事業、延長保育・休日保育など、保育サービスの充実を図りながら、子育て支援を図るなど、多面的な子育て支援を進めることが大切です。

そして、子育てに対する不安を取り除き、子どもが健やかに育つよう、行政による支援だけでなく、地域や企業など子どもにかかわる社会全体による包括的な次世代育成支援の取り組みを進めていくことが重要です。

前期計画期間中の主要な事業の実施状況については、全体的には、計画の充足率は高くなっていますが、さらに、利用者・対象者のニーズを的確に把握して満足度の高い事業を実施していくことが重要です。

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本的な視点
3. 具体的な施策の方向
4. 計画体系図

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

核家族化や都市化の進行、女性の社会進出等による社会の変化や価値観の多様化に伴い、子育てを行う環境も大きく変化しつつあります。家庭での子育て経験の有無や子育ての情報による混乱が、子育ての孤立化や児童虐待につながることもあり、また児童虐待などの状況におかれた子どもたちは、次代の親になることへの夢や希望を持つことができなくなります。

子どもにとっての家庭は、やさしさや楽しさ、厳しさを最も身近に感じられる場所であり、現在の親及び保護者がいかに子どもとのふれあいや、ともに過ごす時間を大切にする家庭を築くかが、今後親から子へ受け継がれ、自立した人間性豊かな次代の親の育成につながっていくものと考えます。

前期計画において、地域のつながりが希薄になるなか、次代の親になる子どもたちがより積極的に地域を愛することができるように家庭・地域・企業・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、より柔軟に協働して子育てに努めるようなまちづくりを進めることを基本理念としていました。前期計画において上記のような基本的な理念のもと、下記の基本理念を設定しており、後期計画においてもその基本理念を引き継ぎ、継続して子育て・子育て支援施策を推進していきます。

■基本理念

育ちあう 子どもも親も わがまちも

～ 夢紡ぐまち 吉野川市 ～

2. 基本的な視点

計画の基本理念、国の策定指針、前期計画の方向性を加味し、9つの視点を考慮し、計画の施策に取り組んでいきます。

この9つの視点は、子どもは次代を担う親となるとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう考えています。また、今後、子どもたちが安心して健やかに成長するために、保護者が子育てに第一義的責任を有するという認識のもとで子育てを行い、地域・企業・行政がそれぞれの立場で子どもや子育てを行う家庭への長期的な支援を考えています。

■基本的な視点

(1) 子どもの視点

(2) 次代の親づくりという視点

(3) サービス利用者の視点

(4) 社会全体による支援の視点

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

(8) サービスの質の視点

(9) 地域特性の視点

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要であるとの視点。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要であるとの視点。

(3) サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要であるとの視点。

(4) 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、さまざまな担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要であるとの視点。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、住民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして少子化対策の観点からも重要であり、社会全体の運動として進め、国及び地方自治体や企業をはじめとする関係者が連携して進めることが重要であり、地域の実情に応じた展開を図ることが必要であるとの視点。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

さまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要。また、児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ることも必要であるとの視点。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要。このため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要であるとの視点。

(9) 地域特性の視点

地域により利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、吉野川市の現状を踏まえ、市が主体的な取り組みを進めていくことが必要であるとの視点。

3. 具体的な施策の方向

計画の基本理念・基本的な視点・国の基本指針（市町村行動計画の内容に関する事項）を踏まえ、施策の方向を設けます。（○は前期計画の視点、◎は後期計画の視点）

（1）地域における子育ての支援

- | | |
|--------|---|
| （前期計画） | <ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援サービスの充実（居宅における支援、保育所等における預かり支援、相談・交流支援、子育て支援コーディネートなど） ○保育サービスの充実 ○地域における子育て支援のネットワークづくりの推進 ○児童の健全育成の取り組みの推進 ○地域の高齢者が参画した世代間交流の推進 ○余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスの推進 |
| （後期計画） | <ul style="list-style-type: none"> ◎多様な保育需要に対応するなど、地域の実情に応じた取り組みの推進 ◎保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保 ◎学習やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進 |

（2）母性ならびに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- | | |
|--------|--|
| （前期計画） | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもや母親の健康の確保 ○食育の推進 ○思春期保健対策の充実 ○小児医療の充実、不妊治療対策の推進 |
|--------|--|

（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- | | |
|--------|--|
| （前期計画） | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進 ○地域社会の環境整備の推進 ○中・高校生等の乳幼児とふれあう機会を拡充 ○フリーター等に対する意識啓発や職業訓練などの実施 ○学校の教育環境等の整備 ○家庭教育への支援の充実 |
|--------|--|

- (後期計画)
- 地域の教育力の向上
 - 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
 - ◎学校の改善に向けた取り組みへの支援
 - ◎地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備
 - ◎幼児教育と小学校教育の円滑な接続体制の整備
 - ◎子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境整備
 - ◎家庭教育に関する総合的な取り組みのため、関係機関が連携したきめ細かな家庭教育支援の実施
 - ◎インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守る体制の整備
 - ◎地域・学校・家庭における情報モラル教育の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- (前期計画)
- 世帯向けの良質な住宅の確保
 - 良好な居住環境の確保
 - 道路交通環境の整備
 - 公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
 - 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心なまちづくりの推進
- (後期計画)
- ◎ファミリー向け賃貸住宅の供給支援
 - ◎住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援
 - ◎駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化の推進
 - ◎安全・安心な歩行空間の創出の推進

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- (前期計画)
- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進
 - 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援の展開
- (後期計画)
- ◎仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進
(仕事と生活の調和の実現に向けた、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発)
 - (仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等)

(6) 子ども等の安全の確保

- (前期計画)
- 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進
 - 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

- (前期計画)
- 児童虐待防止対策の充実
 - 児童相談所の体制の強化、市町村や関係機関との連携強化の推進
 - 家庭的養護の推進など社会的養護体制の充実
 - 母子家庭等の自立支援の推進
 - 障害児施策の充実
- (後期計画)
- ◎「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)について、設置に努め、その機能強化の推進
 - ◎養育支援訪問事業等の適切な支援
 - ◎適切な支援や虐待の早期発見・早期対応を行うために、市町村内部の緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築
 - ◎母子家庭の就業支援の実施にあたって、公共職業安定所等と十分に連携した実施
 - ◎学習障害、注意欠陥多動性障害等発達障害を含む障害のある児童・生徒について、教員の資質向上を図りつつ、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援の推進
 - ◎障害児施策として、適切な情報の周知、家族が適切な育児を行えるよう支援を行うとともに、保育所受け入れにあたっての各関係機関との連携

4. 計画体系図

1. 地域における子育ての支援（子育て支援）

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実・推進
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 保育所における質の向上（アクションプログラムの策定）
- (4) 児童の健全育成の取り組みの推進

2. 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進（母子保健）

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療等の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（教育環境）

- (1) 次代の親づくり
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備（生活環境）

- (1) 良質な住宅の確保及び良好な居住環境の確保
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 公共施設におけるバリアフリーの推進
- (4) 子どもが被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進（ワーク・ライフ・バランス）

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の推進
- (2) 仕事と子育ての両立支援のための体制整備等の推進

6. 子ども等の安全の確保（子ども等の安全・安心）

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進（要保護児童対策）

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等への自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実

地域における子育ての支援（子育て支援）		
地域における子育て支援サービスの充実・推進		
1	ファミリー・サポート・センター事業	P32
2	地域子育て支援拠点事業の推進	P32
3	地域組織活動事業	P33
4	世代間交流事業	P33
5	乳幼児医療費助成事業	P33
6	児童手当・子ども手当等支給、出産祝金事業	P34
7	小児医療給付制度	P34
8	地域の実情を踏まえた保育所等の整備	P34
9	情報提供体制の整備（インターネット等による子育て情報の提供）	P35
10	子育てボランティアの養成	P35
保育サービスの充実		
11	通常保育事業	P37
12	延長保育事業	P37
13	休日保育事業	P37
14	一時預かり保育事業	P38
15	夜間養護事業（トワイライトステイ）	P38
16	子育て短期支援事業（ショートステイ）	P38
17	保育所機能の充実	P39
18	保育所等の情報提供の充実	P39
19	保育料軽減の実施	P39
20	幼稚園での預かり保育	P40
21	幼保一体化を含む包括的・一元的な制度構築への検討	P40
保育所における質の向上 （アクションプログラムの策定）		
22	保育実践にかかる改善・向上のための自己評価及び調査研究の推進	P42
23	情報技術の活用による業務の効率化	P42
24	子どもの健康及び安全の確保	P42
25	特別の支援を要する子どもの保育の充実	P43
26	保育士等の資質・専門性の向上	P43
27	専門的な人材や地域の多様な人材の活用	P43
28	保育環境の改善・充実のための財源の確保	P44
29	地域の関係機関等との連携	P44
児童の健全育成の取り組みの推進		
30	放課後児童等健全育成事業（放課後児童クラブ）	P46
31	放課後児童クラブの障害児の受け入れの推進	P46
32	地域住民・ボランティア等と連携した放課後児童対策の推進	P46
33	青少年育成及び家庭・各関係機関の連携	P47
34	地域による健全育成活動の支援	P47
35	空き教室等を活用した子育て支援サービス等の推進	P47
36	児童相談等の相談業務の推進	P48
母性ならびに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 （母子保健）		
子どもや母親の健康の確保		
37	乳幼児相談	P50
38	マタニティ教室	P50
39	乳幼児健診の充実	P51
40	発達相談	P51
41	育児教室	P51
42	家庭訪問	P52
43	不妊治療対策	P52
44	母子健康手帳の交付	P52

45	感染症予防(予防接種)事業	P53	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (教育環境)
46	妊産婦・乳幼児等への相談及び総合支援	P53	
47	子どもの心と身体の健やかな発達の促進	P53	
48	妊産婦等への理解促進(マタニティマークの普及)	P54	
食育の推進			
49	地域における食に関する学習の機会の充実	P56	
50	保育所・幼稚園における食育の推進	P56	
51	小・中学校における食育の推進	P57	
52	家庭における食育の推進	P57	
53	食育に関する関係機関の連携	P57	
思春期保健対策の充実			次代の親づくり
54	性に関する正しい知識の普及	P59	
55	喫煙防止対策	P59	
56	薬物乱用防止対策	P59	
57	保健管理の推進	P60	
58	保健教育の推進	P60	
59	思春期の健康づくり	P60	
60	思春期相談	P61	
61	妊産婦・赤ちゃんとのふれあい体験	P61	
小児医療等の充実			
62	小児医療体制の連携体制の構築	P63	
63	かかりつけ医づくりの推進	P63	
64	病児・病後児保育	P63	
65	出産・育児にかかる経済的負担の軽減	P64	
66	次代の親づくり(職場体験・ふれあい体験の充実)	P66	
67	スクールカウンセラー等の活用の促進	P66	
68	就学援助制度・奨学金制度の周知	P67	
69	パートナーや子どもへの理解	P67	
70	子ども会等活動への支援	P67	
71	学校教育環境の整備	P69	家庭や地域の教育力の向上
72	幼児教育と小学校教育の連携	P69	
73	不登校児童・生徒対策	P70	
74	青少年の非行問題への対応	P70	
75	子どもを対象としたスポーツ・文化活動	P71	
76	文化・芸術活動・体験学習活動等の情報提供の推進	P71	
77	基礎学力の向上と創造性の育成	P71	
78	消費者教育等の推進	P72	
79	職員等の資質の向上	P72	
80	相談体制の充実	P74	
81	家庭や地域の大切さ等についての理解促進(家族の日・家族の週間の啓発)	P74	
82	家庭教育を学習する機会の充実	P74	
83	ボランティア等活動の推進	P75	
84	公共施設の活用促進	P75	
85	地域に開かれた保育所・学校づくりの促進	P75	
86	生涯学習事業の充実	P76	

87	郷土の歴史・文化とふれあう機 会の充実	P76	107	男女共同参画意識の形成	P90
88	フリーター等に対する意識啓発	P76	108	若者の定住をめざした就労支援 施策の推進	P90
89	見守り支援体制づくり	P77	仕事と子育ての両立支援のための体制整備等の 推進		
子どもを取り巻く有害環境対策の推進			109	企業への働き方の見直しへの広 報・啓発	P91
90	有害環境への対策	P78	110	男女共同参画による子育ての促 進	P92
91	有害環境排除活動	P79	子ども等の安全の確保（子ども等の安全・安心）		
92	情報教育の推進	P79	子どもの交通安全を確保するための活動の推進		
子育てを支援する生活環境の整備（生活環境）			111	交通安全教室の開催	P93
良質な住宅の確保及び良好な居住環境の確保			112	チャイルドシートの着用の推進	P94
93	住宅環境の整備	P80	113	交通安全活動	P94
94	居住環境の整備	P81	114	安全な道路交通環境の整備	P94
95	多子・子育て世帯向け住宅の支 援	P81	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進		
安全な道路交通環境の整備			115	犯罪・被害に遭わないための取 り組み	P95
96	道路環境の整備	P82	116	地域における子育て支援ネット ワークの形成（要保護児童対策 地域協議会）	P96
97	交通安全設備の整備	P83	117	安全管理の推進	P96
公共施設におけるバリアフリーの推進			118	見守り支援体制づくり	P96
98	公共施設のバリアフリー化	P84	犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り 支援		
99	公共交通環境の整備	P85	119	犯罪、いじめ等の被害を受けた 子どもへの支援体制	P97
100	公園などの身近な遊び場の整備	P85	120	虐待に関する相談事業	P98
子どもが被害に遭わないための安全・安心まちづくり の推進			121	要保護児童対策地域協議会の 充実	P98
101	安全・安心のまちづくりの推進	P86	要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推 進（要保護児童対策）		
102	子育てにやさしいまちの情報提 供	P87	児童虐待防止対策の充実		
103	子ども110番の家	P87	122	児童虐待防止ネットワークの強 化	P99
104	防犯教室や避難訓練の実施	P87			
職業生活と家庭生活との両立の推進 （ワーク・ライフ・バランス）					
多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直 し等の推進					
105	企業への働き方の見直しへの広 報・啓発	P89			
106	育児休業制度の促進	P89			

123	養育支援訪問の強化	P100
124	児童虐待防止対策の推進	P100
125	児童虐待防止に関する相談体制の整備	P100
ひとり親家庭等への自立支援の推進		
126	各種保育サービスにおける支援	P101
127	ひとり親家庭への経済的支援 (各種手当等の支援)	P102
128	母子寡婦福祉資金の貸付相談の推進	P102
129	ひとり親家庭への就労支援	P102
130	ひとり親家庭に対する相談・支援活動の充実	P103
131	母子寡婦福祉連合会への支援	P103
障害児施策の充実		
132	障害児保育の推進	P104
133	障害・発達障害等に関する相談体制の整備	P105
134	特別支援教育の推進	P105
135	障害児のいる家庭への各種手当の助成	P105
136	ライフステージに応じた障害福祉サービスの充実	P106
137	障害児の支援ネットワーク	P106

第4章 行動計画

1. 具体的な施策の取り組み
2. 子育てサービスの目標事業量

第4章 行動計画

1. 具体的な施策の取り組み

(1) 地域における子育ての支援（子育て支援）

①地域における子育て支援サービスの充実・推進

<現状及び課題>

少子化・高齢化・核家族化、また、女性の社会進出などの進行により、多様な働き方による仕事と家庭生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）、子育て家庭への支援の需要が高まっています。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、子育てに関する経済的負担の軽減を求める意見が多くなっています。また、保育所等の充実に加えて、地域における子育て支援機能の充実やファミリー・サポート・センターの実施を求める意見が上がっています。

子育て家庭の生活実態を踏まえ、地域における子育て支援サービスの体制を整備することが急務となっており、多様なサービスに対応した、利用しやすいサービスの充実に努めていきます。

重点目標	
地域における子育て支援サービスの充実・推進	
推進事業	
No.1	●ファミリー・サポート・センター事業
No.2	●地域子育て支援拠点事業の推進
No.3	●地域組織活動事業
No.4	●世代間交流事業
No.5	●乳幼児医療費助成事業
No.6	●児童手当・子ども手当等支給、出産祝金事業
No.7	●小児医療給付制度
No.8	●地域の実情を踏まえた保育所等の整備
No.9	●情報提供体制の整備（インターネット等による子育て情報の提供）
No.10	●子育てボランティアの養成

<推進事業の内容>

No.1	ファミリー・サポート・センター事業（前期計画を継続）						
施策の内容	<p>地域において育児の援助を「受けたい人」と「行いたい人」が会員となり、育児について助け合う会員組織の制度です。</p> <p>共働き世帯などが残業等で子どもの保育所等への送迎が難しい場合などに、子どもの送迎や一時預かりなどを行い、仕事と家庭の両立を支援する事業です。</p>						
施策の方向性目標	ファミリー・サポート・センター設置のニーズは年々高まってきていることから、平成22年度中に子育て支援センター内で、ファミリー・サポート・センターを市単独運営で開設できるよう準備を進めていきます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

No.2	地域子育て支援拠点事業の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	<p>少子化や核家族化が進行し、さまざまな子育ての相談をする相手が少なく、育児に対する不安感や孤独感を抱き、悩む保護者のために、子育て支援センターにて総合的に対応する事業です。</p> <p>（絵本の読み聞かせ、工作、運動遊び、ベビーケアセラピー、お母さん向けの講習会など、ボランティアによるプログラムを毎月実施しています。）</p>						
施策の方向性目標	<p>子育て支援センターを川島庁舎内に設置しており、また、同庁舎内には福祉部門が配置されています。子育て支援関係の事務処理や子育て相談などワンストップで対応できるため、保護者のニーズに対応しながら、子育て家庭が利用しやすいようにしていきます。</p> <p>在宅で子育て中の親とその子どもに対する支援を行っており、家庭と地域の架け橋として、親が子どもにしっかりと向き合い、豊かな子育てができるように働きかけていきます。</p>						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○		○	○	

No.3	地域組織活動事業（前期計画を継続）						
施策の内容	児童館など公共施設を拠点として、その施設と一緒に地域の子どもたちが健やかに育つためのさまざまな活動（創作活動を通じた子どもの遊び・菜園活動・季節行事・保護者の育児相談等）を、子どもを持つ保護者とともに実施していく事業です。						
施策の方向性目標	放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）等との連携を図りながら、子ども・保護者・地域住民等の参加・協働のもと、事業を進めていきます。						
担当課	子育て支援課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	○

No.4	世代間交流事業（前期計画を継続）						
施策の内容	各保育所にて、地元の高齢者施設等を訪問し、七夕まつりやもちつき・昔遊びなどで、高齢者と子どもの世代間交流を図る事業です。						
施策の方向性目標	高齢者と子どもの交流促進を図れるよう、児童福祉と高齢者福祉分野との連携や保育所と高齢者施設等の施設間の連携を図りながら、高齢者が生きがいを持つことができる取り組みを進めていきます。						
担当課	福祉総務課・子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	○

No.5	乳幼児医療費助成事業（前期計画を継続）						
施策の内容	乳幼児期の健康維持を図り、その家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児にかかる医療費の一部を助成する事業です。						
施策の方向性目標	乳幼児及び児童を扶養している保護者に対し、医療費の自己負担分を助成していきます。なお、対象年齢の拡大について検討を行っていきます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○		○		

No.6	児童手当・子ども手当等支給、出産祝金事業（後期計画から掲載）						
施策の内容	子育て家庭は、収入に占める養育費や医療費等の負担が高いことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当・子ども手当等を支給する事業です。						
施策の方向性目標	<p>国・県等と連携し、児童手当・子ども手当等の制度を適正かつ迅速に取り組むとともに、制度の改正・変更点について、周知・広報を進めていきます。</p> <p>（なお、本制度については、国の動向を踏まえながら、適時、市としての対応がとれるよう、体制を整えます。）</p> <p>また、子どもは地域の宝であり、地域で祝い、はぐくんでいくことが必要であることから、出産祝金事業を行っていきます。</p>						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	

No.7	小児医療給付制度（前期計画を継続）						
施策の内容	乳幼児や児童の慢性的な病気や障害を改善させるための医療給付制度です。						
施策の方向性目標	国・県等の関係機関との連携を図りながら、制度の周知・広報を行いながら、小児医療給付制度を進めていきます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	

No.8	地域の実情を踏まえた保育所等の整備（後期計画から掲載）						
施策の内容	地域における保育所及び保育士を活用し、地域の子どもを支援する体制を整えるため、保育所等の整備を行う取り組みです。						
施策の方向性目標	今後、少子化が進行することが予測されるなか、就学前児童数の推移や保護者のニーズ、地域の実情を踏まえ、必要に応じて保育所等の統廃合・民営化・指定管理者制度の導入、施設の整備等を進めていきます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○			○	○

No.9	情報提供体制の整備（インターネット等による子育て情報の提供） （後期計画から掲載）						
施策の内容	子育て・子育てに関するさまざまな情報について、「広報よしのがわ」や市ホームページで、随時、周知していく取り組みです。						
施策の方向性 目標	「広報よしのがわ」掲載の子育てに関する情報や各種情報を市ホームページに掲載していきます。また、内容の充実を図るとともに、電子メールの活用など、インターネットを活用した情報提供体制の整備について推進します。						
担当課	企画財政課・子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

No.10	子育てボランティアの養成（後期計画から掲載）						
施策の内容	子どもや子育て世帯等への支援を行っている、ボランティア・NPO等のリーダー等の人材を養成する事業です。						
施策の方向性 目標	子育て家庭を支援し、地域の活性化を図るため、子育てボランティア・NPO活動やサークル活動の支援を促進していきます。 そのため、ボランティア・NPOの活動の主軸となるリーダー等の人材を養成し、あわせてボランティア・NPO活動の場を提供するなど、支援をしていきます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

②保育サービスの充実

<現状及び課題>

吉野川市においても、共働き・核家族世帯の増加、近所づきあいの希薄化などが進行しており、家庭の子育て力を補完する保育サービスの充実が必要となっています。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、通常保育の充実とあわせて、延長保育、病児・病後児保育、休日保育・一時預かり保育など、多様な特別保育を求める意見が多くみられます。また、幼稚園における預かり保育の充実を求める意見も上がっています。

このような保育ニーズを踏まえて、通常保育サービス及び特別保育サービスの利用意向や人材・整備の状況等を判断し、子育て世帯の経済的負担に配慮しながら、保育サービスの充実に努めていきます。

重点目標	
保育サービスの充実	
推進事業	
No.11 ●通常保育事業	No.12 ●延長保育事業
No.13 ●休日保育事業	No.14 ●一時預かり保育事業
No.15 ●夜間養護事業（トワイライトステイ）	
No.16 ●子育て短期支援事業（ショートステイ）	
No.17 ●保育所機能の充実	
No.18 ●保育所等の情報提供の充実	
No.19 ●保育料軽減の実施	
No.20 ●幼稚園での預かり保育	
No.21 ●幼保一体化を含む包括的・一元的な制度構築への検討	

＜推進事業の内容＞

No.11	通常保育事業（前期計画を継続）						
施策の内容	保護者が就労しているなどの理由によって、保育に欠ける子どもを預かり養育する事業で、保育所の通常の開所時間内での保育事業のことです						
施策の方向性目標	今後、保育対象児童数の減少が予測されるため、保育サービスのニーズ等を考慮し、施設等の整備を進めて対応していきます。また、低年齢児の入所希望が増加しているため、受け入れ年齢・定員の見直し、施設の統廃合、老朽化による改修の必要性等について検討していきます。						
担当課	保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				○

No.12	延長保育事業（前期計画を継続）						
施策の内容	保護者の就労形態の多様化、保護者の通勤時間の増加等により、通常保育時間以上の保育が必要となる児童に対応するためのサービスです。						
施策の方向性目標	保護者のニーズに対応しながら、各保育所の人員・施設等の状況を踏まえながら、閉園後の延長保育事業を行っていきます。また、保育所で通常の開所時間である11時間を超えて実施する保育（次世代育成支援対策交付金対象）へ対応する保育所の整備も進めていきます。						
担当課	保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				○

No.13	休日保育事業（前期計画を継続）						
施策の内容	保護者の仕事等の都合で日曜や祝日等に保育を必要とする児童に対応するためのサービスです。						
施策の方向性目標	保護者の就労状況の変化やニーズに対応していくため、平成22年度から休日保育事業を実施します。なお、保護者の要望等を踏まえながら、実施していきます。						
担当課	保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				○

No.14	一時預かり保育事業（前期計画を継続）						
施策の内容	保育所の入所要件を満たしていない場合でも、アルバイト・パートに出かけたり、家族が病気で看病の必要があり家庭で保育できないとき、一時預かりを行うサービスです。						
施策の方向性目標	市内で実施しているところが平成21年度において1か所であり、市内各地域のバランスを踏まえて実施することが必要であり、保護者のニーズ及び保育施設的环境に対応しながら、一時預かり保育の実施か所数を増加し、サービスの充実を図っていきます。						
担当課	保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				○

No.15	夜間養護事業（トワイライトステイ）（前期計画を継続）						
施策の内容	保護者の恒常的な残業等により夜間や休日に養育が困難になった児童を養護施設等の児童福祉施設において、一定の期間養育・保護する保育サービスです。						
施策の方向性目標	本市では児童養護施設と契約して実施しています。 社会状況等、保護者の就労状況の変化にあわせて、夜間養護事業（トワイライトステイ）の充実を図っていきます。なお、ひとり親家庭等への支援の充実とあわせて行っていきます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○		○

No.16	子育て短期支援事業（ショートステイ）（前期計画を継続）						
施策の内容	保護者の疾病や出産等により、養育が困難になった児童を養護施設等の児童福祉施設において、一定の期間養育・保護する保育サービスです。						
施策の方向性目標	本市では児童養護施設と契約して実施しています。 社会状況等、保護者の就労状況の変化にあわせて、子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実を図っていきます。なお、ひとり親家庭等への支援の充実とあわせて行っていきます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○		○

No.17	保育所機能の充実（後期計画から掲載）						
施策の内容	各保育所を子どもを保育する場としてだけでなく、地域に開かれた子育て支援の拠点として活用する取り組みです。						
施策の方向性目標	子育てに関する情報提供や関係機関との連携を深めることにより、保育所の保育機能の充実を図り、地域における子育て支援の拠点的役割を果たしていきます。						
担当課	保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○			○	○

No.18	保育所等の情報提供の充実（後期計画から掲載）						
施策の内容	保育所等から保護者や地域住民等に対して、保育所等からの情報を周知・広報していく取り組みです。						
施策の方向性目標	保育所等の利用者・利用希望者のために、保育サービスなどについて、情報の提供を進めていきます。また、「広報よしのがわ」や各保育所のおたよりで周知・広報していくとともに、インターネットを活用した情報提供についても検討していきます。						
担当課	保育所・子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○			○	○

No.19	保育料軽減の実施（後期計画から掲載）						
施策の内容	子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、保育料を軽減する取り組みです。						
施策の方向性目標	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、基準に該当する世帯に対して、保育料を軽減し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。また、制度について「広報よしのがわ」や市ホームページ等にて周知・広報していきます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○			○	

No.20	幼稚園での預かり保育（前期計画を継続）						
施策の内容	幼稚園の通常の教育とは別に、同じ幼稚園のなかで事情により保育に欠ける在園児を、幼稚園教育の時間の前後や幼稚園の夏休みなどの長期休業期に保育するサービスです。						
施策の方向性目標	幼稚園での預かり保育の利用希望の拡大や預かり時間の拡大等についての要望が大きくなってきているため、実施か所数の増加や実施時間拡大への対応を図っていきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				○

No.21	幼保一体化を含む包括的・一元的な制度構築への検討（後期計画から掲載）						
施策の内容	幼稚園（教育）と保育所（保育）の子どもを対象年齢が同年代であることから、幼児教育と保育の総合的な提供（幼保一元化）をする取り組みです。						
施策の方向性目標	国において保育制度改革を含む、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について検討が行われており（平成21年度現在）、国・県の方針等にあわせて対応ができるよう、体制を整えていきます。なお、国の方向性に基づき本市の幼保一元化を進めるにあたって、保護者や地域住民への周知を行っていきます。						
担当課	子育て支援課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				○

③保育所における質の向上（アクションプログラムの策定）

<現状及び課題>

子育て支援における保育所の役割は大きく、その質の向上を図ることは設置者としての市の大切な責務です。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、保育士への対応の向上を求める意見や保育所の有効活用、老朽化した保育所施設の改修・整備が求められています。

保育所における質の向上を図るため、保育所保育指針（平成20年3月改定）に伴う「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定し、保育士の専門性の向上や保育環境の充実などを図るための取り組みを推進していきます。

なお、詳しい保育所における質の向上のための取り組みについては、「保育所における質の向上のための市アクションプログラム」を策定しており、各保育所及び子育て支援課が連携し、推進していきます。

重点目標	
保育所における質の向上（アクションプログラムの策定）	
推進事業	
No.22	●保育実践にかかる改善・向上のための自己評価及び調査研究の推進
No.23	●情報技術の活用による業務の効率化
No.24	●子どもの健康及び安全の確保
No.25	●特別の支援を要する子どもの保育の充実
No.26	●保育士等の資質・専門性の向上
No.27	●専門的な人材や地域の多様な人材の活用
No.28	●保育環境の改善・充実のための財源の確保
No.29	●地域の関係機関等との連携

＜推進事業の内容＞

No.22	保育実践にかかる改善・向上のための自己評価及び調査研究の推進 (後期計画から掲載)						
施策の内容・施策の方向性・目標	国のガイドラインに沿って保育士及び保育所の自己評価を推進するとともに、保育所の保育実践上の課題に関する調査研究を支援するため、情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化を推進するとともに、国の保育実践の改善・向上等に関する各種研究成果・資料等のデータベースの活用を努めていきます。						
担当課	子育て支援課・保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				○

No.23	情報技術の活用による業務の効率化 (後期計画から掲載)						
施策の内容・施策の方向性・目標	情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化のため、必要な措置を講じていきます。また、保育業務の効率化とあわせて、家庭との連携や情報の提供にも活用を図っていきます。						
担当課	子育て支援課・保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				○

No.24	子どもの健康及び安全の確保 (後期計画から掲載)						
施策の内容・施策の方向性・目標	国のガイドラインに沿って、保育所における保健・衛生面の体制整備を進めていきます。また、医療機関と連携し、保育所における健康支援等の充実を図っていきます。						
担当課	子育て支援課・保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				○

No.25	特別の支援を要する子どもの保育の充実（後期計画から掲載）						
施策の内容・施策の方向性・目標	障害児をはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行っていきます。						
担当課	子育て支援課・保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○			○	

No.26	保育士等の資質・専門性の向上（後期計画から掲載）						
施策の内容・施策の方向性・目標	国のガイドラインを参考にし、保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を保育所が活用できる体制を整えるなど研修体制の充実を図ります。 また、保育士の専門性を高めるための資格や養成のあり方について整備していきます。						
担当課	子育て支援課・保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○			○	

No.27	専門的な人材や地域の多様な人材の活用（後期計画から掲載）						
施策の内容・施策の方向性・目標	保育所が、保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援にかかわる多様な人材を活用して、地域の実情等に応じたさまざまな取り組みを行うことができるよう、人材の確保や必要な調整など体制を整備していきます。						
担当課	子育て支援課・保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○			○	○

No.28	保育環境の改善・充実のための財源の確保（後期計画から掲載）							
施策の内容・施策の方向性・目標	保育所における取り組みを支える保育環境を改善・充実するために、必要な財源の確保に努めていきます。							
担当課	子育て支援課・保育所							
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生	保護者	地域住民
対象		○	○				○	

No.29	地域の関係機関等との連携（後期計画から掲載）							
施策の内容・施策の方向性・目標	保育所が、地域子育て支援拠点・小学校・放課後児童クラブなど、地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行っていきます。							
担当課	子育て支援課・保育所							
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生	保護者	地域住民
対象		○	○				○	○

④児童の健全育成の取り組みの推進

＜現状及び課題＞

保育所の整備など、就学前における子育て支援サービスの充実は図られてきました。しかし、近年「小1の壁」といわれる小学校に上がった後の子育て支援の必要性が求められることが、課題となっています。

子どもが小学校に就学後も、放課後など子育てを支援するため、放課後児童クラブや体験学習・文化芸術学習など、小学生が休日や放課後などに安全に過ごせる居場所を確保することが必要になっています。

アンケート調査の結果によれば、小学1年生～3年生の約4分の1が放課後児童クラブを利用しており、小学4年生以降も放課後児童クラブを利用したいという保護者は約4割に達しています。また、放課後児童クラブの整備を含めた安全・安心体制を求める意見も上がっています。

児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実や放課後子ども教室の検討など、地域と連携をしながら、児童が安全に過ごすことのできる環境づくりを進めていきます。

重点目標
児童の健全育成の取り組みの推進
推進事業
No.30 ●放課後児童等健全育成事業（放課後児童クラブ）
No.31 ●放課後児童クラブの障害児の受け入れの推進
No.32 ●地域住民・ボランティア等と連携した放課後児童対策の推進
No.33 ●青少年育成及び家庭・各関係機関の連携
No.34 ●地域による健全育成活動の支援
No.35 ●空き教室等を活用した子育て支援サービス等の推進
No.36 ●児童相談等の相談業務の推進

＜推進事業の内容＞

No.30	放課後児童等健全育成事業（放課後児童クラブ）（後期計画から掲載）						
施策の内容	昼間保護者のいない小学校児童（主に小学1～3年生）を対象として、学校の空き教室等を活用した放課後児童クラブにて、健全育成を図る事業です。						
施策の方向性目標	公民館や学校の空き教室等、身近な地域社会の施設を活用し、児童の健康・安全を確保しつつ、行事や遊び等を通して、児童の自主性・社会性の向上に努めます。なお、NPO・地域ボランティア・関係機関と連携して取り組んでいきます。また、放課後子どもプランの方向性に基づき、地域住民やボランティア・NPOとの協働のもとで子どもの文化・芸術活動への取り組みを進めていきます。						
担当課	子育て支援課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○		○	○	

No.31	放課後児童クラブの障害児の受け入れの推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	放課後児童クラブにおいて、障害児や発達障害児の受け入れを推進する事業です。						
施策の方向性目標	障害児と障害がない子どもが放課後児童クラブでともに過ごせるよう、人材の配置や施設等の整備について進め、受け入れの推進を図っていきます。また、障害児の保護者への支援も進めます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○		○	○	

No.32	地域住民・ボランティア等と連携した放課後児童対策の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	放課後児童クラブ等の放課後児童対策の事業において、地域住民・ボランティア等と連携して行う取り組みです。						
施策の方向性目標	放課後児童クラブ等の放課後児童対策の事業において、ボランティアやNPO等と協働のもとでの取り組み体制を整備します。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	○

No.33	青少年育成及び家庭・各関係機関の連携（後期計画から掲載）									
施策の内容	児童・生徒の健全育成を推進するもので、青少年育成に努める取り組みです。									
施策の方向性目標	家庭・保育所・学校及び各関係機関が連携をすることにより、青少年の健全育成を推進していきます。									
担当課	子育て支援課・教育委員会									
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生		保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	○	○	○	

No.34	地域による健全育成活動の支援（後期計画から掲載）									
施策の内容	地域住民や関係機関・団体等が連携して、地域における子育て・子育てを進める取り組みです。									
施策の方向性目標	学校や公共施設等を活用し、スポーツ活動等の子どもたちが主体的に活動するためへの支援をしていきます。なお、支援にあたっては、子どもを見守る観点から、地域住民や関係機関・団体等が連携していきます。									
担当課	子育て支援課・教育委員会									
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生		保護者	地域住民	
対象				○	○	○	○	○	○	

No.35	空き教室等を活用した子育て支援サービス等の推進（後期計画から掲載）									
施策の内容	公民館や学校の空き教室等を活用した放課後児童クラブ等において、子どもの視点に立った利用しやすい施設（身近・利用しやすい・安全かつ安心な施設など）を活用する取り組みです。									
施策の方向性目標	学校の空き教室や公共施設の利用状況等を把握し、地域住民や保護者等からの要望も踏まえて、施設の活用方法を検討し、随時、改善を図っていきます。									
担当課	子育て支援課・教育委員会									
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生		保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	○	○	○	

No.36	児童相談等の相談業務の推進（後期計画から掲載）								
施策の内容	子どもや保護者、子育て世代への相談に応じる事業です。								
施策の方向性 目標	日常生活や学校生活などさまざまな相談に応じ、アドバイスや支援を行います。なお、実施にあたっては、面接や電話での相談や家庭訪問による相談支援に努めていきます。								
担当課	子育て支援課								
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生		保護者	地域住民
対象		○	○	○	○	○	○	○	

(2) 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 (母子保健)**①子どもや母親の健康の確保****<現状及び課題>**

子どもや母親の健康を確保及び増進することは、子どもの安全・安心を深めていくこととなります。吉野川市では健康推進課を中心に、保健・福祉・医療の各分野が連携して、子どもや母親の健康の確保に努めています。

アンケート・ヒアリング調査をみると、就学前児童の保護者の3割近くの方が子どもの病気や体に関する悩みや心配事を抱えているなかで、各種の母子保健事業の認知度・満足度は非常に高くなっていますが、利用度においては、一部で利用者の少ない事業もあります。各種教室や講演等の周知・広報を進めるとともに、参加しやすい開催に努めるとともに、参加者へのフォローを行っていくことも重要です。

母子保健事業の適切な実施が母子の健康確保と増進に果たす役割は大きく、健診の受診率の向上や健診後のフォローの充実を図り、子どもや母親が安心して暮らしていくことができるために、健康の確保を図るための取り組みを推進していきます。

重点目標	
子どもや母親の健康の確保	
推進事業	
No.37 ●乳幼児相談	No.38 ●マタニティ教室
No.39 ●乳幼児健診の充実	No.40 ●発達相談
No.41 ●育児教室	No.42 ●家庭訪問
No.43 ●不妊治療対策	No.44 ●母子健康手帳の交付
No.45 ●感染症予防（予防接種）事業	
No.46 ●妊産婦・乳幼児等への相談及び総合支援	
No.47 ●子どもの心と身体の健やかな発達の促進	
No.48 ●妊産婦等への理解促進（マタニティマークの普及）	

＜推進事業の内容＞

No.37	乳幼児相談（前期計画を継続）						
施策の内容	乳児及び幼児とその保護者を対象とし、身体計測や発育状況に関する育児、栄養等の相談を実施しています。また、電話による随時相談等を行う取り組みです。						
施策の方向性目標	平成17～20年度まで、毎月1回の定例乳幼児相談を実施していましたが、多様化する母子のニーズに対応するため、平成21年度より、随時の個別相談を実施しており、今後とも継続して実施していきます。						
担当課	健康推進課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○			○		

No.38	マタニティ教室（前期計画を継続）						
施策の内容	妊娠・分娩・産褥期を健康に過ごすことができ、安心して育児ができるように、また、知識の普及のみでなく、同じ立場である妊婦同士の交流を促し、精神的な支えを得る場として教室を開催する取り組みです。						
施策の方向性目標	年間計画を立て、定期的を実施していますが、今後さらに、妊婦の喫煙や食の乱れなど、胎児の生育に影響を及ぼすおそれのある妊婦の教室への参加者を増やす取り組みを進めるとともに、妊娠届出時にマタニティ教室参加の呼びかけを進めるなど、周知・広報を行っていきます。また、父親にも、育児の知識を高めるために一層の参加を促していきます。						
担当課	健康推進課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○			○		

No.39	乳幼児健診の充実（前期計画を継続）						
施策の内容	乳幼児を対象に、医師の診察と育児や栄養等に関する相談・指導を実施する取り組みです。						
施策の方向性目標	乳児健診は95%以上の受診率（平成21年度）ですが、未受診児についても、訪問等により全数把握をし、健康問題の早期発見と支援を行っています。今後、心の問題やアレルギーの問題などさまざまな面からも、子育てをバックアップするとともに、さらなる健診受診率の向上に努めていきます。						
担当課	健康推進課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○			○	

No.40	発達相談（前期計画を継続）						
施策の内容	健診後のフォローとして、身体面や精神面の専門家による発達相談を行い、子どもの発達に応じた育児指導を行う取り組みです。						
施策の方向性目標	健診後のフォローとして個別相談や各保育所への巡回相談など、身体面や精神面の専門家による発達相談を行い、子どもの発達に応じた支援を実施していきます。						
担当課	健康推進課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○			○	

No.41	育児教室（前期計画を継続）						
施策の内容	親子のふれあいや地域間の交流を深め、子どもたちの健やかな発育・発達をめざすとともに、母親の育児不安の軽減を図り、親と子の心と身体健康づくりを目的として開催する教室です。						
施策の方向性目標	親子のふれあい・親同士の交流を深め、子どもの健やかな発育・発達をめざすとともに、母親の育児不安の軽減に努めていきます。 なお、実施にあたっては、地域子育て支援センターにおける活動において取り組みを進めていきます。						
担当課	健康推進課・子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○		

No.42	家庭訪問（前期計画を継続）						
施策の内容	保健師が新生児・乳児・幼児を訪問、また、健診等の結果により、指導の必要な乳幼児・妊産婦に訪問活動を実施する取り組みです。						
施策の方向性目標	新生児については、出生届後に早期に連絡をとり、訪問を実施していきます。乳幼児については、健診後のフォロー等で訪問指導の必要があると判断される母子に対し、実施していきます。						
担当課	健康推進課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○			○	

No.43	不妊治療対策（前期計画を継続）						
施策の内容	不妊治療にかかる経済的支援として、徳島県不妊治療費助成制度の啓発を行う取り組みです。						
施策の方向性目標	今後も徳島県不妊治療費助成制度の啓発を行っていくとともに、問い合わせがあった場合に、紹介等を行っていきます。						
担当課	健康推進課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○					○	

No.44	母子健康手帳の交付（後期計画から掲載）						
施策の内容	母子健康手帳を交付する取り組みです。						
施策の方向性目標	妊娠の届出があったすべての妊婦に対して、母子健康手帳を交付していきます。また、母子健康手帳を活用して、母子の健康の状況を把握し、支援していきます。						
担当課	健康推進課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○				○	

No.45	感染症予防（予防接種）事業（後期計画から掲載）								
施策の内容	感染症予防（予防接種）を行う事業です。								
施策の方向性目標	感染症予防のため、予防接種を実施していきます。 なお、予防接種についての周知・広報に努めるとともに、関係機関と連携して取り組んでいきます。								
担当課	健康推進課								
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生		保護者	地域住民
対象	○	○	○	○	○	○	○	○	○

No.46	妊産婦・乳幼児等への相談及び総合支援（後期計画から掲載）								
施策の内容	妊産婦・乳幼児等へのさまざまな相談について、総合的に応じていく取り組みであり、初期相談窓口としての役割やワンストップの相談窓口としての取り組みです。								
施策の方向性目標	妊産婦に対しては、妊娠中毒症等の予防や妊娠中の健康管理等に関する相談・母乳相談を、また、乳幼児に対しては、発育状況に関する育児、栄養等の相談等を実施していきます。また、初期相談としての相談しやすい環境づくり、ワンストップの相談窓口の構築にも努めていきます。								
担当課	健康推進課								
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生		保護者	地域住民
対象	○	○	○					○	

No.47	子どもの心と身体の健やかな発達の促進（後期計画から掲載）								
施策の内容	育児や子どもの成長・発達・健康管理等に関する正しい知識・情報を提供する取り組みです。								
施策の方向性目標	子どもの成長・発達・健康に関する問題について、早期に発見し、早期の対応ができるよう、健康診査・健康相談体制の充実を図ります。また、必要に応じ適切な専門機関を紹介し、健康教育・健康相談の充実を図り、育児不安の解消に努めていきます。								
担当課	健康推進課								
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生		保護者	地域住民
対象	○	○	○	○	○	○	○	○	○

No.48	妊産婦等への理解促進（マタニティマークの普及）（後期計画から掲載）						
施策の内容	妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保をすることを目的に、マタニティマークによる啓発を行う取り組みです。						
施策の方向性目標	妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいこと、周囲からの理解が得られにくいこともあることから、マタニティマークの普及により、理解と促進を図っていきます。						
担当課	健康推進課・子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○				○	○	

②食育の推進

＜現状及び課題＞

核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、孤食や偏食など子どもの食をめぐるさまざまな問題が生じ、それが生活習慣や健康に及ぼす影響が懸念されています。

アンケート・ヒアリング調査をみると、食育への取り組みの重要性について理解している人が多く、食べ物や食事時間のバランスが大切との意見が上がっています。また、食に関する学習の確保が必要との考えもあり、食育を進めていくことが大切です。

「食」の問題に対しては、成長の各段階に応じて、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域など、あらゆる場における「食育」が大切です。

家庭と保育所・幼稚園・学校、そして地域がヘルスマイト(食生活改善推進員)等の連携により、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の構築と家族の関係づくりによる心身の健全育成に努めていきます。

重点目標
食育の推進
推進事業
No.49 ●地域における食に関する学習の機会の充実
No.50 ●保育所・幼稚園における食育の推進
No.51 ●小・中学校における食育の推進
No.52 ●家庭における食育の推進
No.53 ●食育に関する関係機関の連携

＜推進事業の内容＞

No.49	地域における食に関する学習の機会の充実（前期計画を継続）					
施策の内容	<p>健診や各種教室等において、食に関する取り組みを推進する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マタニティ教室：妊婦の栄養講話を実施し、自分の食のみならず、子どもや家族の食に関する理解を図っています。 ●離乳食講習：離乳食についての話や試食によって、若いお母さんにも関心を持ってもらえるよう取り組んでいます。 ●育児教室：栄養の話、おやつや幼児食の実習・試食などにより、食習慣が生活習慣の確立の基礎となることを理解する取り組みを行っています。 ●夏休み子ども料理教室、親と子の料理教室：栄養の話や調理実習を通じて地域、親子で食への関心、正しい知識への取り組みを行っています。 					
施策の方向性目標	<p>マタニティ教室において、妊婦及び母親等へ食の重要性について講義を行っていくとともに、離乳食講座を実施して、母親だけでなく父親や祖母の参加も促していきます。また、育児教室でのおやつづくりや夏休み子ども料理教室は、ヘルスマイト（食生活改善推進員）と連携し実施していきます。</p> <p>なお、実施にあたっては、管理栄養士等の専門職員の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図っていきます。</p>					
担当課	健康推進課					
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民
対象	○	○ ○	○ ○	○ ○	○	○

No.50	保育所・幼稚園における食育の推進（後期計画から掲載）					
施策の内容	<p>保育所や幼稚園における食育の推進を図り、就学前児童や保護者に食の大切さを周知していく取り組みです。</p>					
施策の方向性目標	<p>保育所や幼稚園において、給食やおやつなどの際に食育に関する取り組みを進めるとともに、保護者への食育の周知・啓発を進めていきます。また、地産地消への取り組みを進めていきます。</p>					
担当課	保育所・教育委員会					
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民
対象		○ ○			○	

No.51	小・中学校における食育の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	小・中学校における食育の推進を図り、児童・生徒や保護者に食の大切さを周知していく取り組みです。						
施策の方向性目標	<p>市内の全学校で一体的な取り組みを推進するため、市学校食育推進委員会等で、各学校からの要望をとりまとめ、年間を通して計画的に全学校へ指導が行えるようにしていきます。</p> <p>また、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、「ふれあい食体験事業」を全小・中学校で実施していきます。そのため、ヘルスマイト（食生活改善推進員）と連携し、世代を超えて食を通じた交流及び学習を行っていきます。</p>						
担当課	健康推進課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	

No.52	家庭における食育の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	各家庭における子どもと保護者や家族の食育の推進を図る取り組みです。						
施策の方向性目標	ヘルスマイト（食生活改善推進員）や学校との連携により、家庭に対して正しい食事のとり方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の構築と家族の関係づくりによる心身の健全育成、また、地産地消の促進について、推進していきます。						
担当課	健康推進課・子育て支援課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

No.53	食育に関する関係機関の連携（後期計画から掲載）						
施策の内容	保育所・幼稚園・学校や食育に関する関係機関が連携し、市全体をあげて、食育を推進する取り組みです。						
施策の方向性目標	食育の推進にはさまざまな関係機関があるため、それらと連携を図り、食育の目標達成をめざすとともに、地産地消の取り組みも含めて、市全体の取り組みを展開させていきます。						
担当課	健康推進課・子育て支援課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

③思春期保健対策の充実

＜現状及び課題＞

思春期にある児童・生徒の健全な育成のため、教育機関や医療機関及び保健機関等が連携して、妊娠・出産・避妊・性感染症・喫煙・薬物等に関する正しい知識を学ぶ機会を設け、普及させることが必要です。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、思春期の保健対策の重要性について、保護者の意見が多く上がっていると同時に、思春期保健対策にあたっては、学校教育の充実のなかで取り組んでいくことが求められています。

思春期の保健対策（性に関する知識や喫煙・薬物の防止）の取り組みを進め、次代の親となる子どもの健やかな成長への取り組みを進めていきます。

重点目標
思春期保健対策の充実
推進事業
No.54 ●性に関する正しい知識の普及
No.55 ●喫煙防止対策
No.56 ●薬物乱用防止対策
No.57 ●保健管理の推進
No.58 ●保健教育の推進
No.59 ●思春期の健康づくり
No.60 ●思春期相談
No.61 ●妊産婦・赤ちゃんとのふれあい体験

＜推進事業の内容＞

No.54	性に関する正しい知識の普及（前期計画を継続）						
施策の内容	教育機関・医療機関及び保健機関等の連携により、学校において性に関する教育と思春期世代への正しい知識の普及に努める取り組みです。						
施策の方向性目標	教育機関、医療機関及び保健機関等の連携により、各学校においてエイズに関する映画会や性についての講演会を実施し、正しい情報（妊娠出産・避妊・性感染症など）を学ぶ機会を設け、性に関する教育と健全な思春期世代への正しい知識の普及に努めていきます。講師等、助産師会等と連携して実施していきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象				○	○	○	

No.55	喫煙防止対策（前期計画を継続）						
施策の内容	医師会・保健所等の関係機関や学校・家庭・地域の連携により、各小・中学校において、たばこについての正しい知識を知り、たばこが体に及ぼす害、自分だけでなく家族や周囲の人々の健康について考える機会や、たばこをすすめられたときの断り方などについてのスキルを学ぶ学習会を設け、未成年者の喫煙防止に努める取り組みです。						
施策の方向性目標	小・中学校において、医師会の講師による防煙教育や吉野川署のスクールサポーター、学校医などによる喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室を、継続して実施していきます。						
担当課	健康推進課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	

No.56	薬物乱用防止対策（前期計画を継続）						
施策の内容	医師会・保健所等の関係機関や学校・家庭・地域の連携による、薬物乱用防止の取り組みです。						
施策の方向性目標	関係機関と連携を図りながら、子どもの薬物乱用の防止対策に努めるとともに、保護者等を含めた周知・広報を行っていきます。						
担当課	健康推進課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象				○	○	○	○

No.57	保健管理の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	学校ごとに保健計画を立て、環境衛生の維持・改善に努めること、健康診断を定期的実施すること、感染症の予防や感染症による学級閉鎖に関することなど、児童・生徒等の健康保持や健康増進のために必要な取り組みです。						
施策の方向性目標	各学校において、環境衛生の維持・改善に努めるとともに、健康診断を定期的実施するなど、健康管理や学級閉鎖に関することなどに対応していきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	

No.58	保健教育の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	健康・安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的な発展を図ることを目的に、個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる取り組みです。						
施策の方向性目標	学習指導要領に基づき、保健に関する指導を通して、健康で安全な生活を営むための実践的能力や知識の学習を行っていきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	

No.59	思春期の健康づくり（後期計画から掲載）						
施策の内容	各学校において、薬物乱用防止教室の実施や性教育の授業などを通して、思春期の児童・生徒に起こる体や心の変化について、学習する取り組みです。						
施策の方向性目標	学校と保健機関が連携して、情報の交換や学習の協力を努めていきます。						
担当課	健康推進課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象				○	○		

No.60	思春期相談（後期計画から掲載）						
施策の内容	思春期の心と体に関する悩み、また、不登校・摂食障害などについて、専門医等による相談です。						
施策の方向性目標	思春期の心と体に関する悩み、また、不登校などの問題について、保健師や専門医による相談を行っていきます。						
担当課	健康推進課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象				○	○		

No.61	妊産婦・赤ちゃんとのふれあい体験（後期計画から掲載）						
施策の内容	次代の親となる児童・生徒に対し、命の大切さや子育ての喜びと責任などについての意識を育成するため、乳児や妊産婦とのふれあう機会を設ける取り組みです。						
施策の方向性目標	乳児の世話や抱っこを体験したり、妊婦さんやお母さんに子育てのお話を聞くことで、命の尊さを感じてもらう機会を設けていきます。						
担当課	健康推進課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象				○	○		

④小児医療等の充実

＜現状及び課題＞

子どもの体調変化に対して迅速に対応できるよう、かかりつけ医を持つことや、いつでも診療をしてもらえる医療体制の整備が大切です。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、休日診療・夜間診療などのニーズが増加しており、就学前児童のアンケート調査の結果でも、子育てにおける不安や負担のうち、地域医療体制への不安を感じる方が約3割を占めている状況です。また、医療費への支援についての要望も高くなっています。

子どものかかりつけ医の増加に努めるとともに、小児医療の充実、なかでも救急医療体制も含めた体制の確保に努めていきます。

重点目標
小児医療等の充実
推進事業
No.62 ●小児医療体制の連携体制の構築
No.63 ●かかりつけ医づくりの推進
No.64 ●病児・病後児保育
No.65 ●出産・育児にかかる経済的負担の軽減

< 推進事業の内容 >

No.62	小児医療体制の連携体制の構築（後期計画から掲載）						
施策の内容	医師会等と連携し、小児救急医療体制を整備するとともに、その周知・相談に応じる取り組みです。						
施策の方向性目標	小児救急医療体制については、日曜日は9時～18時の間、麻植協同病院と阿波病院（第1・3・5週）に小児科専門医が診察できる体制が整備されています。（平成21年度現在） また、周知・相談については、県が徳島こども救急電話相談を毎日18時から翌朝8時まで対応しており、小児科医・看護師により実施している事業について周知しています。						
担当課	健康推進課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	

No.63	かかりつけ医づくりの推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	日ごろから健康相談をしたり、病気になったときは初期の医療を行うかかりつけ医を持ち、かかりつけ医と病院の役割体制が地域内に確立することで、医療サービスの向上を図る取り組みです。						
施策の方向性目標	子どもの健康管理、疾病予防に関して、いつでも気軽に相談ができるかかりつけ医づくりを推進していきます。						
担当課	健康推進課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	

No.64	病児・病後児保育（後期計画から掲載）						
施策の内容	保育所・幼稚園等に通っている児童等が病気回復期であり、集団保育の困難な期間、その児童を一時的に預かる事業です。						
施策の方向性目標	平成21年度現在、病児・病後児保育を実施していない状況ですが、目標事業量にあわせて、病後児保育を実施していきます。 なお、医療機関等とも連携を図り、サービスの拡充に努めていきます。						
担当課	保育所						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○			○	

No.65	出産・育児にかかる経済的負担の軽減（後期計画から掲載）							
施策の内容	乳幼児及び児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、出産に伴う経費や就学前の子どもに対する医療費の助成・軽減を図る事業です。							
施策の方向性目標	<p>●出産育児一時金支給事業</p> <p>医療保険制度（健康保険や国民健康保険など）の被保険者やその被扶養者が出産したときに一時金を支給していきます。</p> <p>●乳幼児医療費助成事業</p> <p>乳幼児及び児童を扶養している保護者に対し、医療費の自己負担分を助成していきます。なお、対象年齢の拡大について検討を行っていきます。</p>							
担当課	健康推進課・子育て支援課							
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生	保護者	地域住民
対象	○	○	○				○	

(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (教育環境)**①次代の親づくり****<現状及び課題>**

次代の親となる子どもに対して、子どもを生み育てる喜びや働く責務が実感できるよう、世代間交流や職場体験の機会を設けるなどの取り組みが必要です。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、体験学習などの充実を求める意見とともに、子どもや保護者の相談に応じる相談体制の充実が求められています。

乳幼児とのふれあいや職場体験などにより、次代の親としての役割など、地域・家庭の大切さを実感しつつ子育てができるよう取り組んでいきます。

また、子育て中の親に対しては、子どもとともに親も一緒に育っていくという視点に立ち、パートナーや子どもへの理解を深める学習や活動、相談などの機会を設けていきます。

重点目標
次代の親づくり
推進事業
No.66 ●次代の親づくり（職場体験・ふれあい体験の充実）
No.67 ●スクールカウンセラー等の活用の促進
No.68 ●就学援助制度・奨学金制度の周知
No.69 ●パートナーや子どもへの理解
No.70 ●子ども会等活動への支援

< 推進事業の内容 >

No.66	次代の親づくり（職場体験・ふれあい体験の充実）（後期計画から掲載）						
施策の内容	<p>次代の親づくりの視点から、勤労意欲や社会的責任感の醸成等のため、職場体験学習の一層の充実を図る取り組みです。</p> <p>なお、乳幼児とのふれあい・体験学習においては、子育ての喜びや家庭の大切さを、また、自然環境や地域資源を活用した体験学習においては、郷土を愛し、地域に生きる気持ちを育成することをねらいとしています。</p>						
施策の方向性目標	<p>職場体験・体験活動を企画・実践していきます。</p> <p>豊かな自然環境、地域の資源を活用した職場体験や自然体験などの多様な体験活動に取り組みます。また、ハローワークや各事業所等との連携強化に努めます。</p> <p>保育所等と連携して乳幼児とのふれあいのなかから子育ての意識や家庭の大切さを理解できるよう、機会の拡充を図っていきます。また、命について考える機会を持ってもらい、自分が生まれてきたこと、大切に育てられてきたことを知り、母性・父性意識の高揚をめざしていきます。</p>						
担当課	健康推進課・子育て支援課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	

No.67	スクールカウンセラー等の活用の促進（後期計画から掲載）						
施策の内容	<p>「心の悩み・問題」に専門的立場から助言・援助を行うために臨床心理士・精神科医などカウンセリングの専門家により、児童・生徒及び保護者からの相談に応じる取り組みです。</p>						
施策の方向性目標	<p>不登校・いじめ・非行などの予防や解消のため、子どもや保護者へのカウンセリングや指導・助言を行い、相談体制を促進していきます。</p>						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○		

No.68	就学援助制度・奨学金制度の周知（後期計画から掲載）						
施策の内容	教育を受ける機会を確保するため、経済的な理由によって就学が困難な生徒に対し、就学の経済的な援助制度や奨学資金貸付を行う奨学金制度について周知する取り組みです。						
施策の方向性目標	高校・大学等への進学が経済的理由で困難な生徒を支援するため、各種奨学資金制度の周知を行っていきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象				○	○	○	

No.69	パートナーや子どもへの理解（後期計画から掲載）						
施策の内容	次代の親となる児童・生徒に対して、さまざまな体験学習・実習、保健に関する授業などを通して、家庭の大切さや子育ての責務などを育成する取り組みです。						
施策の方向性目標	次代の親として求められる、パートナーや子どもへの配慮の心を養うため、保健教育・人権教育・保育実習・体験学習などに取り組んでいきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	

No.70	子ども会等活動への支援（後期計画から掲載）						
施策の内容	地域の子どもが、地域の環境や文化にふれながら、地域の大人や異年齢の子どもと交流する場である子ども会活動を支援し、地域による子育て・子育て支援の推進と郷土を知り・愛する心を育てる取り組みです。						
施策の方向性目標	子ども会が子どもたちを中心として自主的に活動し、仲間づくりや異年齢児の交流の場となるよう支援していきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	○

②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

＜現状及び課題＞

就学児童のアンケート調査の結果によると、子どもに関する悩み・気になることでは、3分の1以上の保護者が「教育に関すること」であるとして最も多くなっています。また、ヒアリング調査の結果をみると、学力の向上を図るような取り組みへの要望が上がっています。

安心して子どもが学べる教育環境を整備するため、次代の親の育成と豊かな人間性の成長に向けた多様な教育活動を推進していきます。そして、子ども自身が生きる意義を認識するとともに、個性・可能性を伸ばし、自ら考え学ぶ意欲など、生きる力をはぐくむことができるよう、きめ細かな教育を推進していきます。

重点目標
子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
推進事業
No.71 ●学校教育環境の整備
No.72 ●幼児教育と小学校教育の連携
No.73 ●不登校児童・生徒対策
No.74 ●青少年の非行問題への対応
No.75 ●子どもを対象としたスポーツ・文化活動
No.76 ●文化・芸術活動・体験学習活動等の情報提供の推進
No.77 ●基礎学力の向上と創造性の育成
No.78 ●消費者教育等の推進
No.79 ●職員等の資質の向上

＜推進事業の内容＞

No.71	学校教育環境の整備（後期計画から掲載）						
施策の内容	各校が学力向上推進員を指名し、授業改善・学習習慣の定着、読書活動の充実等をめざす取り組みです。						
施策の方向性目標	<p>全国学力・学習状況調査の動向を踏まえ、吉野川市の特色ある学力向上施策や魅力のある学校づくり事業等を打ち立てていきます。</p> <p>確かな学力の育成を図るため、教職員一人ひとりの資質や能力の向上を図るよう、教職員指導力人間力向上研修を充実させ、「学校版『学力・学習状況』改善プラン」を作成することにより、PDCAサイクルのもと、検証・改善を図っていきます。</p> <p>また、子どもの生きる力の育成や地域に根ざした学校づくりをするため、教育環境等の整備に努めていきます。</p>						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	

No.72	幼児教育と小学校教育の連携（後期計画から掲載）						
施策の内容	幼児期から児童期にかけて、子どもの多様な学びや育ちを連続的にとらえ、幼児教育から小学校教育への移行を円滑に支援する取り組みです。						
施策の方向性目標	<p>幼児期後期から児童期前期の発達の特徴を教育的にとらえ、教員同士が授業と保育を参観したり、ある教科を通して連続したカリキュラムを作成するなど、学びの連続性に視点を置いた取り組みを行うとともに、子ども同士の交流や教員間の協議を行い、幼児教育と小学校教育の連携に努めていきます。</p>						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				

No.73	不登校児童・生徒対策（前期計画を継続）						
施策の内容	<p>適応指導教室は、吉野川市内の不登校の相談機関として早期支援・早期対応を行う場です。</p> <p>適応指導教室では、学校と連携し、不登校の早期発見のための調査を実施し、不登校の児童・生徒の居場所として、生活指導・学習指導を行い、通室した日を出席扱いとするなど、柔軟な対応をしています。</p> <p>また、家庭環境等に課題のある児童・生徒の不登校については、健康福祉部・児童相談所・教育委員会が連携し、家庭・学校への支援を充実させるとともに、子どもが引きこもりやニートとならないよう、取り組みを行っているものです。</p>						
施策の方向性目標	<p>適応指導教室において、学校と連携を図りながら、不登校児童・生徒一人ひとりの心の問題に対応するための活動を行っていきます。</p> <p>そのため、適応指導教室の環境、人的配置、運営の充実を図るとともに、地域のサポート力を強化し、教育行政・福祉行政・地域住民のマンパワーを効果的に活用し、保護者が相談しやすい教育相談体制をつくっていきます。</p> <p>また、学校は未然防止の取り組みや予防教育を推進していきます。さらに、関係機関と連携を図り、ケース会議や教職員の研修を行っていきます。</p>						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	○

No.74	青少年の非行問題への対応（後期計画から掲載）						
施策の内容	<p>青少年の非行を未然に防止するため、地域の防犯ボランティアの活動と連携して、見守りやパトロール活動等を実施するとともに、有害環境の排除に努める取り組みです。</p>						
施策の方向性目標	<p>地域と関係機関が連携し、青少年の育成支援を進め、青少年のより一層の健全育成に努めていきます。</p>						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象				○	○	○	○

No.75	子どもを対象としたスポーツ・文化活動（後期計画から掲載）						
施策の内容	地域の教育力と子育て支援機能の向上を図り、子どもの健全な育成を促進するため、地域のさまざまな文化を学ぶ場を設けるとともに、交流を図り発達を支援するスポーツ・文化活動への取り組みです。						
施策の方向性目標	地域におけるさまざまな子育て文化活動やスポーツ事業を実施及び支援し、子どもの心身の健全な発達を促進していきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○		○	

No.76	文化・芸術活動・体験学習活動等の情報提供の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	各種文化・芸術活動や体験学習を通じて、子どもたちが郷土への愛着や誇りを感じ、地域の一員としての自覚を持つことができるよう、該当する活動に関する情報を提供する取り組みです。						
施策の方向性目標	地域のさまざまなところで実施している学習会・体験活動等の情報を提供していきます。 また、芸術活動や公演への参加を促進していきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○		○	

No.77	基礎学力の向上と創造性の育成（後期計画から掲載）						
施策の内容	全国学力・学習状況調査の活用を図るとともに、少人数指導体制を充実させるなど、確かな学力の定着と向上に向けた研究・研修体制の整備と創造性をはぐくむ教育を推進する取り組みです。						
施策の方向性目標	基礎学力の向上のため、全国学力・学習状況調査を受けて分析を行い、各学校の学習指導等の充実の支援に努めるとともに、少人数指導等の充実に努め、創造性の育成を図っていきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○		

No.78	消費者教育等の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	次代の親となる児童・生徒に対して、社会的な自立心や責任感を育成するため、消費者教育・金融経済教育を実施する取り組みです。						
施策の方向性 目標	学校・家庭・地域において、消費者教育・金融経済教育を推進していきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	

No.79	職員等の資質の向上（後期計画から掲載）						
施策の内容	行政職員や教職員等の資質向上をめざし、研究事業の充実や知識の共有化等を進める取り組みです。						
施策の方向性 目標	授業研修会を開催し、指導法の改善や小・中学校の連携強化に努めるとともに、県教委・文部科学省等の研修への協力及び各学校の研修体制の充実への支援に努め、教職員の意識改革と資質の向上を図っていきます。 また、指定校事業の積極的な活用にも努めていきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○		

③家庭や地域の教育力の向上

＜現状及び課題＞

共働き世帯の増加やひとり親家庭の増加、核家族化の進行や近所関係の希薄化などにより、家庭や地域の教育力が低下してきています。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、家庭で子どもを育てていくとともに、地域で子どもを育てていくことが重要であるとの意見が多くなっています。また、子どもと父親・母親のふれあいを促進していく取り組みへの支援も求められています。

家庭や地域の教育力の向上を図るため、地域に開かれた学校づくりに努めるとともに、地域で子育てを支えていくための子育て支援ネットワークや子育てに不安や悩みを抱く保護者等の相談にこたえる体制を整備するなど、家庭教育支援の充実に努めます。

重点目標
家庭や地域の教育力の向上
推進事業
No.80 ●相談体制の充実
No.81 ●家庭や地域の大切さ等についての理解促進（家族の日・家族の週間の啓発）
No.82 ●家庭教育を学習する機会の充実
No.83 ●ボランティア等活動の推進
No.84 ●公共施設の活用促進
No.85 ●地域に開かれた保育所・学校づくりの促進
No.86 ●生涯学習事業の充実
No.87 ●郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実
No.88 ●フリーター等に対する意識啓発
No.89 ●見守り支援体制づくり

＜推進事業の内容＞

No.80	相談体制の充実（後期計画から掲載）						
施策の内容	核家族化や近所関係の希薄化などによる家庭や地域の教育力を支援するため、相談体制の充実を図る取り組みです。						
施策の方向性目標	家庭や地域の教育力の向上を図るため、地域で子育てを支えていくための子育て支援ネットワークや子育てに不安や悩みを抱く保護者等の相談に応じる体制を整備するなど、家庭教育支援の充実に努めていきます。						
担当課	子育て支援課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

No.81	家庭や地域の大切さ等についての理解促進（家族の日・家族の週間の啓発） （後期計画から掲載）						
施策の内容	家庭の大切さや家族の役割を見直し、家庭の教育力や子育て機能などを地域や社会で支援していく機運を醸成する取り組みです。						
施策の方向性目標	多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」（11月第3日曜日）や「家族の週間」（家族の日の前後1週間）における啓発や、地域や企業の取り組み等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等について、理解の促進を図っていきます。						
担当課	子育て支援課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

No.82	家庭教育を学習する機会の充実（後期計画から掲載）						
施策の内容	家庭や地域の教育力を支援するためのさまざまな学習等の機会を充実させる取り組みです。						
施策の方向性目標	人権課題の教育・啓発や男女共同参画社会の実現に向け、講演会や講座などの啓発や情報提供等を実施していきます。						
担当課	企画財政課・人権課・子育て支援課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

No.83	ボランティア等活動の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	青少年育成のためのボランティア体験、地域活動や子育てを支援するためのボランティアなど、市民の自主活動を支援する取り組みです。						
施策の方向性目標	青少年体験活動・ボランティア活動・ボランティアの育成など、活動の活発化に努めていきます。なお、各学校と地域が連携し、福祉施設への訪問や地域の清掃活動などを通じ、社会に奉仕する意義を学ぶ地域に根ざした活動を推進し、学校や社会福祉協議会における取り組みについて連携を図っていきます。						
担当課	福祉総務課・子育て支援課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	

No.84	公共施設の活用促進（後期計画から掲載）						
施策の内容	住民の自主的な活動を支援するため、公共施設の有効活用を促進する取り組みです。						
施策の方向性目標	公共施設の活用方法を再検討し、多様化した教育活動等に対応していきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	

No.85	地域に関われた保育所・学校づくりの促進（後期計画から掲載）						
施策の内容	子どもの育成・教育活動の充実のために、保育所・幼稚園・学校・家庭・地域が幅広く連携することが大切なことから、保護者・地域の人材、さらには各種団体などの地域の教育力をボランティアとして積極的に活用する取り組みです。						
施策の方向性目標	保育所・幼稚園・学校・家庭・地域の協力支援体制を強化し、地域の人材をボランティアとして活用するなど、地域の実情に応じた特色のある学校教育を推進していきます。						
担当課	子育て支援課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	

No.86	生涯学習事業の充実（後期計画から掲載）						
施策の内容	さまざまな生涯学習活動を充実させ、子どもがスポーツ活動や文化活動に参加することにより、地域の大人や異年齢児と交流する場を提供する取り組みです。						
施策の方向性目標	さまざまな体験や場を通して子どもが地域社会で主体的に生活ができるよう、現在行われている社会教育や体育スポーツ振興の事業など、生涯学習事業を充実させていきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象				○	○	○	○

No.87	郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実（後期計画から掲載）						
施策の内容	子どもが、郷土に誇りを持ち、地域を愛する心がはぐくまれるよう、郷土の歴史や文化にふれあう機会を充実させる取り組みです。						
施策の方向性目標	次代の担い手となる子どもが、地域に誇りを持てるよう、郷土の歴史や伝統文化とふれあう機会の充実を図っていきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象				○	○	○	○

No.88	フリーター等に対する意識啓発（後期計画から掲載）						
施策の内容	教育・福祉・保健・医療・雇用等各関連分野が連携して、ニートや引きこもり等の困難を有する子ども・若者への支援を行う取り組みです。						
施策の方向性目標	仕事と生活の調和の視点も含めた勤労観・職業観、社会的・職業的自立に必要な能力等をはぐくむ教育・職業教育の支援に取り組んでいきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象					○	○	○

No.89	見守り支援体制づくり（後期計画から掲載）						
施策の内容	地域の教育力の向上及び防犯等を目的として、児童・生徒を地域で見守る体制を整備する取り組みです。						
施策の方向性 目標	学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進していきます。 また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を設けていきます。						
担当課	総務課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	○

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

<現状及び課題>

情報化の進展や社会風潮の影響などにより、さまざまなメディアを通じて吉野川市の青少年にも有害な情報等が侵入してくることがあります。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、道路などにある青少年の育成に影響がある広告やチラシなどの除去・排除への意見が上がっています。

青少年を取り巻く有害環境を把握し、有害図書やチラシをはじめ、たばこ・アルコール・薬物等についても、関係機関・地域・学校・家庭が連携して有害環境を改善する取り組みを推進していきます。

重点目標	
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
推進事業	
No.90 ●有害環境への対策	
No.91 ●有害環境排除活動	
No.92 ●情報教育の推進	

<推進事業の内容>

No.90	有害環境への対策（後期計画から掲載）						
施策の内容	有害図書・有害ビデオ、携帯電話やパソコン等ネット犯罪が全国的に多発しており、有害環境排除に向け地域の協力体制の取り組みです。						
施策の方向性目標	青少年を取り巻く環境は情報化社会の進展に伴い大きく変容しているため、徳島県青少年保護育成条例の普及啓発とあわせて、関係事業者の状況等をきめ細かく把握するよう努めていきます。						
担当課	吉野川市青少年育成補導センター・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象				○	○	○	○

No.91	有害環境排除活動（後期計画から掲載）						
施策の内容	有害環境排除に向け地域の協力体制を整備していきます。そのため、関係機関と連携して、児童・生徒の有害環境について、排除する活動です。						
施策の方向性 目標	補導活動・パトロール活動を、今後も継続していきます。 ネット犯罪防止に関する保護者や関係団体等の研修を実施していきます。また、インターネットのフィルタリング等、活用のルールやマナーをしっかりと学校・家庭で教育していきます。 さらに、保護者・教職員のなかから啓発リーダーの養成を図っていきます。						
担当課	吉野川市青少年育成補導センター・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	○

No.92	情報教育の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	情報の正しい入手と活用の知識を普及啓発する取り組みです。						
施策の方向性 目標	情報教育に関する教職員の研修の充実を図っていくとともに、有害情報対策の講座を実施するなど、情報モラル教育の充実に努めていきます。 また、インターネットや携帯電話の使い方等について、情報教育として行っていきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	○

(4) 子育てを支援する生活環境の整備 (生活環境)

①良質な住宅の確保及び良好な居住環境の確保

<現状及び課題>

子どもを安心して生み育てることができるよう、また、定住を促進するためにも、快適で良質な住宅の確保が求められています。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、安心して暮らせる住宅の確保や子育てしやすい家の環境の整備が求められています。

そのため、子育て期における世帯にも利用しやすい公営住宅・民間住宅の整備に配慮がなされるよう、関係機関に対し要望等を行います。

重点目標	
良質な住宅の確保及び良好な居住環境の確保	
推進事業	
No.93 ●住宅環境の整備	
No.94 ●居住環境の整備	
No.95 ●多子・子育て世帯向け住宅の支援	

<推進事業の内容>

No.93	住宅環境の整備 (後期計画から掲載)							
施策の内容	老朽化した公営住宅の建て替えにより居住環境の向上をめざすとともに、子育て世帯にも対応した住宅の供給に努める取り組みです。							
施策の方向性目標	子育て期における世帯にも利用しやすい公営住宅・民間住宅の整備に配慮がなされるよう、関係機関に対し要望等を行います。							
担当課	都市計画住宅課							
成長段階	誕生前	就学前		小学生	中・高校生		保護者	地域住民
対象	○	○	○	○	○	○	○	○

No.94	居住環境の整備（後期計画から掲載）						
施策の内容	子育て世帯に対応した住宅の供給を進めるとともに、子育て支援施設の立地に配慮したり、周辺の歩道や公園の整備を図るなど、子育てにやさしい居住環境を整備する取り組みです。						
施策の方向性目標	大規模な公営住宅の整備や建て替えにあたっては、子育て支援の施設等の併設がなされるよう検討を加えるとともに、関係機関に対し、要望等を行っていきます。						
担当課	都市計画住宅課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

No.95	多子・子育て世帯向け住宅の支援（後期計画から掲載）						
施策の内容	公営住宅について、施設整備とあわせて、多子世帯や要支援世帯の優先入居など、運用面での子育て支援をする取り組みです。						
施策の方向性目標	公営住宅への入所について、多子世帯や子育て世帯について、優先入居の検討を行っていきます。						
担当課	都市計画住宅課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

②安全な道路交通環境の整備

<現状及び課題>

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、子どもの視点や子ども連れの親の視点から、幅の広い歩道やバリアフリー化された安全な道路交通環境づくりが求められています。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、登下校の道路の整備・バリアフリー化、子どもの安全のための看板や掲示板の設置が求められています。

吉野川市では、良好な生活環境と安全な道路交通環境の整備を計画的に進めています。今後も、子どもや妊産婦等が安全に安心して通行することができるよう、歩道の新設や改良等、道路交通環境の整備に努めていきます。

重点目標	
安全な道路交通環境の整備	
推進事業	
No.96 ●道路環境の整備	
No.97 ●交通安全設備の整備	

<推進事業の内容>

No.96	道路環境の整備（後期計画から掲載）								
施策の内容	妊産婦や子ども連れ等の移動等の安全を図るため、交通量の多い交差点や交通事故が発生しやすい場所、子育て支援施設の周辺等について、道路改良を含め、信号機の設置など、関係機関に積極的に働きかける取り組みです。								
施策の方向性目標	子どもや妊産婦等が安全に安心して通行することができるよう、歩道の新設や改良等、道路交通環境の整備に努めていきます。								
担当課	建設課								
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生		保護者	地域住民
対象	○	○	○	○	○	○	○	○	○

No.97	交通安全設備の整備（後期計画から掲載）								
施策の内容	交通事故を防止するため、カーブミラーやガードレールなどの安全設備を整備する取り組みです。								
施策の方向性目標	関係機関とも協議及び連携を図りながら、子どもの視点に立ちながら、カーブミラーやガードレールの整備や補修を進めていきます。								
担当課	総務課								
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生		保護者	地域住民
対象	○	○	○	○	○	○	○	○	○

③公共施設におけるバリアフリーの推進

<現状及び課題>

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるバリアフリーのまちづくりが大切です。そのため、まず、公共施設において子育てにやさしい施設整備を進める必要があります。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、公共施設の改修が求められているとともに、道路等の段差の解消など、バリアフリー化を進めて欲しいとの意見が上がっています。

公共施設には子どもや妊産婦等が安心して利用できるよう、スロープやエレベーターの整備、トイレ内のベビーチェアの設置など、子育てバリアフリー化を推進していきます。

さらに、不特定多数の方が利用する民間施設に対しても、子育てバリアフリー化に取り組むよう啓発・誘導をしていきます。

重点目標	
公共施設におけるバリアフリーの推進	
推進事業	
No.98	●公共施設のバリアフリー化
No.99	●公共交通環境の整備
No.100	●公園などの身近な遊び場の整備

<推進事業の内容>

No.98	公共施設のバリアフリー化（後期計画から掲載）							
施策の内容	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例等に基づいて、子どもサイズの便器・手洗い器・ベビーベッド・ベビーチェア・ゆったりした化粧室・スロープの設置など、公共施設のバリアフリー化を推進する取り組みです。							
施策の方向性目標	近年の新規整備施設については、バリアフリーを考慮した施設としていますが、既存の施設においては、バリアフリー化のための現況調査を実施し、調査が完了し次第、施設ごとの整備計画を策定し、改修を推進していきます。							
担当課	建設課・都市計画住宅課							
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生	保護者	地域住民
対象	○	○	○	○	○	○	○	○

No.99	公共交通環境の整備（後期計画から掲載）						
施策の内容	駅や停留所の周辺において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、幅の広い歩道やスロープ、エレベーターの整備を推進する取り組みです。						
施策の方向性目標	子育て世帯が外出しやすい環境の整備のため、公共交通機関に対して、バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進をしていきます。						
担当課	福祉総務課・建設課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

No.100	公園などの身近な遊び場の整備（後期計画から掲載）						
施策の内容	子どもの安全で快適な遊び場として、また、子育ての場として公園などを整備する取り組みです。						
施策の方向性目標	公園など、子どもの身近な遊び場について、遊具の点検などを行い、子どもが安心して利用できるよう、整備を行っていきます。						
担当課	都市計画住宅課・商工観光課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	○

④子どもが被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

＜現状及び課題＞

近年、子どもが被害者となる犯罪や事故が全国的に増加しています。アンケート調査の結果をみても、子育てに不安や負担を感じる理由で、半数以上の保護者が「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから」と回答しています。また、ヒアリング調査の結果をみると、犯罪がない安全な地域づくりの推進や子どもを見守る体制の整備が求められています。

吉野川市では、地域の安全確保のため、「子ども 110 番の家」の登録や街路灯の整備を推進しており、また、子どもの安全な遊び場を確保するため、公園の遊具等の点検等を実施しています。

今後も子どもが安全・安心に暮らしていくために、公園等の整備や街路灯の整備など、ケガや犯罪被害から子どもたちを守るよう努めていきます。

重点目標	
子どもが被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進	
推進事業	
No.101	●安全・安心のまちづくりの推進
No.102	●子育てにやさしいまちの情報提供
No.103	●子ども 110 番の家
No.104	●防犯教室や避難訓練の実施

＜推進事業の内容＞

No.101	安全・安心のまちづくりの推進（後期計画から掲載）								
施策の内容	児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理を進める取り組みです。								
施策の方向性目標	学校施設について、安全で豊かな環境を確保していきます。 また、ケガや犯罪被害から子どもたちを守るよう努め、安全・安心のまちづくりを推進していきます。								
担当課	教育委員会								
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生		保護者	地域住民
対象		○	○	○	○	○	○	○	○

No.102	子育てにやさしいまちの情報提供（後期計画から掲載）						
施策の内容	子育てや子ども連れでの外出に役立つ、また、子育て支援施設や設備等に関する情報を提供する取り組みです。						
施策の方向性目標	子育てにやさしい住宅・店舗・公共施設・公園等のまちの情報について、提供していきます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

No.103	子ども110番の家（後期計画から掲載）						
施策の内容	子どもが危険を感じたときや、困ったことが起きたときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等を設置し、さらに防犯ボランティア活動の支援を行う取り組みです。						
施策の方向性目標	子どもたちがいざというとき、もしものときに駆け込める場として、また、地域で子どもを見守る体制として、「子ども110番の家」を設けており、今後とも、関係機関と連携して活動を広げていきます。 なお、設置箇所の新設や更新を行っていきます。						
担当課	総務課・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	○

No.104	防犯教室や避難訓練の実施（後期計画から掲載）						
施策の内容	子どもの安全の確保のため、各保育所・学校において防犯教室や避難訓練を行う取り組みです。						
施策の方向性目標	子どもの安全の確保のため、各保育所・学校において防犯教室や避難訓練を行っており、普段から防犯体制を心がけていきます。						
担当課	総務課・保育所・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進 (ワーク・ライフ・バランス)**① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の推進****<現状及び課題>**

アンケート調査の結果によると、一番望んでいる子育て支援策は、就学児童の保護者では「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」が最も多く、就学前児童の保護者でも「延長保育の実施」に次いで多くなっています。

また、ヒアリング調査の結果も含めてみると、仕事と子育ての両立への支援、育児休暇が取得しやすい体制の整備、父親や地域住民の意識改革も含めた周知・啓発活動への取り組みが求められています。

子育て中の男女が多様な働き方や父親の子育て参画の推進など、事業所の協力を求めていくとともに、男女が等しく家事・育児・介護など家庭生活に参加するよう、固定的な役割分担の意識解消が大切です。

そのため、広報等を活用し、男女共同参画意識の啓発・広報に努めるとともに、講演会や講座の実施など、働き方の見直し・実現に向けた取り組みを進めていきます。

重点目標
多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の推進
推進事業
No.105 ●企業への働き方の見直しへの広報・啓発
No.106 ●育児休業制度の促進
No.107 ●男女共同参画意識の形成
No.108 ●若者の定住をめざした就労支援施策の推進

＜推進事業の内容＞

No.105	企業への働き方の見直しへの広報・啓発（後期計画から掲載）						
施策の内容	本市では、吉野川市男女共同参画条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みとして、「男女共同参画基本計画」を策定しています。 「多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実」を施策の方針の一つとしてとらえ、事業を推進するものです。						
施策の方向性目標	施策の方針に沿った具体的な取り組みを進め、固定的な男女の役割分担意識の払しょく等、住民の意識改革のための広報や啓発を積極的に推進していきます。 そのため、広報紙やホームページ等を通じ、「男女が子育てを行う大切さ」の啓発に努めていきます。 また、講演会等で男性も参加できるよう開催日の工夫を行い、広報・啓発活動の充実に努めていきます。						
担当課	企画財政課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象					○	○	

No.106	育児休業制度の促進（後期計画から掲載）						
施策の内容	事業所に対して育児休業制度を取得しやすい労働環境の整備などの周知・啓発を行う取り組みです。						
施策の方向性目標	男性を含めた育児休業の取得促進について、関係機関と連携をしながら、制度の定着活用を促していきます。						
担当課	商工観光課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象					○	○	

No.107	男女共同参画意識の形成（後期計画から掲載）						
施策の内容	男女共同参画社会を築いていくために、日常生活に存在する性別役割分担意識に気づき、身近なことから制度や慣習について見直すことができるよう、男女共同参画基本計画に基づき実施する取り組みです。						
施策の方向性目標	性別役割分担意識を改めていくため、家庭生活において、男女がともに協力しあう意識の形成に努めていきます。						
担当課	企画財政課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象					○	○	

No.108	若者の定住をめざした就労支援施策の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	包括的な次世代育成支援対策は、子育て支援にとどまらず、若者の定住を促進する取り組みでもあり、その就労支援についても推進する取り組みです。						
施策の方向性目標	少子化対策をまちづくりの一環として、若者の定住をめざした就労支援施策の推進を関係機関と連携を図りながら推進していきます。						
担当課	関係各課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

②仕事と子育ての両立支援のための体制整備等の推進

＜現状及び課題＞

アンケート調査の結果によると、仕事と生活の調和がとれていると思っている割合は、就学前児童の母親で4分の3、就学児童の母親で3分の2に達しているのに対して、父親では就学前児童・就学児童とも約半数となっています。

また、ヒアリングの結果をみると、仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備や企業への理解の促進が求められています。

男女がともに充実した家庭・地域・職業生活が送れるよう、保育サービスの充実に努めるとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けて、男女が家事や育児を適切に分担できるよう、広報・啓発活動を進めていきます。

重点目標	
仕事と子育ての両立支援のための体制整備等の推進	
推進事業	
No.109	●企業への働き方の見直しへの広報・啓発
No.110	●男女共同参画による子育ての促進

＜推進事業の内容＞

No.109	企業への働き方の見直しへの広報・啓発（後期計画から掲載）						
施策の内容	企業に対して、子育てを支援する労働環境の整備や妊娠・出産への配慮、短時間勤務など多様な就業形態の導入などについて、周知啓発を行う取り組みです。						
施策の方向性目標	男女がともに充実した家庭・地域・職業生活が送れるよう、事業主への啓発活動を積極的に行っていくとともに、多様な保育サービスの実施など、仕事を持つ保護者に対する育児施策を実施していきます。						
担当課	関係各課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象					○	○	

No.110	男女共同参画による子育ての促進（後期計画から掲載）							
施策の内容	家事・育児を家族全員が協力して担えるよう、男性も家庭生活の役割を分担し、父親も育児を適切に分担するよう促進する取り組みです。							
施策の方向性目標	保育所・幼稚園・地域子育て支援センター・学校などの情報提供機能を活用し、父親の子育て参加に対する意識啓発を促進していきます。また、子育て世帯に対して、仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）に向けた働き方の見直しを啓発していきます。							
担当課	関係各課							
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生	保護者	地域住民
対象							○	○

(6) 子ども等の安全の確保 (子ども等の安全・安心)

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

<現状及び課題>

吉野川市では子どもの交通安全を確保するために、交通安全教室や交通安全教育の推進を行い、交通安全に対しての意識の啓発を図る一方、交通安全イベントへの参加や街頭指導など、交通安全活動を行っています。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、安全な通園・通学ができる歩道等の整備やあらゆる場・機械での交通安全対策の充実が求められています。

今後も、子どもが交通事故に遭わないよう、交通環境の整備に努めるとともに、交通安全教室等の実施や交通安全等の啓発・広報を進めていきます。

重点目標
子どもの交通安全を確保するための活動の推進
推進事業
No.111 ●交通安全教室の開催 No.112 ●チャイルドシートの着用の推進 No.113 ●交通安全活動 No.114 ●安全な道路交通環境の整備

<推進事業の内容>

No.111	交通安全教室の開催 (後期計画から掲載)						
施策の内容	保育所・幼稚園・学校等で交通安全指導員による交通安全教室を開催し、信号機の見方、横断歩道の渡り方などの交通ルールや、路上での正しい通行の仕方、自転車の乗り方などを指導する取り組みです。						
施策の方向性目標	交通安全に関する自主的活動を支援するとともに、警察・地域・学校・各種団体等と連携を一層強化し、交通安全思想の普及に努めていきます。特に交通安全運動期間中には、一層効果的な教育に努めるほか、あらゆるところで交通安全教育等の活動を推進していきます。						
担当課	総務課・保育所・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○		

No.112	チャイルドシートの着用の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	毎年、7月1日～8月31日までのシートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動期間中に、交通安全意識の高揚を図る取り組みです。						
施策の方向性 目標	全国交通安全運動では、チャイルドシートの着用の徹底が運動の重点項目となっており、乳幼児や児童の保護者を対象に、行事や交通安全関係行事等での着用の推進を行っていきます。 そのため、シートベルト・チャイルドシート着用普及啓発パンフレットの配布やチャイルドシート取り付け講習会を開催していきます。						
担当課	総務課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				○

No.113	交通安全活動（後期計画から掲載）						
施策の内容	交通安全運動期間（原則として、春季は4月6日～4月15日、秋季は9月21日～9月30日）を重点に交通安全の呼びかけをする取り組みです。						
施策の方向性 目標	交通安全運動期間を重点に、交通安全の呼びかけを行ったり、通学路や子どもの集まる場所などの交通安全を点検していきます。						
担当課	総務課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

No.114	安全な道路交通環境の整備（後期計画から掲載）						
施策の内容	子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、子どもの視点や子ども連れの親の視点から、幅の広い歩道やバリアフリー化された安全な道路環境づくりを進める取り組みです。						
施策の方向性 目標	子どもを含めた交通弱者の安全対策を行い、交通マナーの向上に努めるとともに、安全な道路整備を推進していきます。 また、子どもや親子づれに配慮した、バリアフリー化に対応していきます。						
担当課	建設課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

<現状及び課題>

近年、全国的に子どもが犯罪に巻き込まれるケースが多発するなか、子どもを犯罪の被害から守り安全を確保するために、警察や消防等関係機関と連携し、地域で一体となって防犯体制を整備する必要があります。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、地域での見守り体制の必要性や子どもが関係する犯罪への対応が求められています。

子どもを犯罪等の被害から守るため、巡回活動や啓発・広報など取り組むとともに、教職員等の講習会・勉強会を行っています。

重点目標	
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
推進事業	
No.115	●犯罪・被害に遭わないための取り組み
No.116	●地域における子育て支援ネットワークの形成（要保護児童対策地域協議会）
No.117	●安全管理の推進
No.118	●見守り支援体制づくり

<推進事業の内容>

No.115	犯罪・被害に遭わないための取り組み（後期計画から掲載）						
施策の内容	子どもを犯罪の被害から守るための、パトロールや防犯訓練など、学校における取り組みです。						
施策の方向性目標	街頭巡回補導や啓発のための広報活動を実施するとともに、定期的な学校内での安全管理の点検、教職員の防犯訓練の実施、教職員の危険管理能力の向上を図るための研修に努めています。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	

No.116	地域における子育て支援ネットワークの形成（要保護児童対策地域協議会） （後期計画から掲載）						
施策の内容	児童虐待を未然に防止し、また、早期発見・早期対応するための要保護児童対策地域協議会の取り組みです。						
施策の方向性目標	子どもが地域社会に見守られ、子ども・保護者ともに安心感を得られるように、家庭・保育所・学校・地域等が連携します。 また、地域の教育力低下が問題となっていることから、声かけ活動やボランティア活動の推進等に取り組んでいきます。なお、地域における子育て支援のネットワークとして、要保護児童対策地域協議会の取り組みを進めていきます。						
担当課	子ども相談室						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	○

No.117	安全管理の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	学校の安全管理体制の整備、安全確保対策、施設・設備の点検整備などの取り組みです。						
施策の方向性目標	学校管理下で発生した事故災害等の状況を把握し、その結果から実態を把握し、対応していきます。 また、学校の安全管理に関する整備をしていきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	

No.118	見守り支援体制づくり（後期計画から掲載）						
施策の内容	学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を実施するなど、地域の見守り体制を支援する取り組みです。						
施策の方向性目標	地域の教育力の向上及び防犯等を目的として、児童・生徒を地域で見守る体制を整備していきます。 また、自主防犯活動を促進するため、不審者や犯罪等に関する情報の提供を推進していきます。						
担当課	吉野川市青少年育成補導センター・教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	○

③犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

<現状及び課題>

子どもを犯罪やいじめ等の被害から未然に守ることがもちろん大切ですが、不幸にして犯罪・いじめ・虐待等により被害を受けた子どもに対しては、立ち直りのための適切な支援が必要です。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、犯罪やいじめがないよう、教育の充実や相談場所や相談情報の広報について、求められています。

犯罪・いじめ・虐待等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等、関係機関と連携したきめ細やかな支援の充実に努めていきます。

重点目標	
犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援	
推進事業	
No.119	●犯罪、いじめ等の被害を受けた子どもへの支援体制
No.120	●虐待に関する相談事業
No.121	●要保護児童対策地域協議会の充実

<推進事業の内容>

No.119	犯罪、いじめ等の被害を受けた子どもへの支援体制（後期計画から掲載）						
施策の内容	本市では、吉野川市要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等、関係機関と連携した支援を実施しています。						
施策の方向性目標	社会の変化に対応し、今後も引き続き相談活動を実施し、虐待等により被害を受けた子どもの立ち直り支援の充実に努めていきます。そのため、専門的知識を持った職員の育成に努め、児童相談所・教育委員会・保健師・子ども相談室・保健所・警察署等の連携を深めていきます。						
担当課	健康推進課・子ども相談室						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○ ○	○ ○	○ ○	○		

No.120	虐待に関する相談事業（後期計画から掲載）							
施策の内容	虐待の早期発見と早期対応を実施するとともに、虐待を受けた子どもの立ち直りを支援するため、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備を検討するとともに、事後ケアの充実を図る事業です。							
施策の方向性目標	家庭・保育所・学校等各機関と連携をしながら、児童虐待についての面接相談、電話相談等を行い、保健師・保育士が対応していきます。							
担当課	子ども相談室							
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生	保護者	地域住民
対象		○	○	○	○	○	○	

No.121	要保護児童対策地域協議会の充実（後期計画から掲載）							
施策の内容	児童虐待の個別ケースに対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心とした、関係機関・団体・専門職などによるネットワークを構築する取り組みです。							
施策の方向性目標	要保護児童対策のため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関と連携強化を図るため、吉野川市要保護児童対策地域協議会において対応していきます。							
担当課	健康推進課・子ども相談室							
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生	保護者	地域住民
対象		○	○	○	○	○	○	

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進（要保護児童対策）

①児童虐待防止対策の充実

<現状及び課題>

虐待にはネグレクト（保護の怠慢・拒否）・身体的虐待・心理的虐待・性的虐待などがあります。近年、全国的に児童虐待の事例が多く報告されており、社会風潮や経済情勢から、さらに増加することも予想されます。吉野川市において、虐待の報告例は多くはありませんが、未然防止と早期対応の体制を整備しておく必要があります。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、個別全戸訪問などによる取り組みを進める意見が上がっています。

民生委員・警察・教育関係者・行政代表による児童虐待防止ネットワークを構築し、児童虐待防止に向けた積極的な活動を行っていきます。

重点目標	
児童虐待防止対策の充実	
推進事業	
No.122	●児童虐待防止ネットワークの強化
No.123	●養育支援訪問の強化
No.124	●児童虐待防止対策の推進
No.125	●児童虐待防止に関する相談体制の整備

<推進事業の内容>

No.122	児童虐待防止ネットワークの強化（前期計画を継続）								
施策の内容	児童虐待の個別ケースに対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心とした、関係機関・団体・専門職などによるネットワークを構築する取り組みです。								
施策の方向性目標	要保護児童対策のため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関と連携強化を図るため、吉野川市要保護児童対策地域協議会において対応していきます。								
担当課	健康推進課・子ども相談室								
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生		保護者	地域住民
対象		○	○	○	○	○	○	○	

No.123	養育支援訪問の強化（後期計画から掲載）						
施策の内容	養育支援の必要な児童及びその保護者を、家庭訪問その他により把握し、訪問指導を行うなど、必要な支援を行う事業です。						
施策の方向性目標	生まれたすべての赤ちゃんの家庭を訪問し、保護者をサポートする体制づくりをめざすとともに、支援が必要な家庭を早期発見し、訪問指導を行い、児童虐待の予防に努めていきます。 支援が必要な家庭については、訪問またはちびっ子ドーム利用時に、家庭相談員等が相談に応じていきます。						
担当課	健康推進課・子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○			○		

No.124	児童虐待防止対策の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	児童虐待の防止、早期発見の環境整備を図るため、要保護児童対策地域協議会の充実を図り、福祉・保健・医療・教育・司法などの関係機関の連携を強化します。						
施策の方向性目標	児童虐待に関する関係機関が連携を図るため、要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止に向けた活動を行っていきます。また、専門性を持った職員の配置や学校全体で組織的な対応を行い、地域や関係諸機関との連携を強化することで、虐待の予防・早期発見・早期対応に努めていきます。						
担当課	健康推進課・子ども相談室						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○	○	○

No.125	児童虐待防止に関する相談体制の整備（後期計画から掲載）						
施策の内容	虐待の早期発見と早期対応を実施するとともに、虐待を受けた子どもの立ち直りを支援するため、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備を検討するとともに、事後ケアの充実を図る事業です。						
施策の方向性目標	家庭・保育所・学校等各機関と連携をしながら、児童虐待についての面接相談、電話相談等を行い、保健師・保育士が対応していきます。						
担当課	子ども相談室						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象	○	○	○	○	○	○	○

②ひとり親家庭等への自立支援の推進

<現状及び課題>

近年の不安定な社会的風潮や不透明な経済情勢から、離婚などを原因とするひとり親家庭は今後も増加するものと思われます。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、ひとり親家庭など支援が必要な方へのサポートの必要性とともに、本当に支援が必要としているひとり親家庭への支援が必要との意見が上がっています。

ひとり親家庭の親は、生計を支えながら家事・育児をしなければならず、大きな負担を抱えているため、自立の促進や不安の解消などの支援が必要です。

国の制度や県の事業とも連携しながら、ひとり親家庭等へのさまざまな支援を進めていきます。

重点目標	
ひとり親家庭等への自立支援の推進	
推進事業	
No.126	●各種保育サービスにおける支援
No.127	●ひとり親家庭への経済的支援（各種手当等の支援）
No.128	●母子寡婦福祉資金の貸付相談の推進
No.129	●ひとり親家庭への就労支援
No.130	●ひとり親家庭に対する相談・支援活動の充実
No.131	●母子寡婦福祉連合会への支援

<推進事業の内容>

No.126	各種保育サービスにおける支援（後期計画から掲載）							
施策の内容	育児・家事・生計の維持をひとりで担うひとり親家庭の親を支援するための、各種保育サービスに関する取り組みです。							
施策の方向性目標	ひとり親家庭に対して、保育所への入所や放課後児童クラブの利用など、各種保育サービスにおける支援をしていきます。							
担当課	子育て支援課							
成長段階	誕生前	就学前		小学生	中・高校生		保護者	地域住民
対象		○	○	○			○	

No.127	ひとり親家庭への経済的支援（各種手当等の支援）（後期計画から掲載）							
施策の内容	母子家庭の母親に対する就業の支援や、ひとり親家庭の親に対する経済的支援など、ひとり親を支援する取り組みです。							
施策の方向性目標	母子家庭の母親に対して、児童扶養手当の支給や母子自立支援員による自立支援給付事業、また、母子寡婦福祉資金貸付金等説明などの相談業務を行っていきます。 さらに、母子家庭の母親が安定した生活を営むため、母子家庭自立支援教育・高等技能訓練事業を活用して就職に有利な資格を取得できるよう、ハローワーク等と連携しながら、就労支援をしていきます。							
担当課	子育て支援課							
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生	保護者	地域住民
対象		○	○	○	○	○	○	

No.128	母子寡婦福祉資金の貸付相談の推進（後期計画から掲載）							
施策の内容	母子家庭の母親ならびに寡婦に対し、県と連携して、母子寡婦福祉資金貸付制度による支援を行う取り組みです。							
施策の方向性目標	母子家庭及び寡婦家庭に対し、経済的自立と児童の福祉の向上を図るために必要な技能習得資金や修学資金などを貸し付ける母子寡婦福祉資金貸付制度について対応していきます。							
担当課	子育て支援課							
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生	保護者	地域住民
対象		○	○	○	○	○	○	

No.129	ひとり親家庭への就労支援（後期計画から掲載）							
施策の内容	母子家庭の母親が収入面や雇用条件で安定した仕事に就き、自立した生活を送ることができるよう支援する取り組みです。							
施策の方向性目標	ひとり親家庭の自立を促すことを目的に、ハローワーク等と連携を図りながら、資格取得の講座や就労相談など、ひとり親家庭への就労支援を進めていきます。							
担当課	子育て支援課							
成長段階	誕生前	就学前		小学生		中・高校生	保護者	地域住民
対象		○	○	○	○	○	○	

No.130	ひとり親家庭に対する相談・支援活動の充実（後期計画から掲載）						
施策の内容	さまざまな問題をひとりで解決しなければならないひとり親家庭の自立支援に対し、総合的な相談を行う取り組みです。						
施策の方向性目標	ひとり親家庭に対して関係機関が連携を図り、生活一般及び自立生活に必要な相談・支援活動を充実させていきます。なお、母子家庭への相談支援だけでなく、父子家庭への家族構成や生活状況に応じた相談支援を行うなど、父子家庭への支援に努めていきます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○ ○	○ ○	○ ○	○		

No.131	母子寡婦福祉連合会への支援（後期計画から掲載）						
施策の内容	近年、母子家庭は増加傾向にありながら、母子寡婦福祉連合会の会員は減少しており、母子家庭の福祉向上を図るためにも、母子寡婦福祉連合会への支援する取り組みです。						
施策の方向性目標	入会の説明や各種情報提供、会場借り上げの支援を行うほか、相談業務などにおいて、民生児童委員・主任児童委員との連携を図っていきます。						
担当課	子育て支援課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○ ○	○ ○	○ ○	○		

③障害児施策の充実

<現状及び課題>

障害はできる限り早期に機能訓練等適切な対応をとることにより、障害の程度を軽減したり、運動機能を回復したり、社会的な自立の可能性が高くなる場合があります。そのため、障害の早期発見・早期療育体制の充実を図るため、保健・医療・福祉が連携し、一貫した支援を実施することが大切です。

アンケート・ヒアリング調査の結果をみると、障害児が安心して暮らせる体制の整備や発達障害児等への相談や支援の充実が求められています。

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、適切なサービスの実施に努めていきます。

重点目標	
障害児施策の充実	
推進事業	
No.132	●障害児保育の推進
No.133	●障害・発達障害等に関する相談体制の整備
No.134	●特別支援教育の推進
No.135	●障害児のいる家庭への各種手当の助成
No.136	●ライフステージに応じた障害福祉サービスの充実
No.137	●障害児の支援ネットワーク

<推進事業の内容>

No.132	障害児保育の推進（後期計画から掲載）							
施策の内容	障害児保育は、保護者の入所希望により受け入れを実施しています。							
施策の方向性目標	一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、常に家庭、専門機関等との連携を密にした、きめ細やかな保育の実施に努めていきます。							
担当課	保育所							
成長段階	誕生前	就学前		小学生	中・高校生		保護者	地域住民
対象		○	○				○	

No.133	障害・発達障害等に関する相談体制の整備（後期計画から掲載）						
施策の内容	乳幼児健康診査や健康相談を通して、経過観察が必要と判断される乳幼児とその保護者に対して、乳幼児の健やかな発達への支援を目的とした相談・支援をする取り組みです。						
施策の方向性目標	保健師や関係機関との連携を図りながら、子どもの障害・発達障害の早期発見・対策を行うとともに、支援員によるサポートを充実するなど、専門的相談及び身近な生活に関する相談などに対応できる体制を整備していきます。						
担当課	健康推進課・福祉総務課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○				○

No.134	特別支援教育の推進（後期計画から掲載）						
施策の内容	学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症等、教育や療育に特別なニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援に努めていく取り組みです。						
施策の方向性目標	適切な就学指導に努めるとともに、個人に応じた支援が図られるよう、特別支援教育の推進を図っていきます。 また、各幼稚園・小学校・中学校等における特別支援教育の充実を図るとともに、保護者との連携を強化していきます。						
担当課	教育委員会						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象			○	○	○	○	○

No.135	障害児のいる家庭への各種手当の助成（後期計画から掲載）						
施策の内容	障害児の福祉の増進を図るため、経済的支援を実施する事業です。						
施策の方向性目標	障害児または保護者に対して、特別児童扶養手当等の各種手当の支給を行い、経済的な負担の軽減を図っていきます。						
担当課	福祉総務課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○	○	○	○		○

No.136	ライフステージに応じた障害福祉サービスの充実（後期計画から掲載）						
施策の内容	障害児（者）のライフステージに応じた支援について、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの展開を図り、サービスの充実に努める取り組みです。						
施策の方向性目標	<p>●児童デイサービス</p> <p>1歳6か月健診や3歳6か月健診で発達障害の疑いを指摘され、児童デイサービスの利用につながるケースが多いため、スムーズな事業につなげられるようにしていきます。また、関係する機関との連携も強化し、支援体制の充実に取り組むとともに、障害児福祉施設の整備・改善についても、民間事業者の理解や協力を得ていきます。</p> <p>●夏期社会適応訓練（作業体験・交流体験）</p> <p>障害児が保護者・学校とのかかわりだけでなく、利用者やボランティアとの交流を通して団体生活のなかでの周囲とのかかわり方を学ぶことにより、今後の進路の参考になるように実施していきます。</p> <p>●日中一時支援事業</p> <p>制度を知らないために利用に結びついていないケースも見受けられるため、吉野川市の広報等を用い、制度の周知を図っていきます。また、障害児福祉施設の整備・改善についても、民間事業者の理解や協力を得ていきます。</p>						
担当課	福祉総務課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○ ○	○ ○	○ ○	○		

No.137	障害児の支援ネットワーク（後期計画から掲載）						
施策の内容	障害児の在宅生活を支援する一環として、関係機関・団体との情報の共有化と連携強化やサービスの効果的な運用とネットワーク化を推進する取り組みです。						
施策の方向性目標	ノーマライゼーションの理念に基づき、障害への理解促進と、ボランティアの育成を図っていくため、保健・医療・福祉・教育・就労などさまざまな関係者の支援ネットワークを構築していきます。						
担当課	福祉総務課						
成長段階	誕生前	就学前	小学生	中・高校生	保護者	地域住民	
対象		○ ○	○ ○	○ ○	○		○

2. 子育てサービスの目標事業量

(1) 特定事業における目標事業量

子育て支援サービスをきめ細やかに計画的に推進していくために、後期計画初年度である平成22年度及び最終年度である平成26年度まで、そして、平成29年度の数値を設定し、毎年度評価を行いながら事業を実施していきます。

事業項目	単位	事業内容	前期計画		後期計画					新待機児童
			平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 29年度
通常保育事業 (3歳未満児)	認可保育所	人/月実人数	229	266	266	266	266	266	266	266
	認可外保育所	人/月実人数	50	44	44	44	44	44	44	44
通常保育事業 (3歳以上児)	認可保育所	人/月実人数	360	345	345	345	345	345	345	345
	認可外保育所	人/月実人数	104	103	103	103	103	103	103	103
家庭的保育事業	人/月実人数	保育者の居宅で、保育所または児童入所施設と連携を図りながら少人数の低年齢児の保育を行う事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	か所		0	0	0	0	0	0	0	0
特定保育事業	人/月実人数	保護者がパートを行っている等により保育が困難な就学前児童に対して、週2、3日程度または午前か午後のみ等の柔軟な保育サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
	か所		0	0	0	0	0	0	0	0
延長保育事業 (次世代育成支援対策交付金対象)	人/月実人数	保育所で通常の開所時間である11時間を超えて実施する保育	5	5	15	15	15	15	25	25
	か所		1	1	2	2	2	2	3	3
延長保育	か所	保育所で閉園後に実施する保育	6	6	6	7	7	7	6	6
夜間保育事業	人/月実人数	概ね11時～22時を開所時間として、夜に実施する保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	か所		0	0	0	0	0	0	0	0
トワイライトステイ事業	か所	保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業	4	4	4	4	4	4	4	4
ショートステイ事業	か所	保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において児童を短期間預かるサービス	4	4	4	4	4	4	4	4
休日保育事業	人/月実人数	保育所が休みとなる日曜日と祝日に、仕事等により家庭で保育できない保護者にかわって保育を行う事業	0	0	5	5	5	5	10	10
	か所		0	0	1	1	1	1	2	2
病児・病後児保育事業	延人数/年延人数	子どもが病気または病気が回復していないとき、ほぼ回復したがまだ保育所への登園には早い状況の子どもを保護者にかわって保育を行う事業。主に病院・小児科医等の隣接した施設で行われます	0	0	0	0	200	200	200	200
	か所		0	0	0	0	1	1	1	1

事業項目	単位	事業内容	前期計画		後期計画					新待機児童
			平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 29年度
体調不良型事業	日数／年延 人数	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を保育所において、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が医務室において緊急的な対応を図る事業	0	0	0	0	0	0	70	70
	か所		0	0	0	0	0	0	2	2
放課後児童健全育成事業	人／月実人数	放課後時保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に保育を行い健全な育成を図るもの	362	374	427	427	427	427	427	427
	か所		10	11	12	12	12	12	12	12
放課後子ども教室	人／月実人数	地域の方々の協力を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業	20	0	0	0	0	0	0	0
	か所		1	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業	合計	人／年延人数	0	240	400	400	400	400	400	400
	保育所型	か所	0	1	4	4	4	4	5	5
	地域密着型	か所	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型Ⅱ型	か所	0	0	0	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	センター型	か所	0	1	1	1	1	1	1	1
	ひろば型	か所	1	0	0	0	0	0	0	0
	児童館型	か所	0	0	0	0	0	0	0	0
児童館 (次世代育成支援対策交付金対象外)	か所	子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置するもの	4	4	4	4	4	4	4	4
ファミリー・サポート・センター事業	か所	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業	0	0	1	1	1	1	1	1

第5章 計画の推進体制

1. 計画の周知・広報
2. 計画の推進体制
3. 関係者及び関係機関等との連携

第5章 計画の推進体制

1. 計画の周知・広報

本計画について、広報やホームページ、パンフレット等において啓発・広報を行い、住民とともに計画施策の推進に努めていきます。

2. 計画の推進体制

計画を推進していくために関係機関や庁内関係各課との連携を図っていきます。また、計画の推進状況を評価・分析し、施策の取り組みに反映させていきます。

3. 関係者及び関係機関等との連携

関係者や関係機関等との連携を図り、協働体制のもと、計画施策を取り組んでいきます。

第6章 参考資料

1. 次世代育成支援後期行動計画策定に伴うニーズ調査の概要
2. 吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会設置要綱
3. 吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会委員名簿
4. 計画策定の経緯

第6章 参考資料

1. 次世代育成支援後期行動計画策定に伴うニーズ調査の概要

(1) 調査の概要

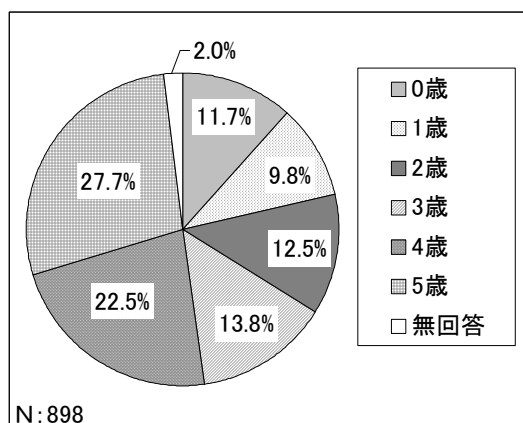
後期計画を策定するにあたり、計画の対象である方々の生活実態や子育てに関する状況、保育サービスへの要望などを把握し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

調査期間	平成21年1月13日(火)～2月2日(月)	
対象者	就学前児童 及び 就学児童	
調査方法	郵送及び配布	
配布数	就学前児童	1,562 通
	小学校児童	987 通
回収数	就学前児童	905 通 (うち無効回収数 7 通)
	小学校児童	851 通 (うち無効回収数 6 通)
回収率	就学前児童	57.9%
	小学校児童	86.2%

(2) 就学前児童調査結果

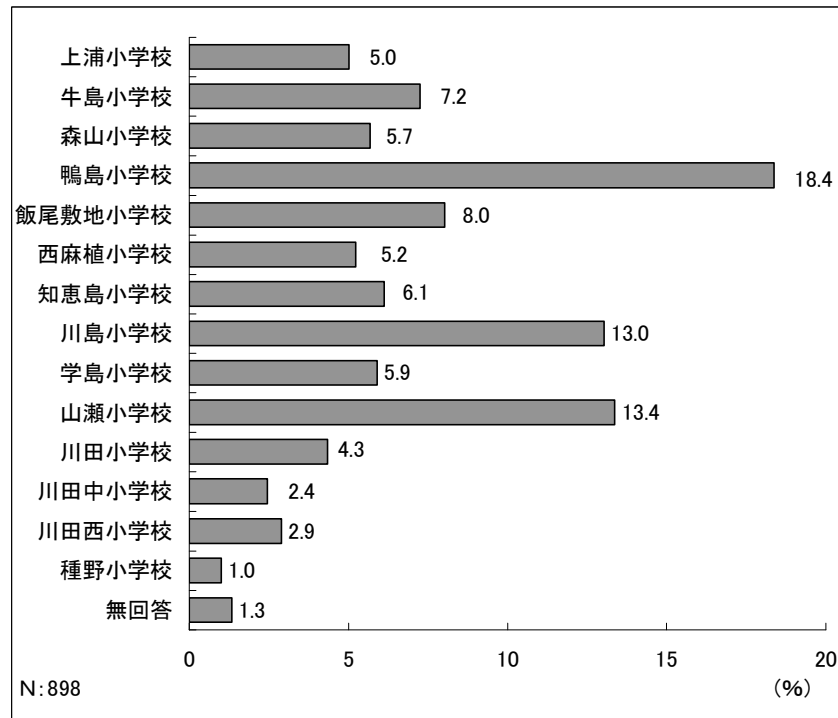
■お子さんの年齢

お子さんの年齢をみると、「5歳」27.7%が最も多く、次いで「4歳」22.5%、「3歳」13.8%、「2歳」12.5%、「0歳」11.7%、「1歳」9.8%の順となっています。



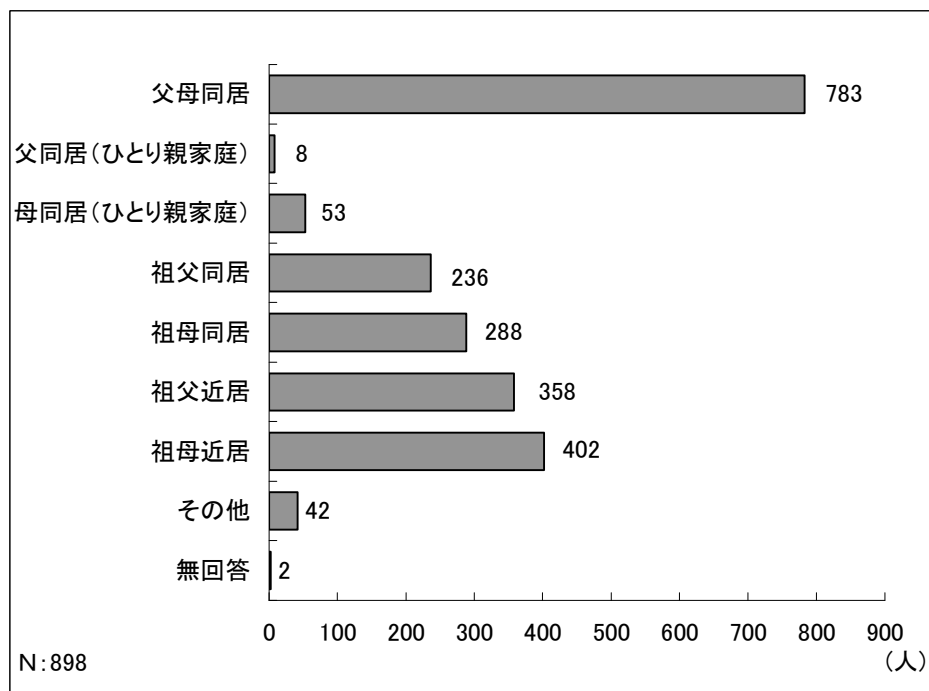
■お住まいの校区

お住まいの校区をみると、「鴨島小学校」18.4%が最も多く、次いで「山瀬小学校」13.4%、「川島小学校」13.0%の順となっています。



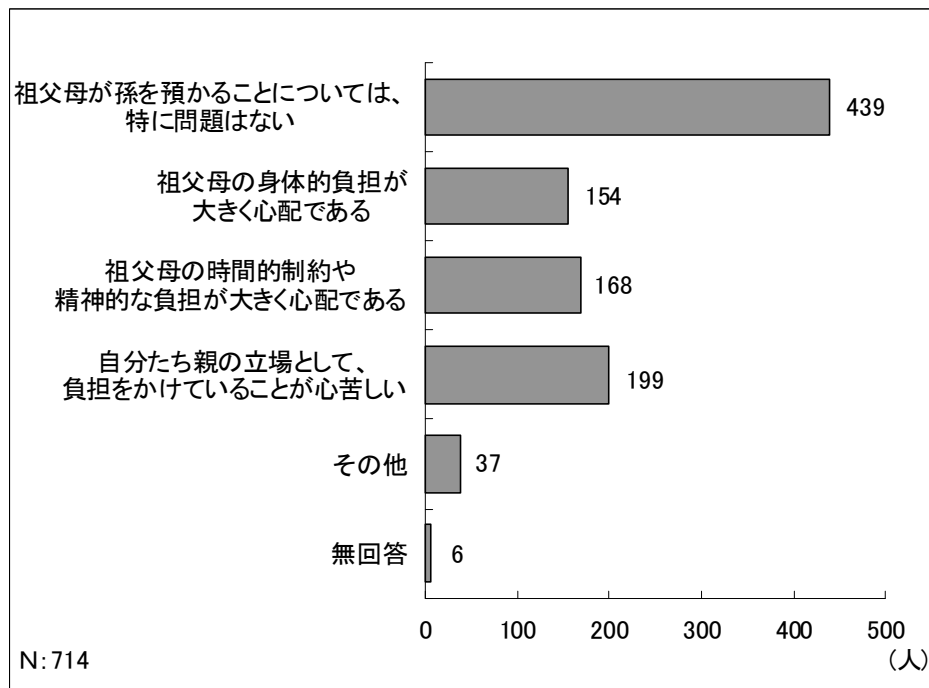
■お子さんとの同居・近居の方（複数回答）

お子さんとの同居・近居の方をみると、「父母同居」が最も多く、次いで「祖母近居」、「祖父近居」、「祖母同居」、「祖父同居」、「母同居（ひとり親家庭）」、「父同居（ひとり親家庭）」の順となっています。



■ 祖父母に預かってもらっている状況について（複数回答）

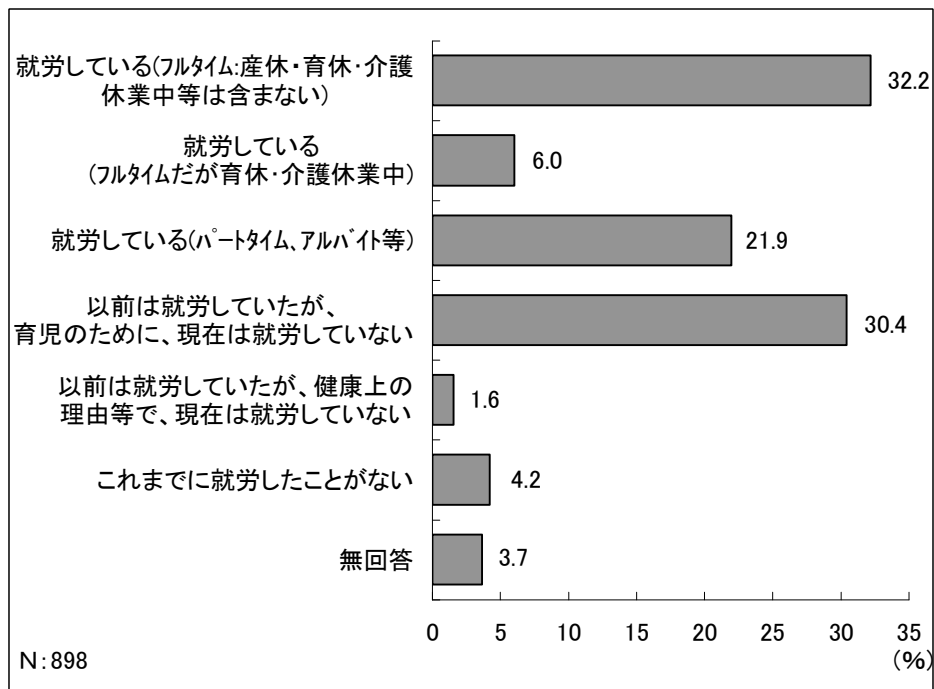
「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」あるいは「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」と答えた方に、祖父母に預かってもらっている状況についてたずねると、「祖父母が孫を預かることについては、特に問題はない」が最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」、「祖父母の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」、「祖父母の身体的負担が大きく心配である」の順となっています。



■母親の就労状況

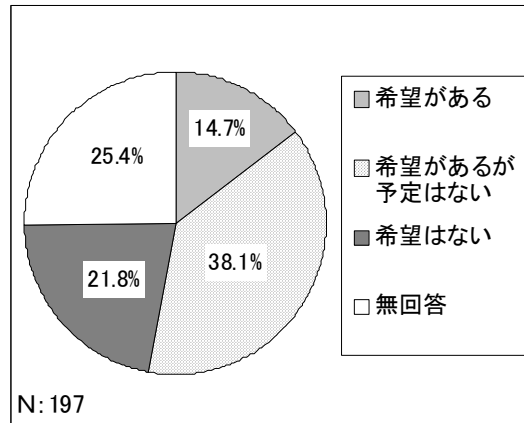
●就労の有無

母親の現在の就労状況をみると、「就労している（フルタイム：産休・育休・介護休業中等は含まない）」32.2%が最も多く、次いで「以前は就労していたが、育児のために、現在は就労していない」30.4%、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」21.9%の順となっています。



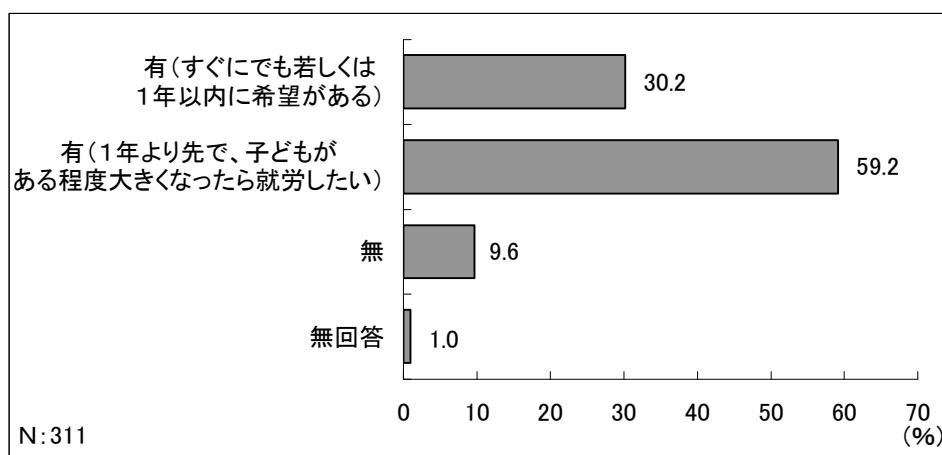
■フルタイムへの転換希望（パートタイム、アルバイト等）

フルタイムへの転換希望をみると、「希望はあるが予定はない」38.1%が最も多く、次いで「希望はない」21.8%、「希望がある」14.7%の順となっています。



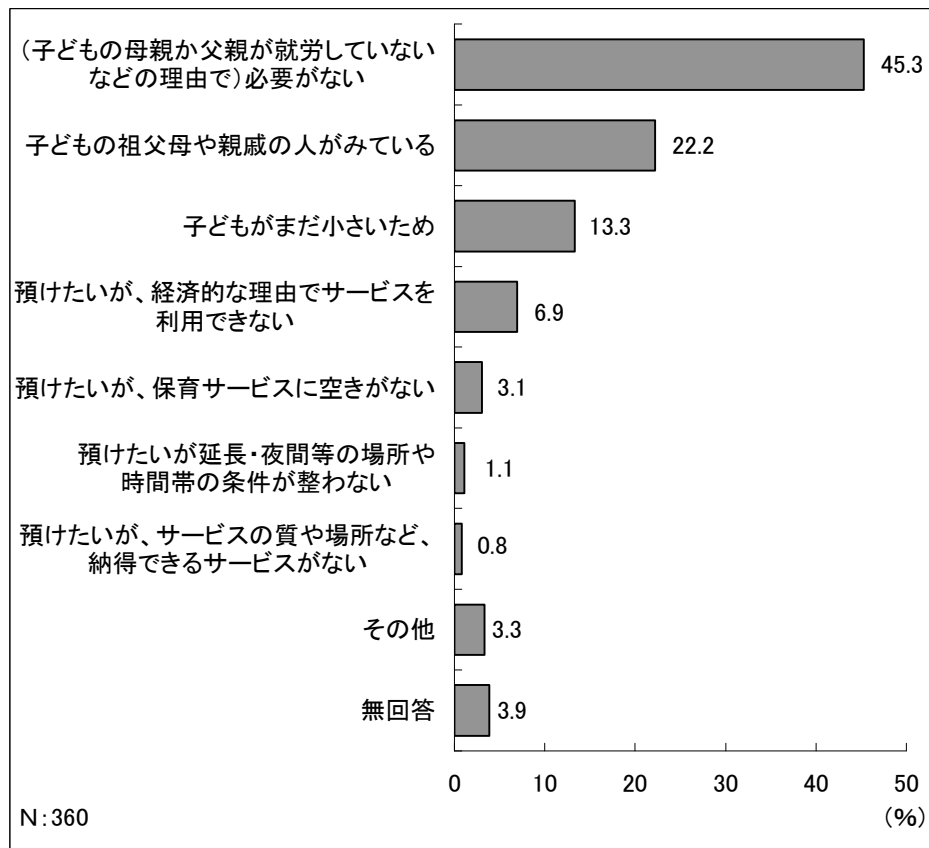
■母親の就労希望

母親の就労状況において「以前は就労していたが、現在は就労していない」あるいは「これまでに就労したことがない」と答えた方に、母親の就労希望についてたずねると、「有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」59.2%が最も多く、次いで「有（すぐにでも若しくは1年以内に希望がある）」30.2%、「無」9.6%の順となっています。



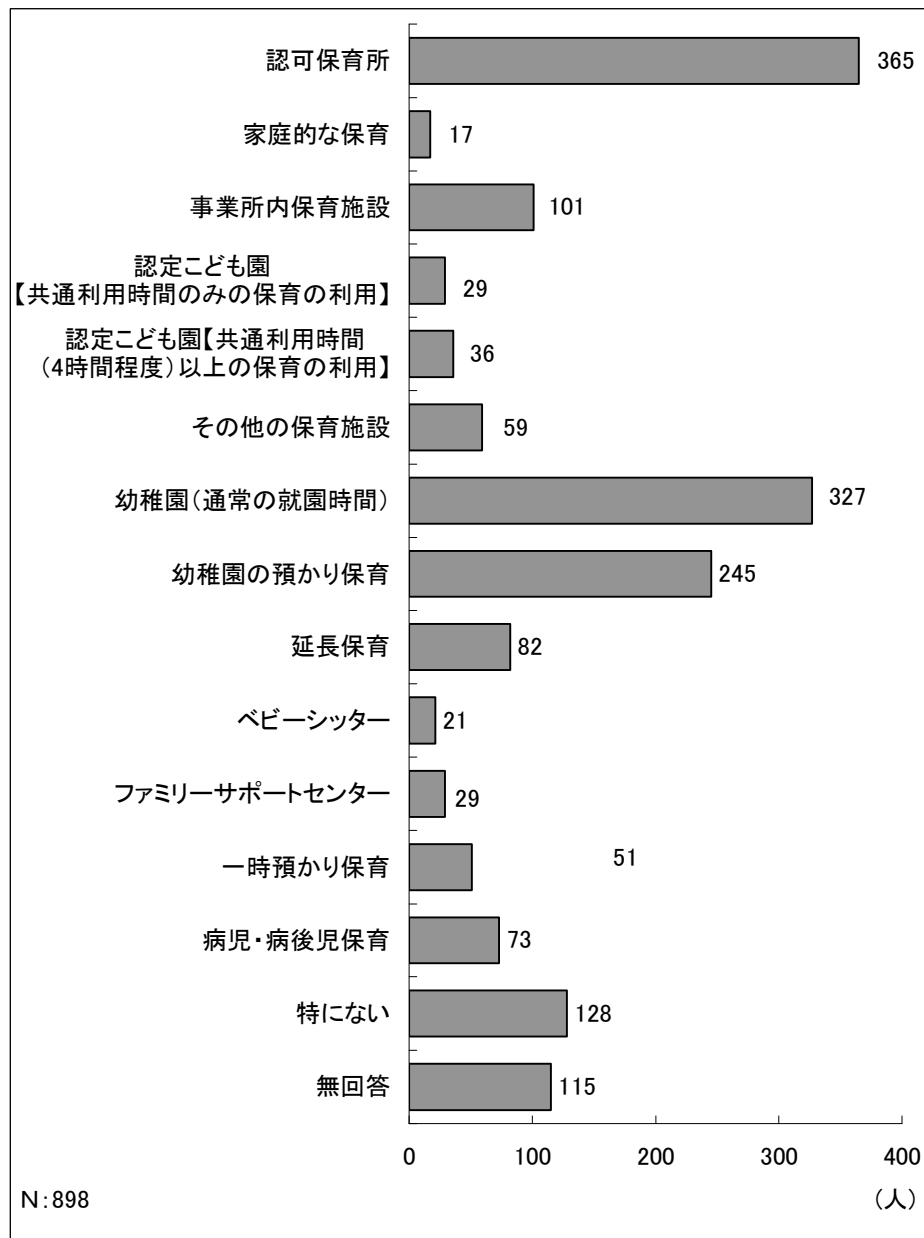
■保育サービスを利用していない理由

保育サービスを「利用していない」と答えた方に、利用していない理由をたずねると、「(子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 必要がない」が45.3%が最も多く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」22.2%、「子どもがまだ小さいため」13.3%の順となっています。



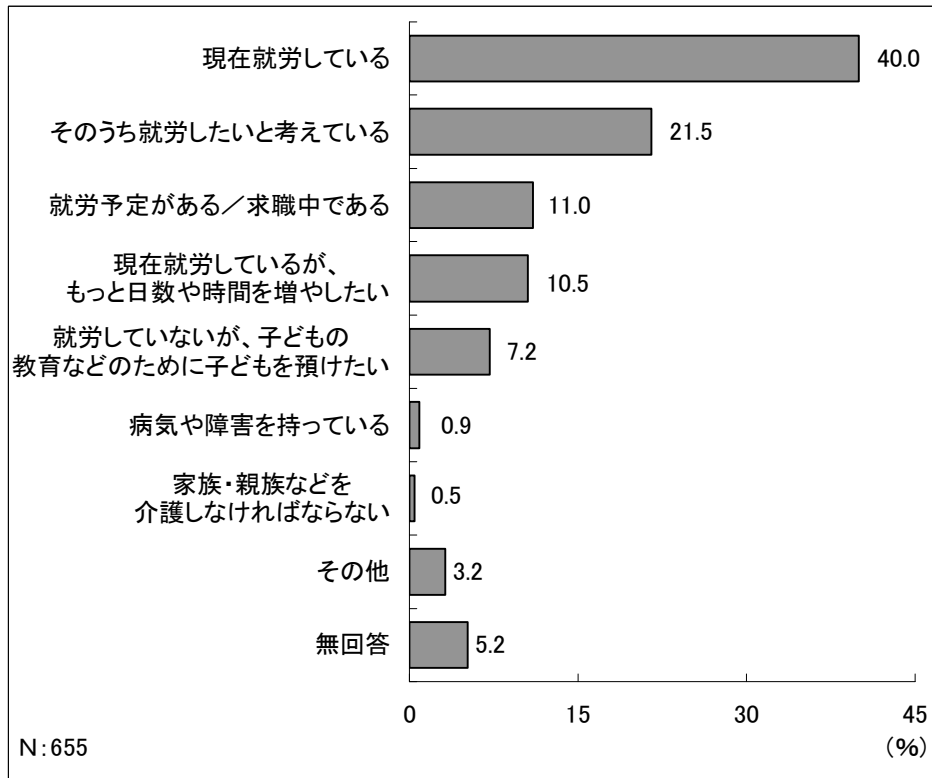
■今後の利用意向・不足している保育サービス（複数回答）

今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは（利用日数・回数や利用時間が）足りていないと思う保育サービスをたずねると、「認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」、「幼稚園の預かり保育」、「事業所内保育施設」の順となっています。



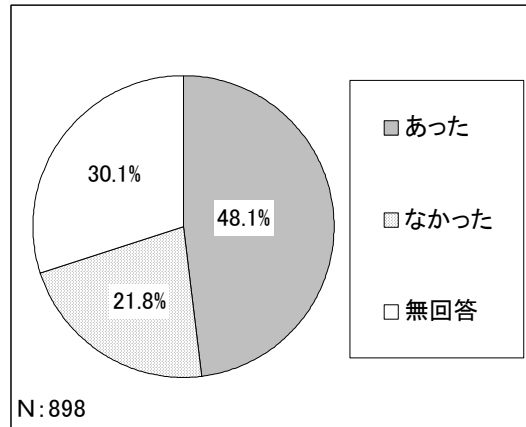
■サービスを利用したい理由

何らかのサービスの利用意向がある方に、今後利用したい理由をたずねると、「現在就労している」40.0%が最も多く、次いで「そのうち就労したいと考えている」21.5%、「就労予定がある／求職中である」11.0%、「現在就労しているが、もっと日数や時間を増やしたい」10.5%の順となっています。



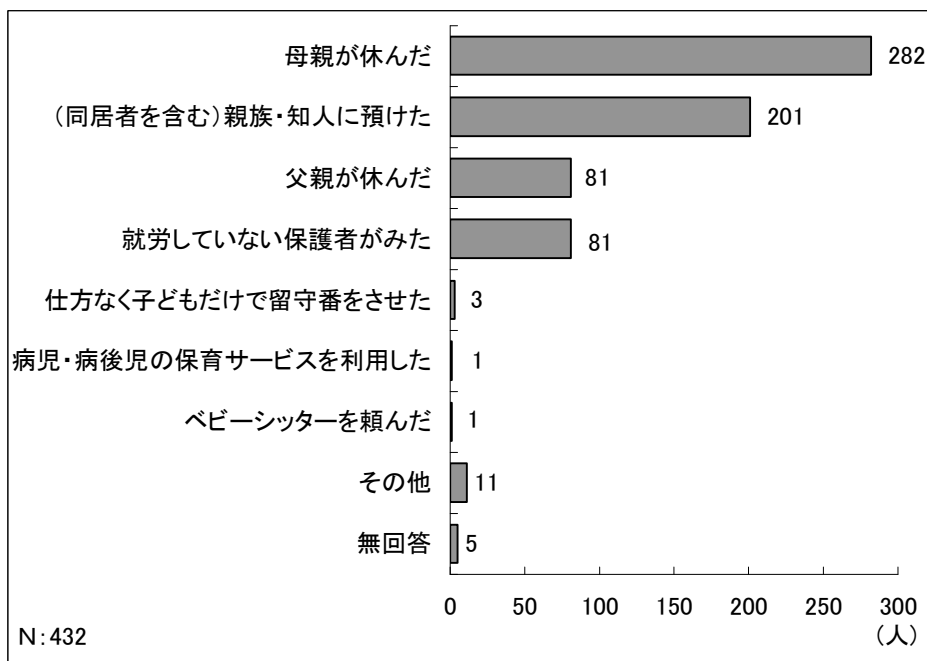
■病気やケガにより、通常の保育サービスが利用できなかったことの有無

この1年間のうち、お子さんの病気やケガにより、通常の保育サービスが利用できなかったことの有無をみると、「あった」48.1%が最も多く、次いで「なかった」21.8%の順となっています。



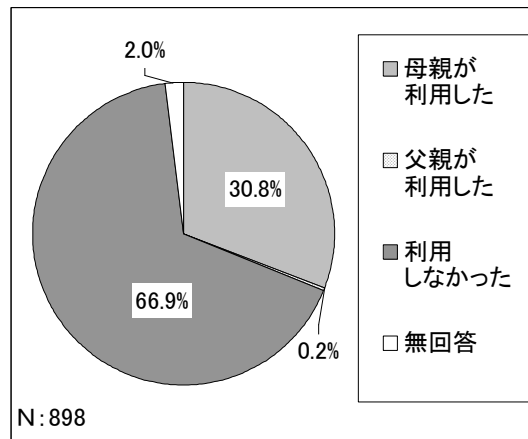
■対処方法（複数回答）

この1年間のうち、お子さんの病気やケガにより、通常の保育サービスが利用できなかったことが「あった」と答えた方に、対処方法をたずねると、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に預けた」の順となっています。



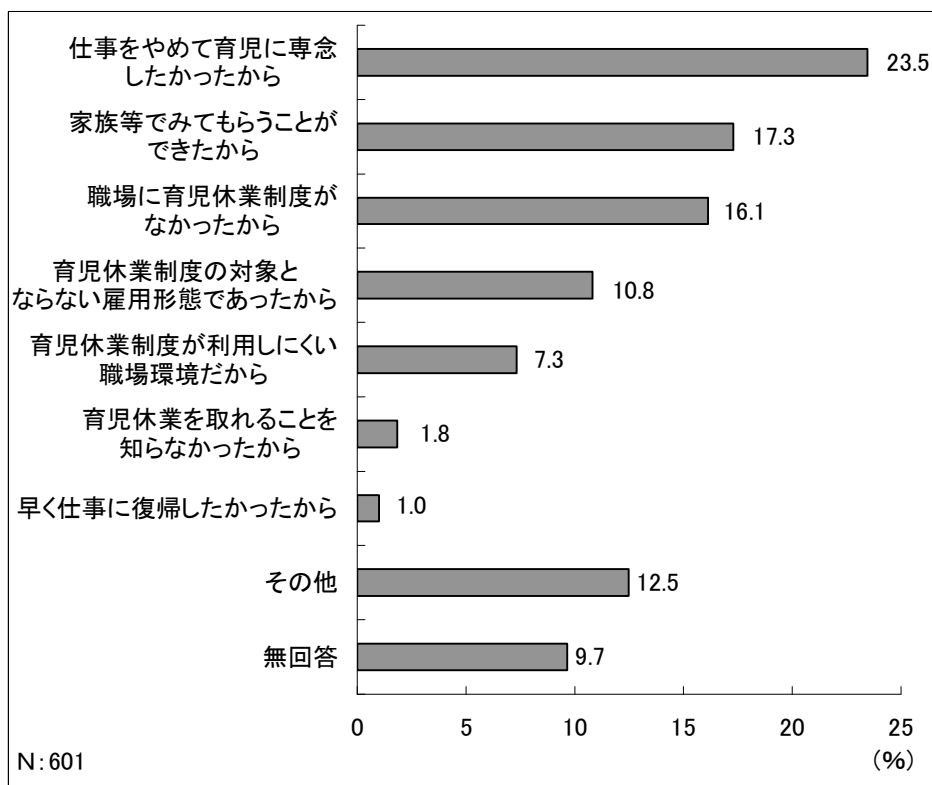
■ 育児休業制度の利用の有無

母親または父親が育児休業制度を利用したかをみると、「利用しなかった」66.9%が最も多く、次いで「母親が利用した」30.8%の順となっています。



■ 育児休業を利用しなかった理由

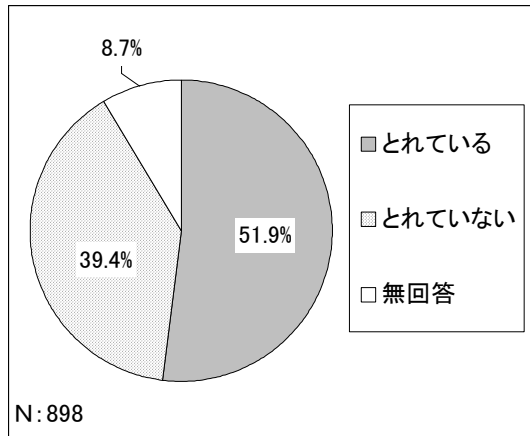
育児休業制度を「利用しなかった」と答えた方に、利用しなかった理由をたずねると、「仕事をやめて育児に専念したかったから」23.5%が最も多く、次いで「家族等でみてもらうことができたから」17.3%、「職場に育児休業制度がなかったから」16.1%の順となっています。



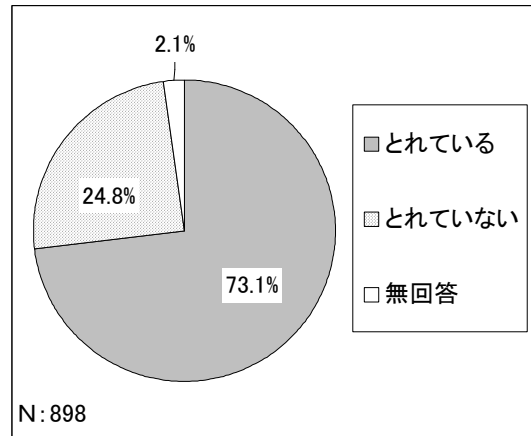
■父親・母親の仕事と生活の調和が図られているか

子どもと一緒に過ごす時間や親の介護、自己実現のための時間が十分にとれている（仕事と生活の調和が図られている）と思うかをみると、「父親」、「母親」とともに「とれている」が最も多くなっており、「父親」と比べて「母親」の方がより「とれている」と答えた方が多くなっています。

<父親>



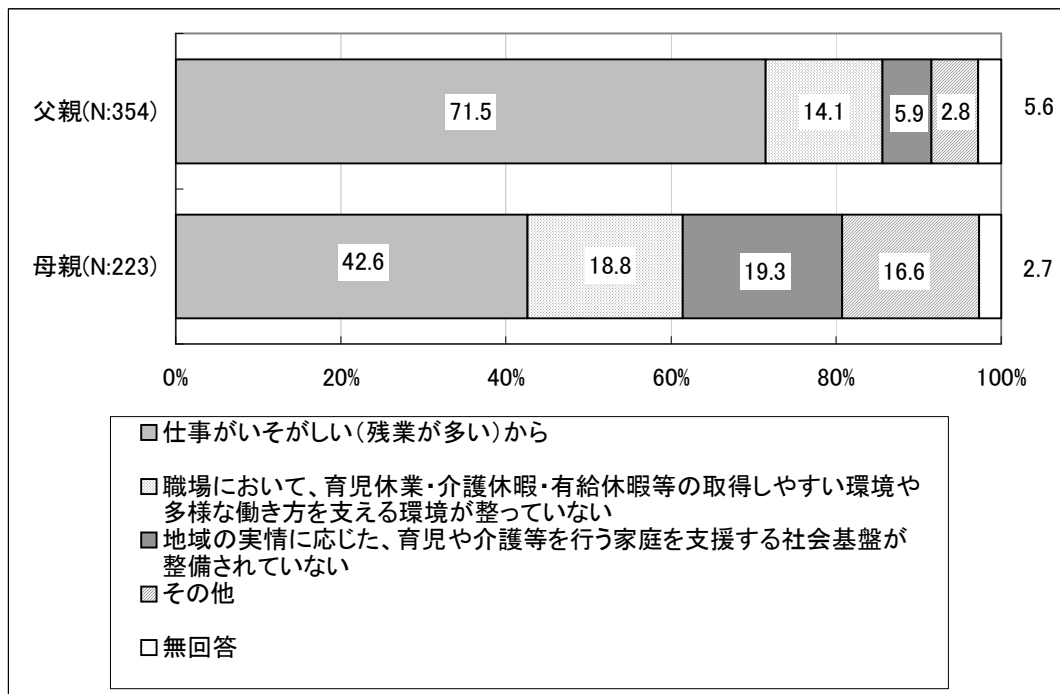
<母親>



■とれていないと思う理由

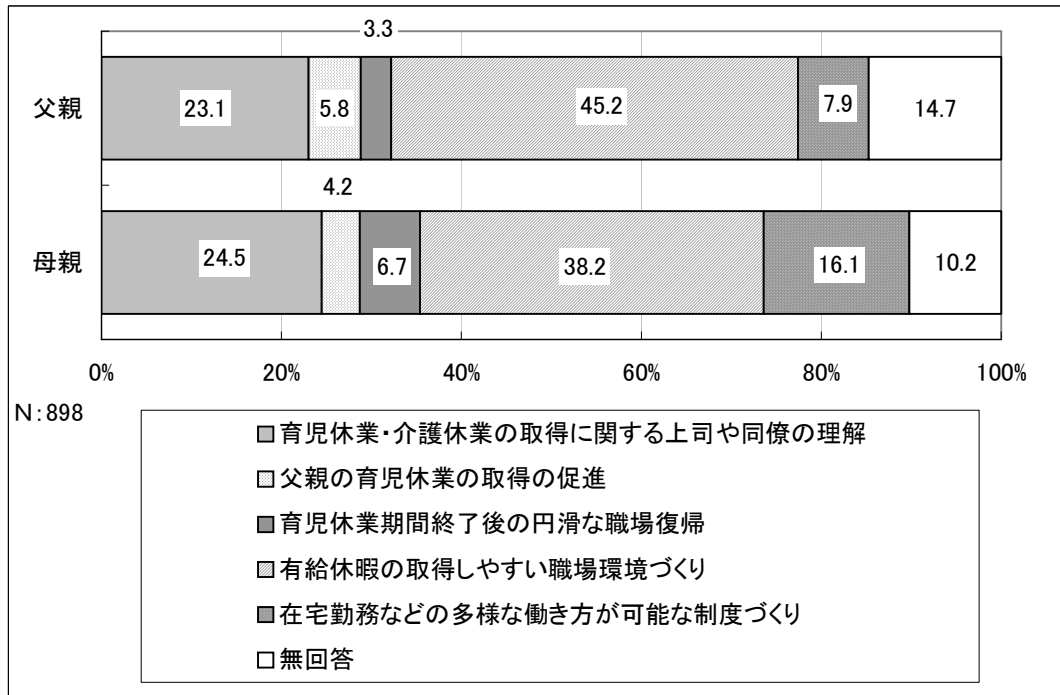
父親・母親の仕事と生活の調和が「とれていない」と答えた方に、とれていないと思う理由をたずねると、「父親」では「仕事がいそがしい（残業が多い）から」71.5%が最も多く、次いで「職場において、育児休業・介護休暇・有給休暇等の取得しやすい環境や多様な働き方を支える環境が整っていない」14.1%の順となっています。

「母親」では「仕事がいそがしい（残業が多い）から」42.6%が最も多く、次いで「地域の実情に応じた、育児や介護等を行う家庭を支援する社会基盤が整備されていない」19.3%の順となっています。



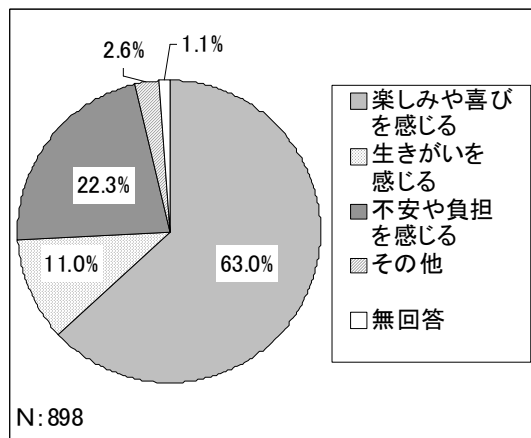
■仕事と子育ての両立のために、職場で必要なこと

仕事と子育ての両立を図るために、職場において最も必要と思われることをみると、「父親」、「母親」ともに「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」が最も多く、次いで「育児休業・介護休業の取得に関する上司や同僚の理解」、「在宅勤務などの多様な働き方が可能な制度づくり」の順となっています。



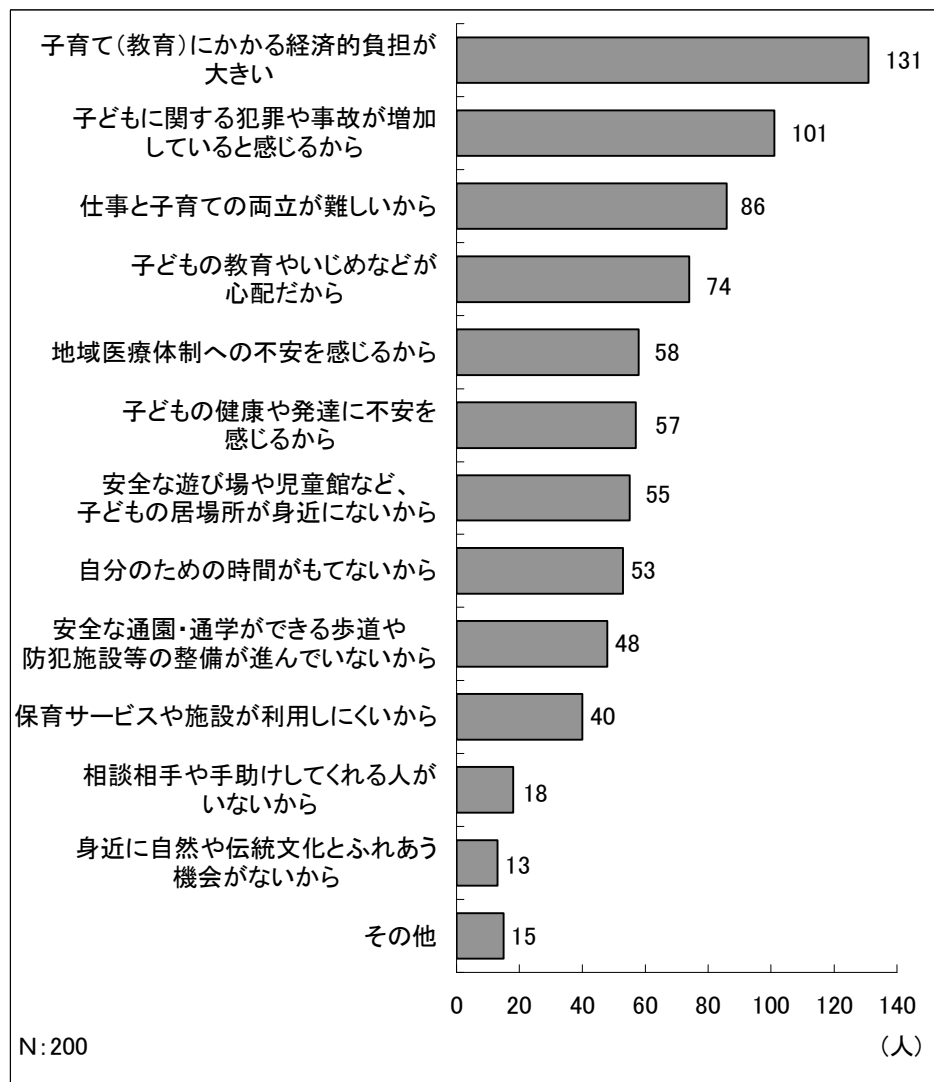
■子育てについての感じ方

子育てについてどのように感じているかをみると、「楽しみや喜びを感じる」63.0%が最も多く、次いで「不安や負担を感じる」22.3%、「生きがいを感じる」11.0%の順となっています。



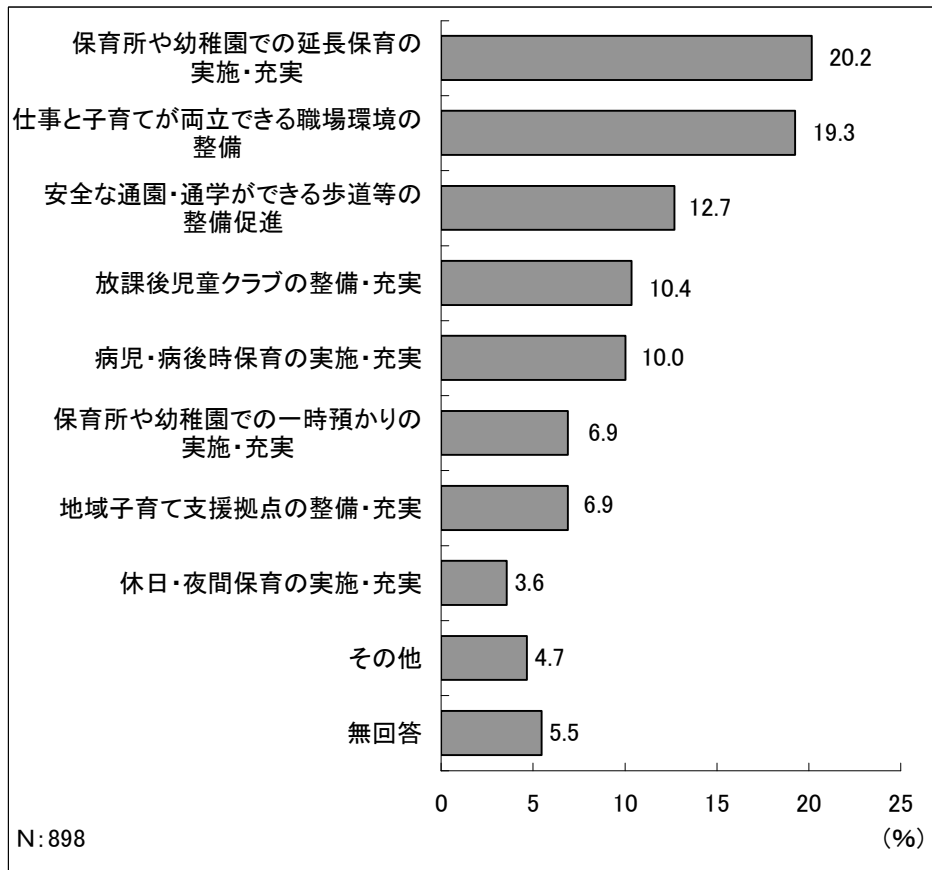
■不安や負担を感じる理由（複数回答）

子育てについて「不安や負担を感じる」と答えた方に、理由をたずねると、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が最も多くなっています。また、「仕事と子育ての両立が難しいから」、「子どもの健康や発達に不安を感じるから」、「地域医療体制への不安を感じるから」、「保育サービスや施設が利用しにくいから」も多くなっています。



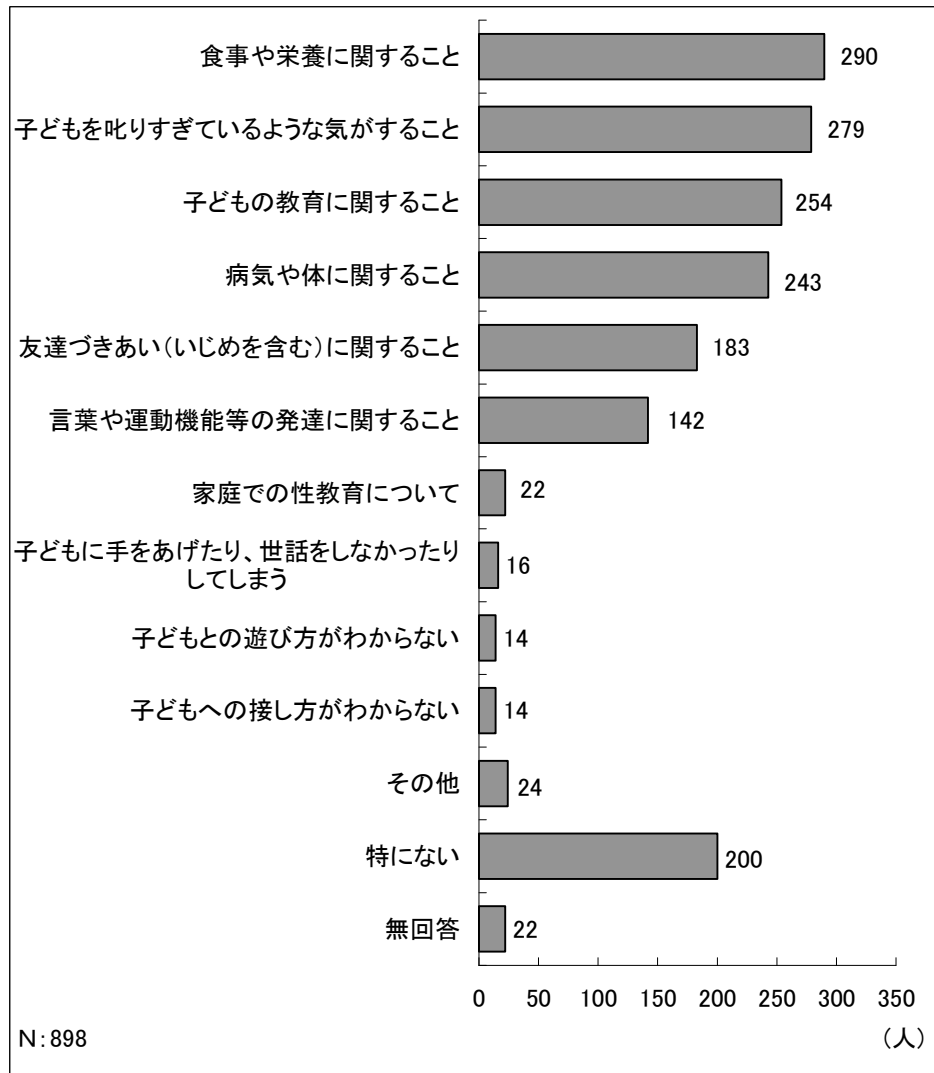
■一番望んでいる子育て支援策

一番望んでいる子育て支援策をみると、「保育所や幼稚園での延長保育の実施・充実」20.2%が最も多く、次いで「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」19.3%、「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」12.7%の順となっています。



■お子さんに関する悩み・気になること（複数回答）

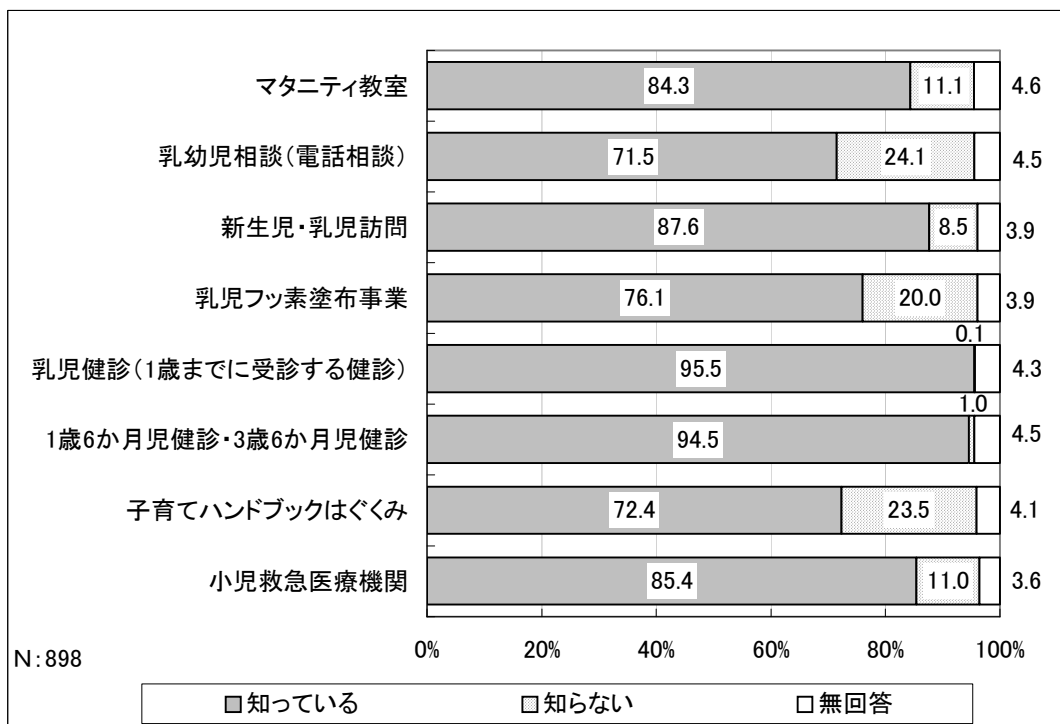
お子さんに関して日常悩んでいることや、気になることをみると、「食事や栄養に関すること」が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どもの教育に関すること」「病気や体に関すること」の順となっています。



■ 保育サービスの認知度・利用状況・満足度・今後の利用意向

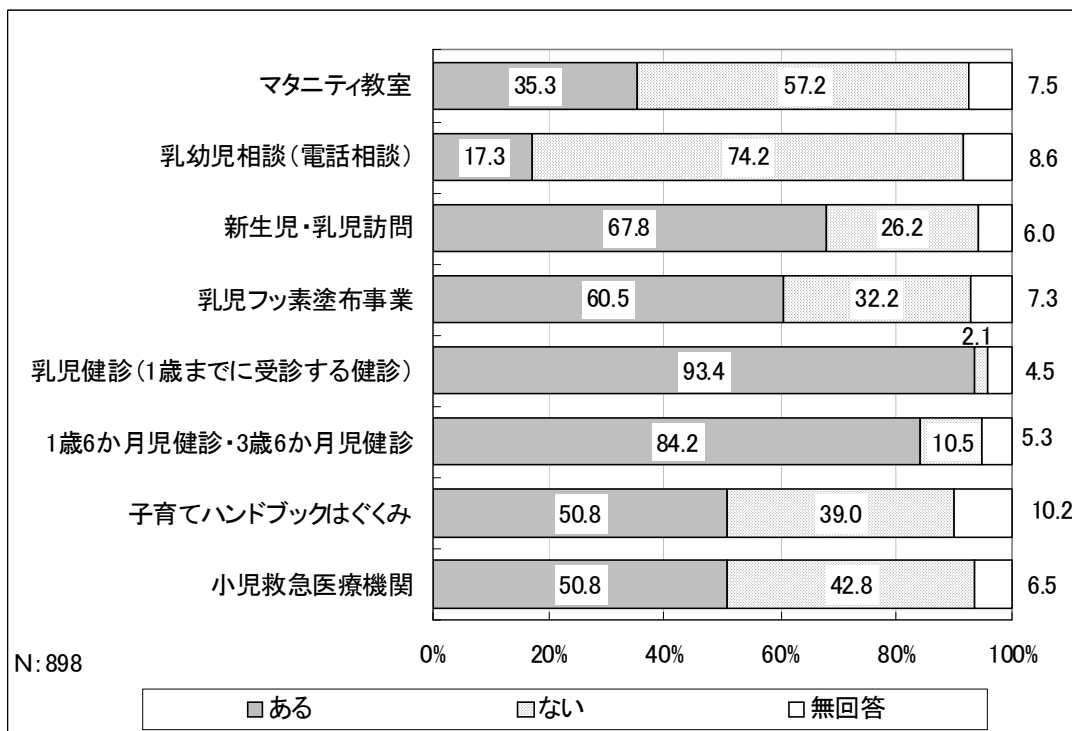
● 認知度

保育サービスの認知度をみると、「知っている」と答えた方は、「乳幼児相談（電話相談）」、「子育てハンドブックはぐくみ」では約7割、「マタニティ教室」、「新生児・乳児訪問」、「乳児フッ素塗布事業」、では約8割、「小児救急医療機関」では約9割、「乳児健診（1歳までに受診する健診）」、「1歳6か月児健診・3歳6か月児健診」では9割以上となっています。



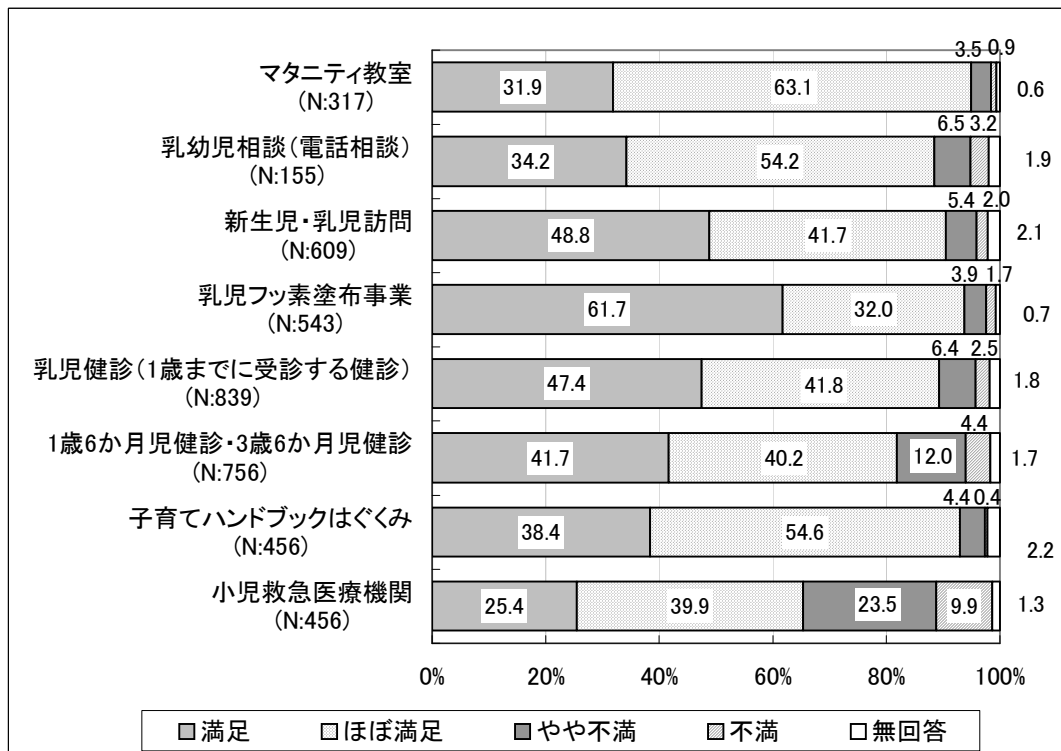
●利用状況

これまでに利用したことがあるかをみると、「ある」と答えた方は、「乳幼児相談（電話相談）」では約2割、「マタニティ教室」では約4割、「子育てハンドブックはぐくみ」、「小児救急医療機関」では約5割、「新生児・乳児訪問」、「乳児フッ素塗布事業」では約6割～7割、「乳児健診（1歳までに受診する健診）」、「1歳6か月児健診・3歳6か月児健診」では約9割となっています。



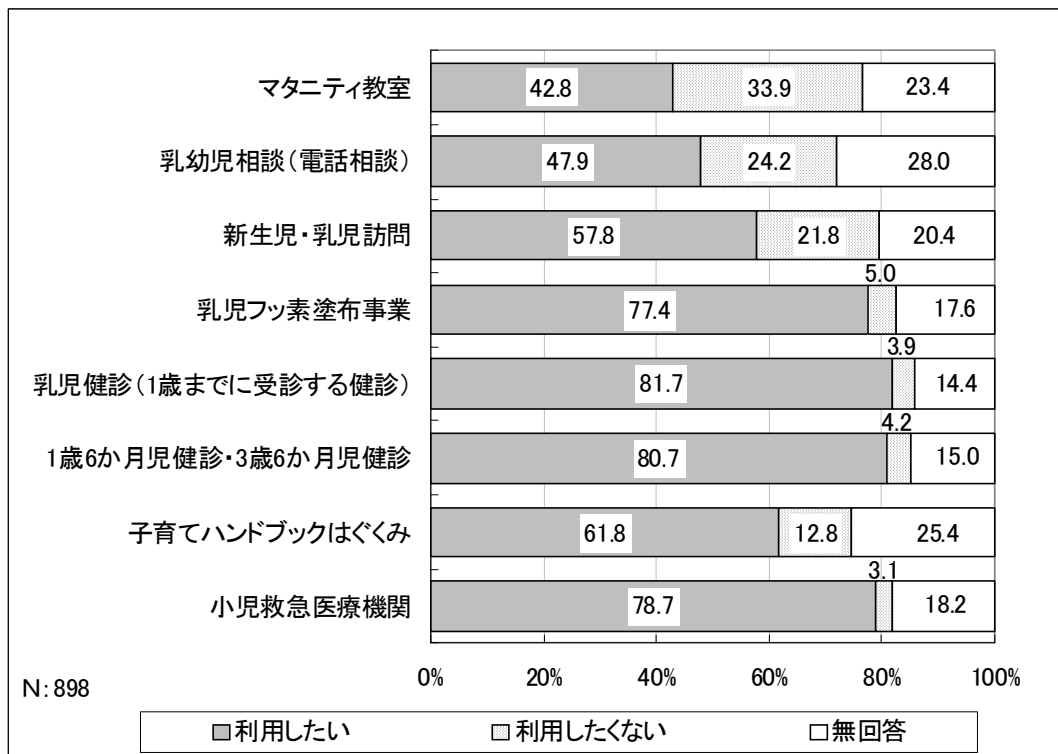
●満足度

これまでに利用したことがある方に、満足度をたずねると、「満足」あるいは「ほぼ満足」と答えた方は、「小児救急医療機関」では約7割、「1歳6か月児健診・3歳6か月児健診」では約8割、「マタニティ教室」、「乳幼児相談（電話相談）」、「新生児・乳児訪問」、「乳児フッ素塗布事業」、「乳児健診（1歳までに受診する健診）」、「子育てハンドブックはぐくみ」では約9割となっています。



●今後の利用意向

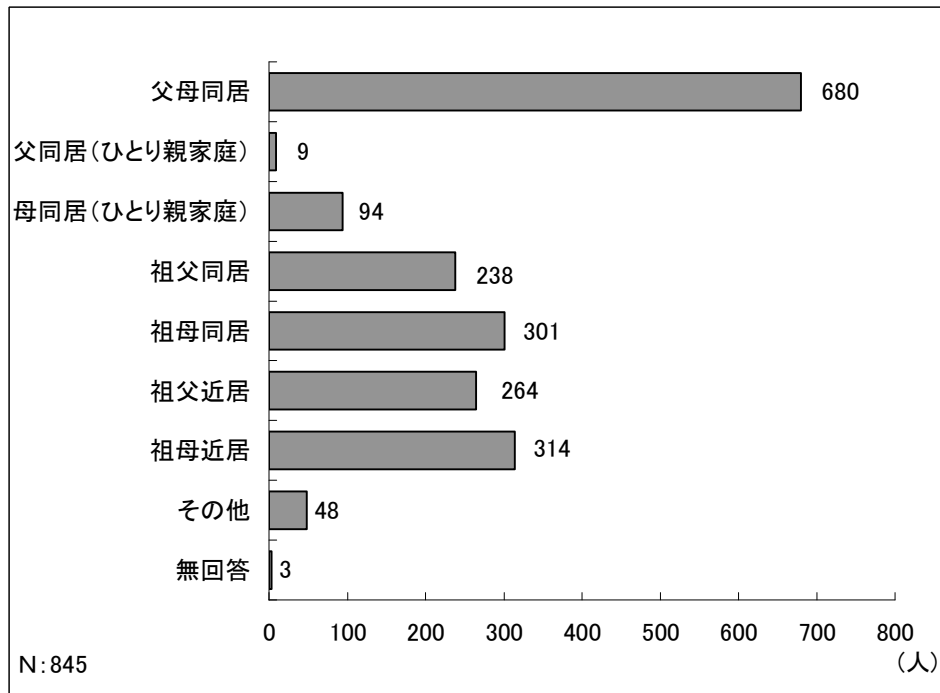
今後の利用意向をたずねると、「利用したい」と答えた方は、「マタニティ教室」、「乳幼児相談（電話相談）」では約4～5割、「新生児・乳児訪問」、「子育てハンドブックはぐくみ」では約6割、「乳児フッ素塗布事業」、「乳児健診（1歳までに受診する健診）」、「1歳6か月児健診・3歳6か月児健診」、「小児救急医療機関」では約8割となっています。



(3) 就学児童調査結果

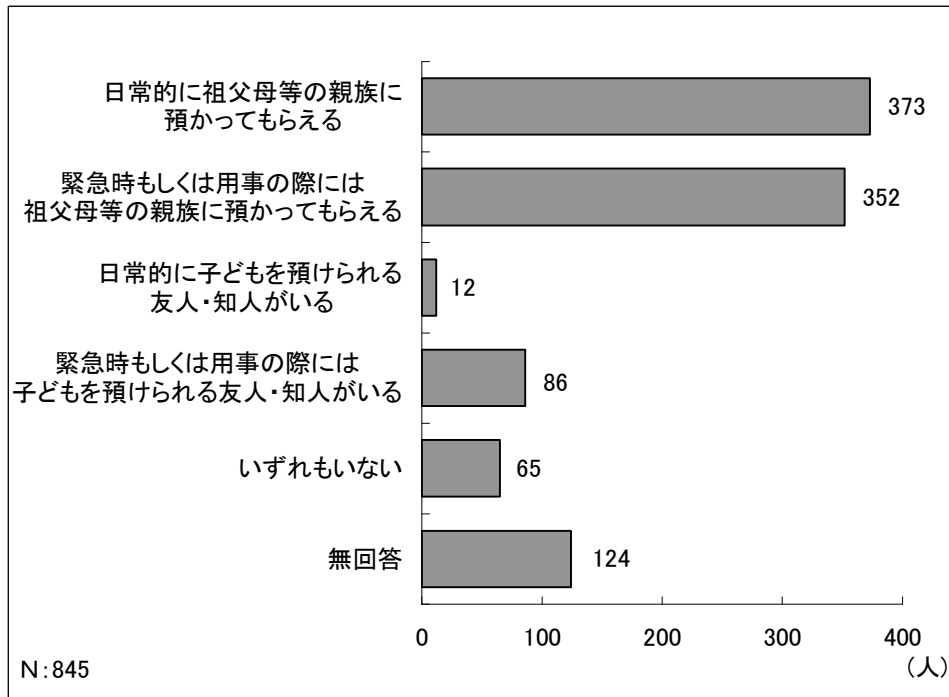
■お子さんとの同居・近居の方（複数回答）

お子さんとの同居・近居の方をみると、「父母同居」が最も多く、次いで「祖母同居」、「祖母近居」、「祖父同居」、「祖父近居」、「母同居（ひとり親家庭）」、「父同居（ひとり親家庭）」の順となっています。



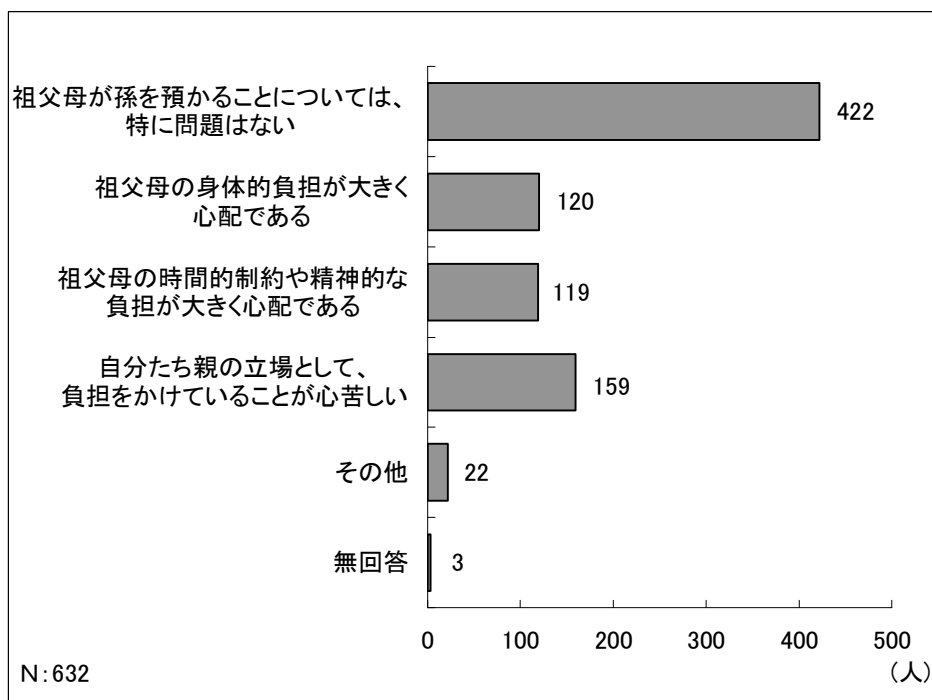
■日ごろ、お子さんを預かってもらえる人の有無（複数回答）

日ごろ、お子さんを預かってもらえる人の有無をみると、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」、「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる」、「いずれもない」、「日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる」の順となっています。



■ 祖父母に預かってもらっている状況について（複数回答）

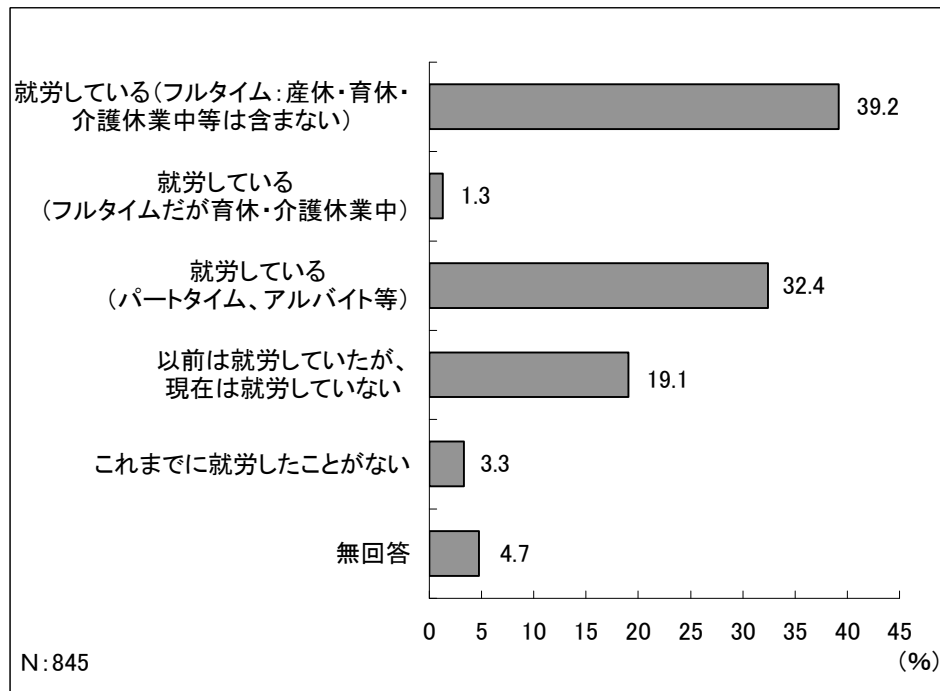
日ごろ、お子さんを預かってもらえる人の有無で「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」あるいは「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」と答えた方に、祖父母に預かってもらっている状況についてたずねると、「祖父母が孫を預かることについては、特に問題はない」が最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」、「祖父母の身体的負担が大きく心配である」、「祖父母の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」の順となっています。



■現在の就労状況

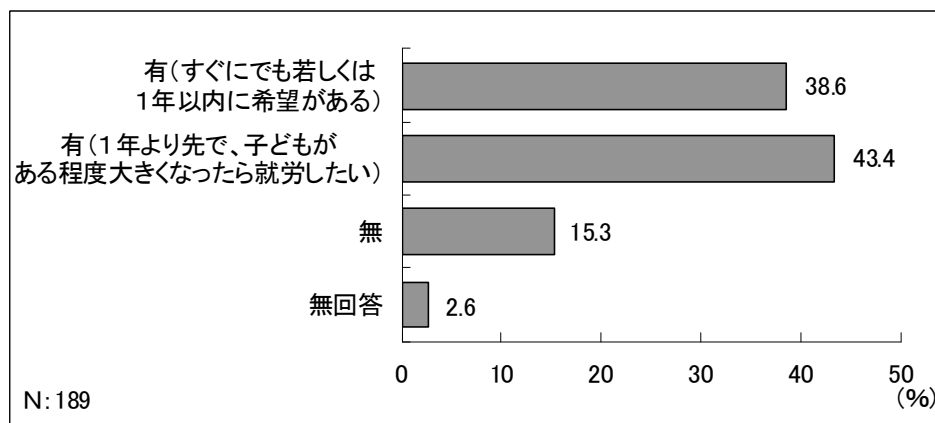
●母親の就労の有無

母親の現在の就労状況をみると、「就労している（フルタイム：産休・育休・介護休業中等は含まない）」39.2%が最も多く、次いで「就労している（パートタイム、アルバイト等）」32.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」19.1%の順となっています。



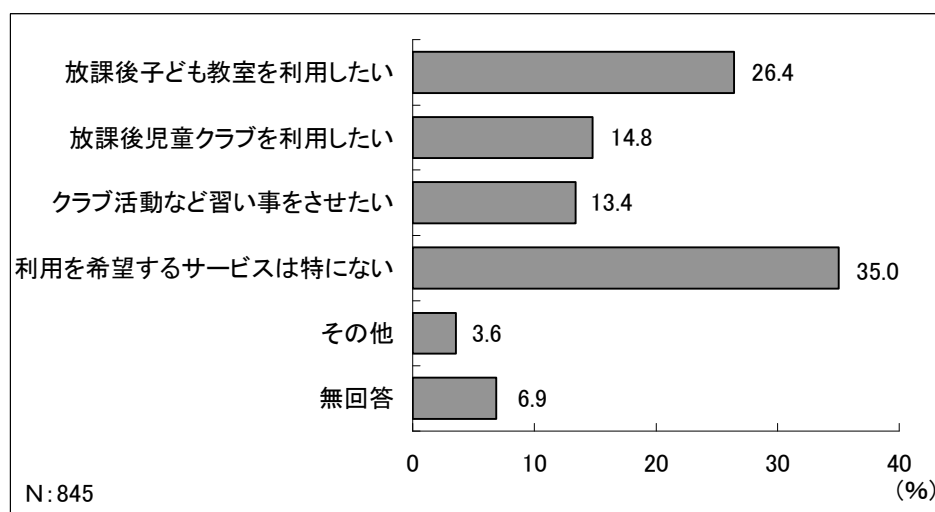
■母親の就労希望

母親において「以前は就労していたが、現在は就労していない」あるいは「これまでに就労したことがない」と答えた方に、母親の就労希望についてたずねると、「有(1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい)」43.4%が最も多く、次いで「有(すぐにでも若しくは1年以内に希望がある)」38.6%、「無」15.3%の順となっています。



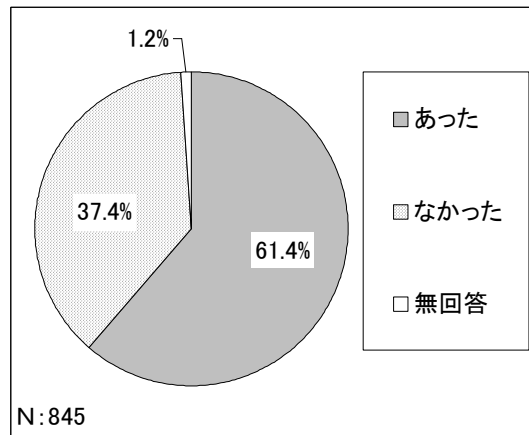
■お子さんの小学4年生以降の放課後の過ごし方

お子さんの小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望をみると、「利用を希望するサービスは特にない」35.0%が最も多く、次いで「放課後子ども教室を利用したい」26.4%、「放課後児童クラブを利用したい」14.8%、「クラブ活動など習い事をさせたい」13.4%の順となっています。



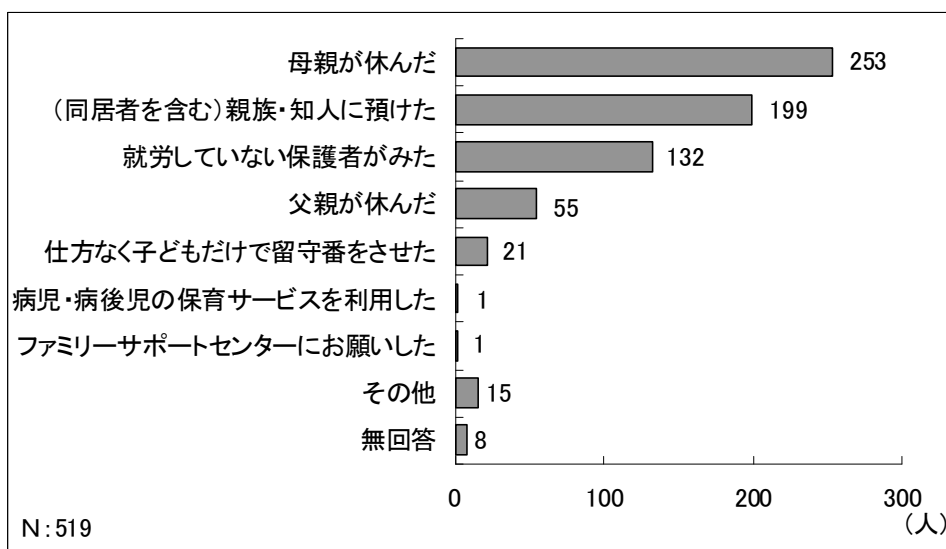
■病気やケガによる休学の有無（1年間）

この1年間のうち、お子さんの病気やケガによる休学の有無についてみると、「あった」が約6割となっています。



■対処方法（複数回答）

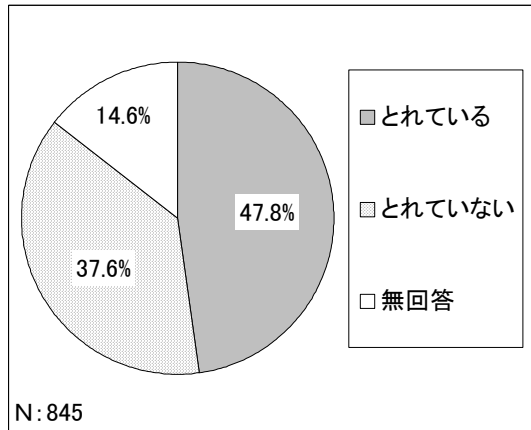
この1年間のうち、お子さんの病気やケガによる休学の有無が「あった」と答えた方に、対処方法をたずねると、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に預けた」、「就労していない保護者がみた」の順となっています。



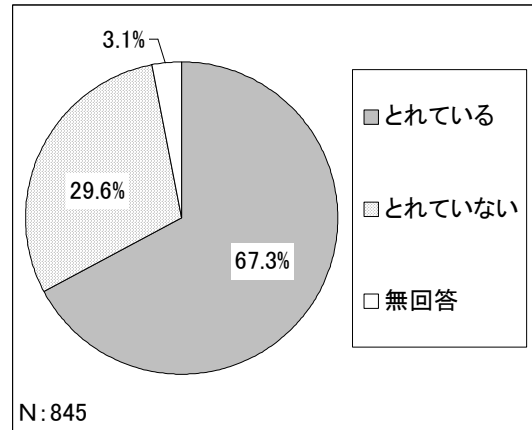
■仕事と生活の調和について

子どもと一緒に過ごす時間や親の介護、自己実現のための時間が十分にとれている（仕事との調和が図られている）と思うかをみると、「父親」、「母親」とともに「とれている」が最も多くなっており、「父親」と比べて「母親」の方がより「とれている」と答えた方が多くなっています。

<父親>

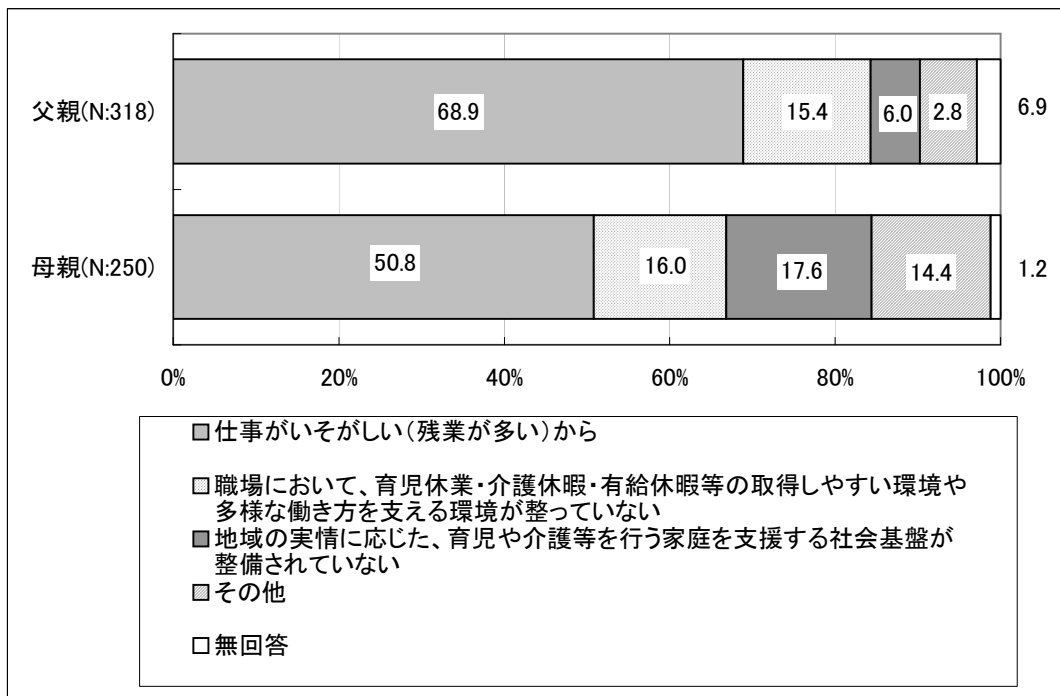


<母親>



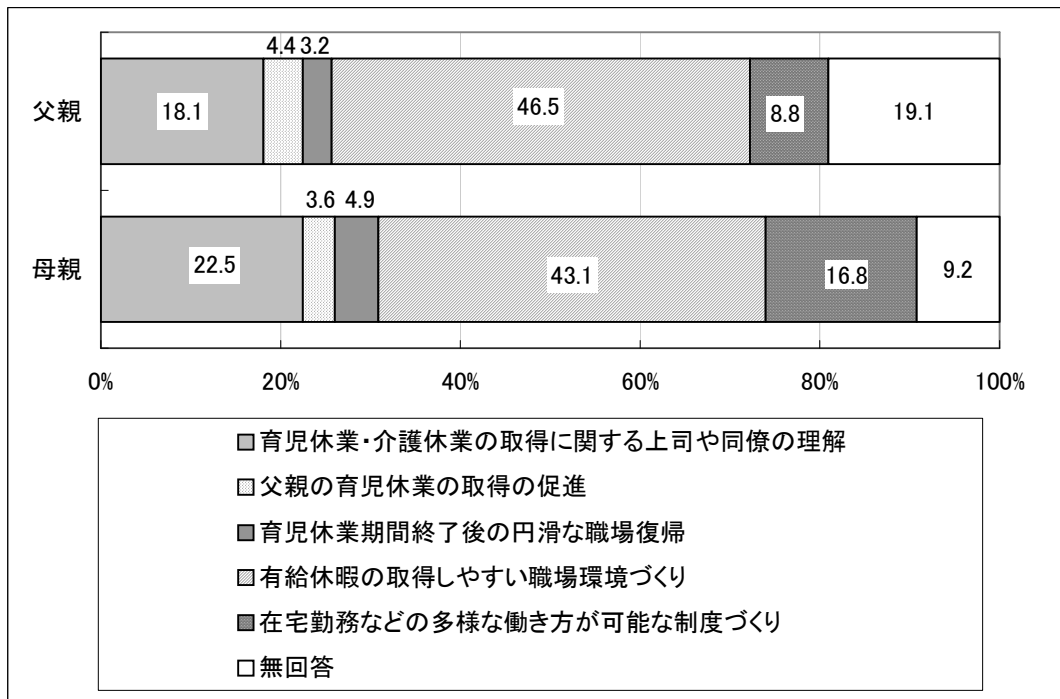
■とれていないと思う理由

仕事と生活の調和がとれていないと思う理由をたずねると、父親・母親ともに「仕事がいそがしい(残業が多い)から」が最も多くなっています。次いで、「父親」では「職場において、育児休業・介護休暇・有給休暇等の取得しやすい環境や多様な働き方を支える環境が整っていない」、「母親」では「地域の実情に応じた、育児や介護等を行う家庭を支援する社会基盤が整備されていない」の順となっています。



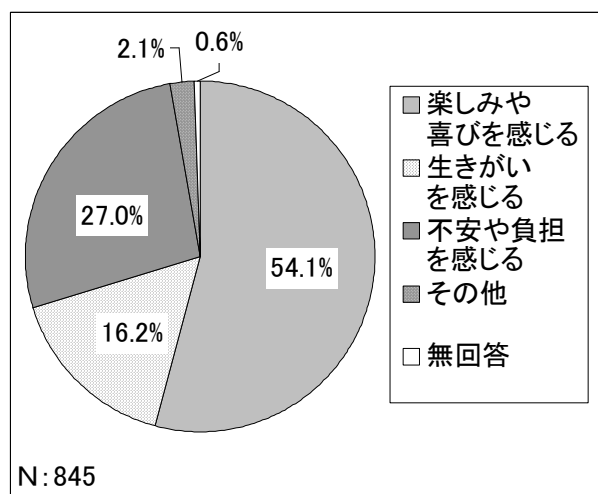
■仕事と子育ての両立のために、職場で必要なこと

仕事と子育ての両立を図るために、職場において最も必要と思われることをみると、「父親」、「母親」とともに「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」が最も多くなっています。次いで、「育児休業・介護休業の取得に関する上司や同僚の理解」、「在宅勤務などの多様な働き方が可能な制度づくり」の順となっています。



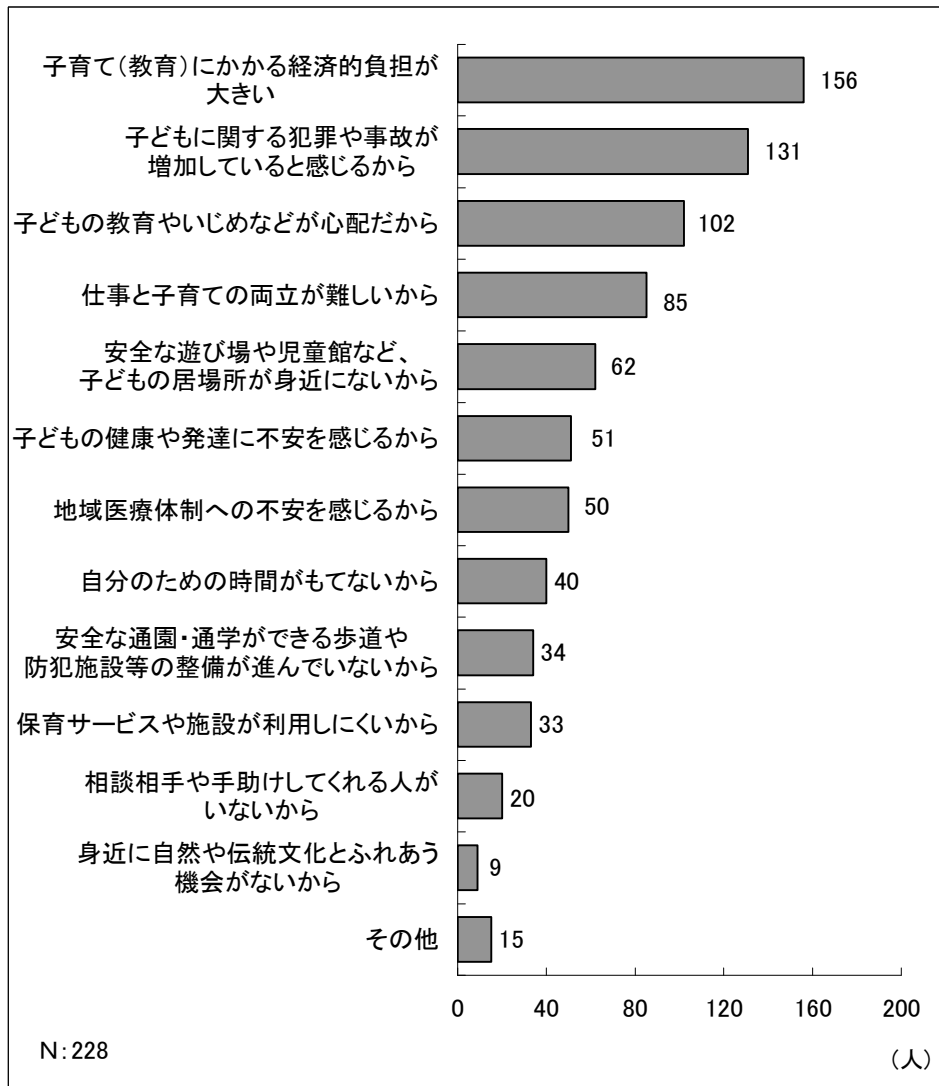
■子育てについての感じ方

子育てについてどのように感じているかをみると、「楽しみや喜びを感じる」54.1%が最も多く、次いで「不安や負担を感じる」27.0%、「生きがいを感じる」16.2%の順となっています。



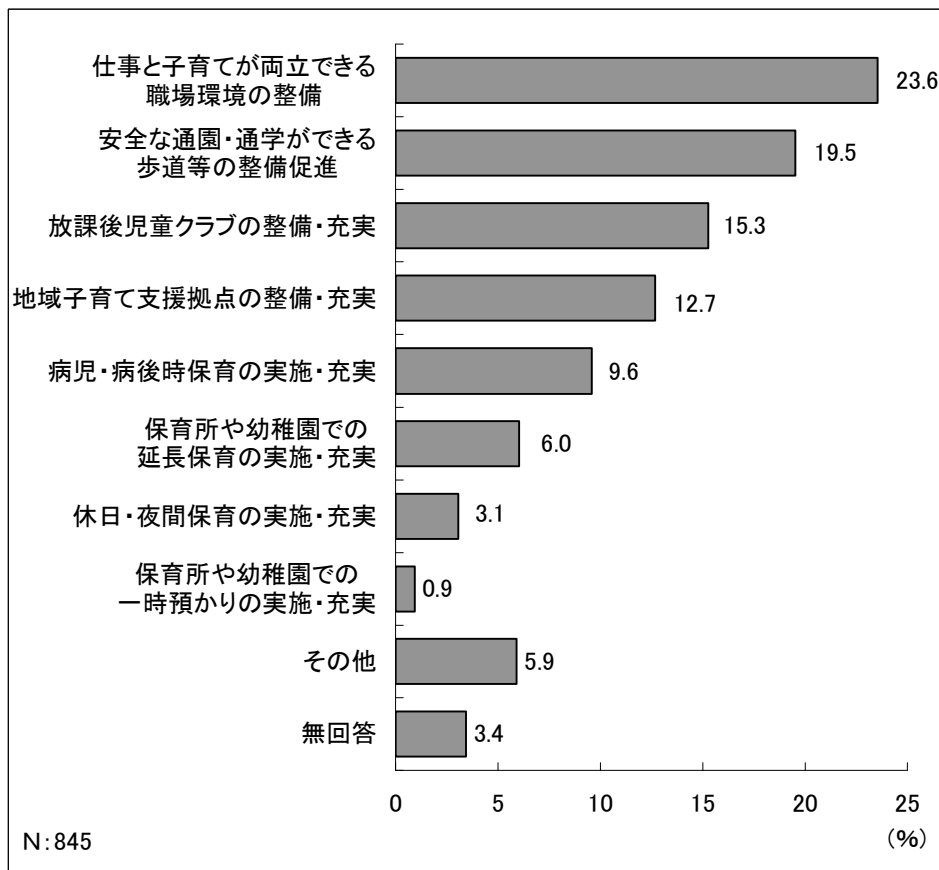
■不安や負担を感じる理由

「不安や負担を感じる」と答えた方に、理由をたずねると、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が最も多く、次いで「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから」、「子どもの教育やいじめなどが心配だから」の順となっています。



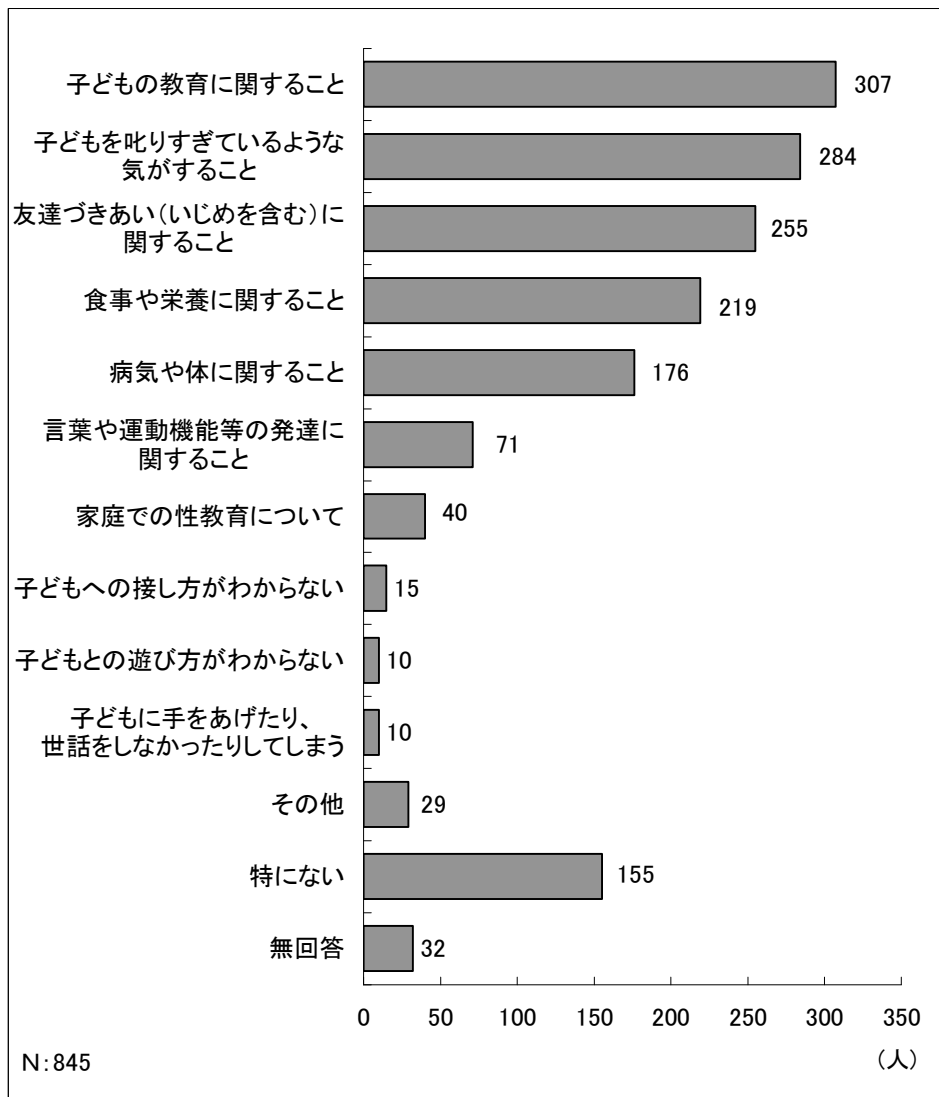
■一番望んでいる子育て支援策

一番望んでいる子育て支援策をみると、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」が最も多く、次いで「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」、
「放課後児童クラブの整備・充実」の順となっています。



■お子さんに関する悩み・気になること

お子さんに関して日常悩んでいることや、気になることをみると、「子どもの教育に関すること」が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」、「友達つきあい（いじめを含む）に関すること」、「食事や栄養に関すること」の順となっています。

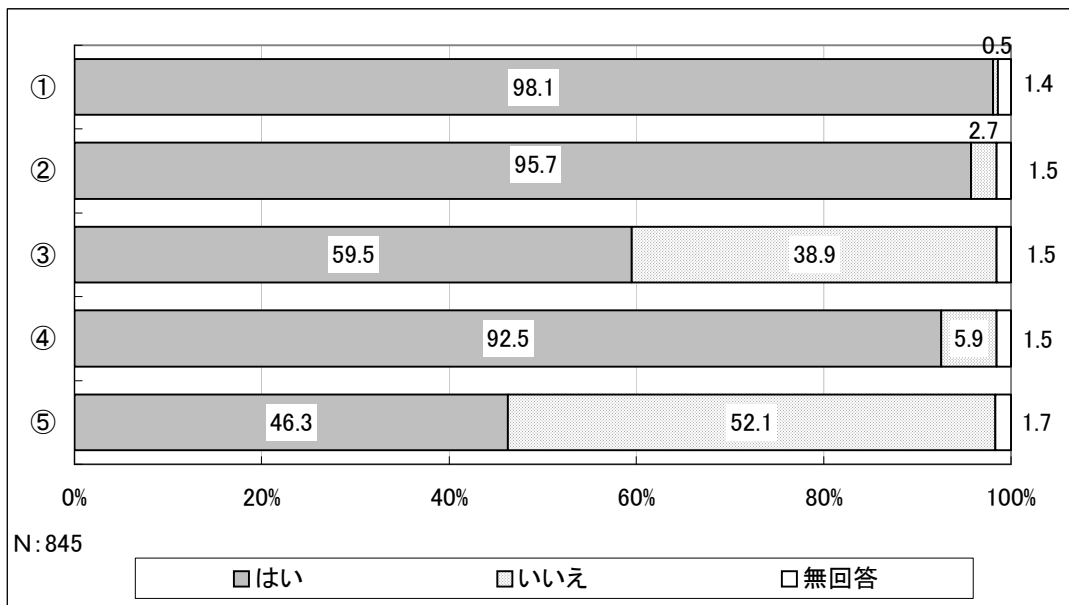


■お子さんの食生活

お子さんの食生活について、次の①～⑤についてたずねました。

- ① 食事は家族のだれかと一緒に食べているか
- ② お子さんは家族と同じ献立を食べているか（離乳食は除く）
- ③ 献立はお子さんの好きなものばかりになっていないか
- ④ 朝ご飯を毎日食べているか
- ⑤ 野菜や海藻、きのこなどが主となるおかず（野菜炒め、酢の物、おひたしなど）を毎日2回以上食べているか

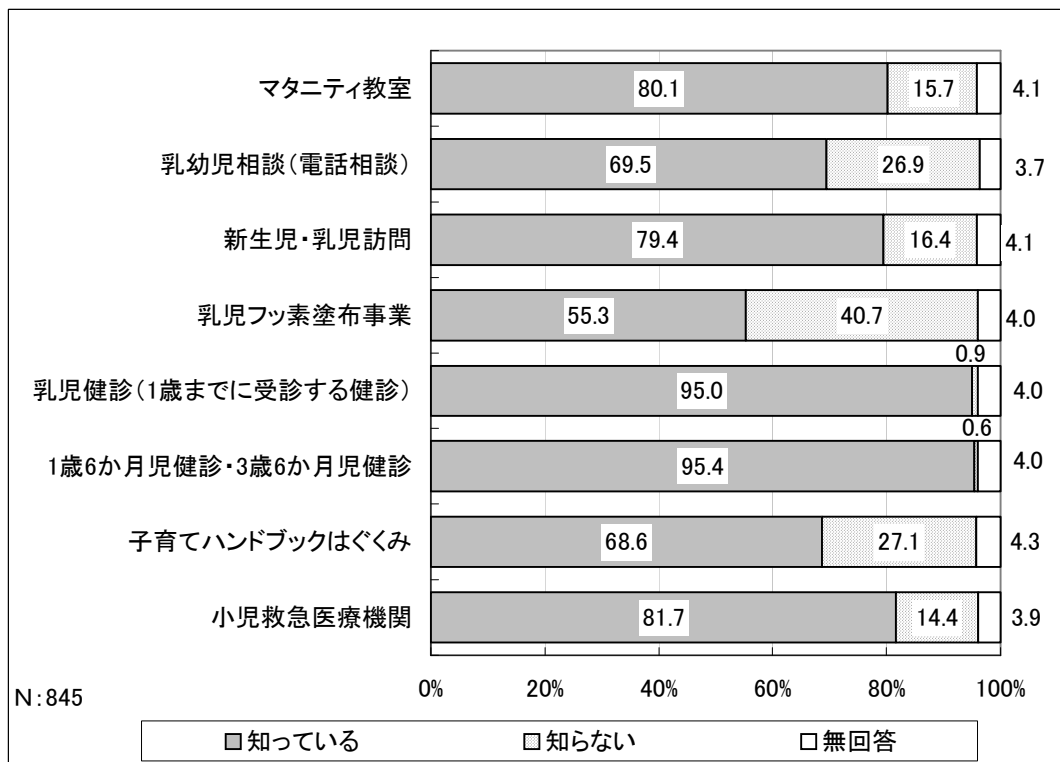
①、②、④では、「はい」が9割以上となっており、③では約6割、⑤では約5割となっています。



■ 保育サービスの認知度・利用状況・満足度・今後の利用意向

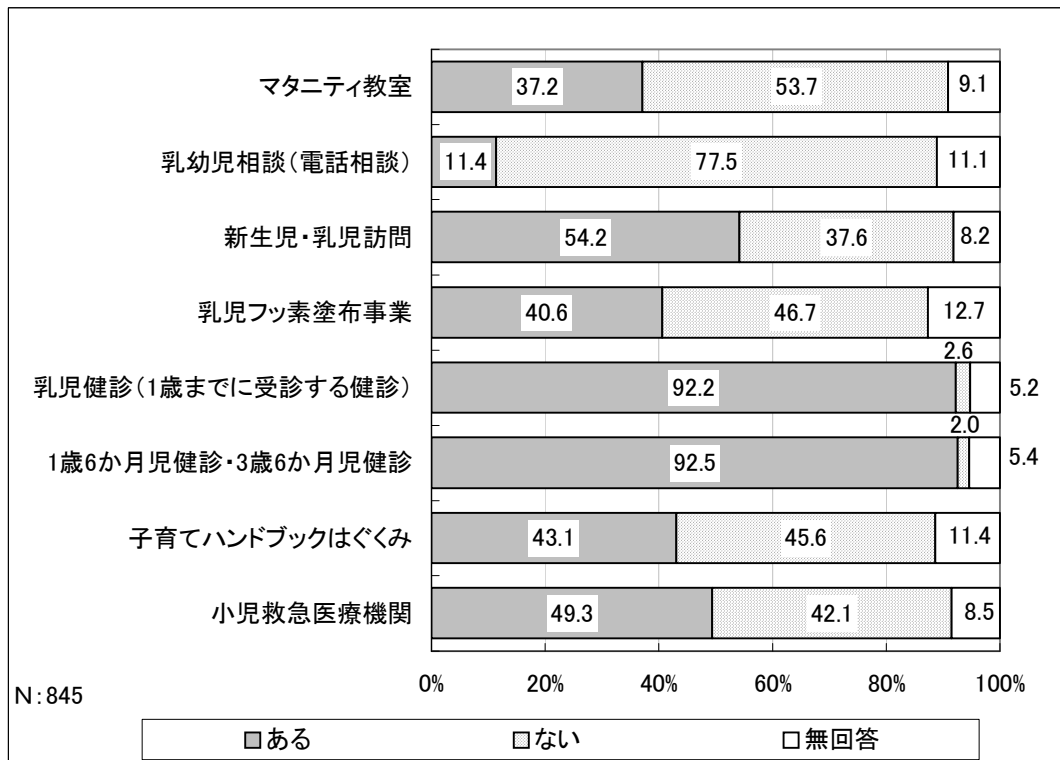
■ 認知度

保育サービスの認知度をみると、「知っている」と答えた方は、「乳児フッ素塗布事業」では約6割、「乳幼児相談（電話相談）」、「子育てハンドブックはぐくみ」では約7割、「マタニティ教室」、「新生児・乳児訪問」、「小児救急医療機関」では約8割、「乳児健診（1歳までに受診する健診）」、「1歳6か月児健診・3歳6か月児健診」では9割以上となっています。



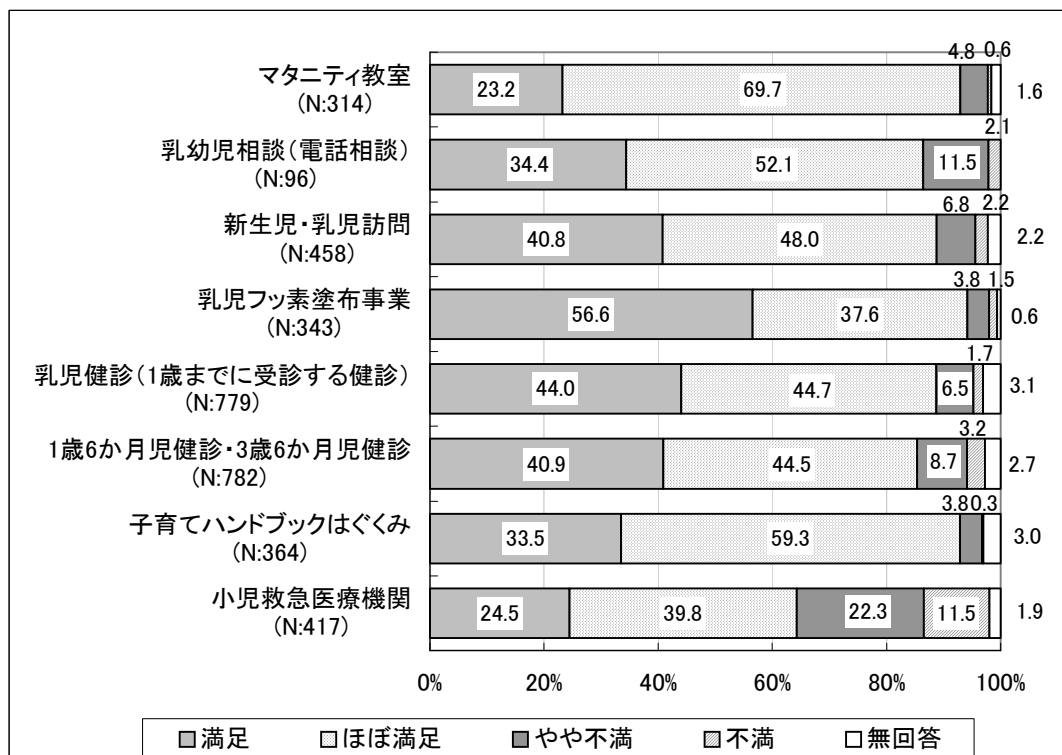
■利用状況

これまでに利用したことがあるかをみると、「ある」と答えた方は、「乳幼児相談（電話相談）」では約1割、「マタニティ教室」、「乳児フッ素塗布事業」、「子育てハンドブックはぐくみ」では約4割、「新生児・乳児訪問」、「小児救急医療機関」では約5割、「乳児健診（1歳までに受診する健診）」「1歳6か月児健診・3歳6か月児健診」では約9割となっています。



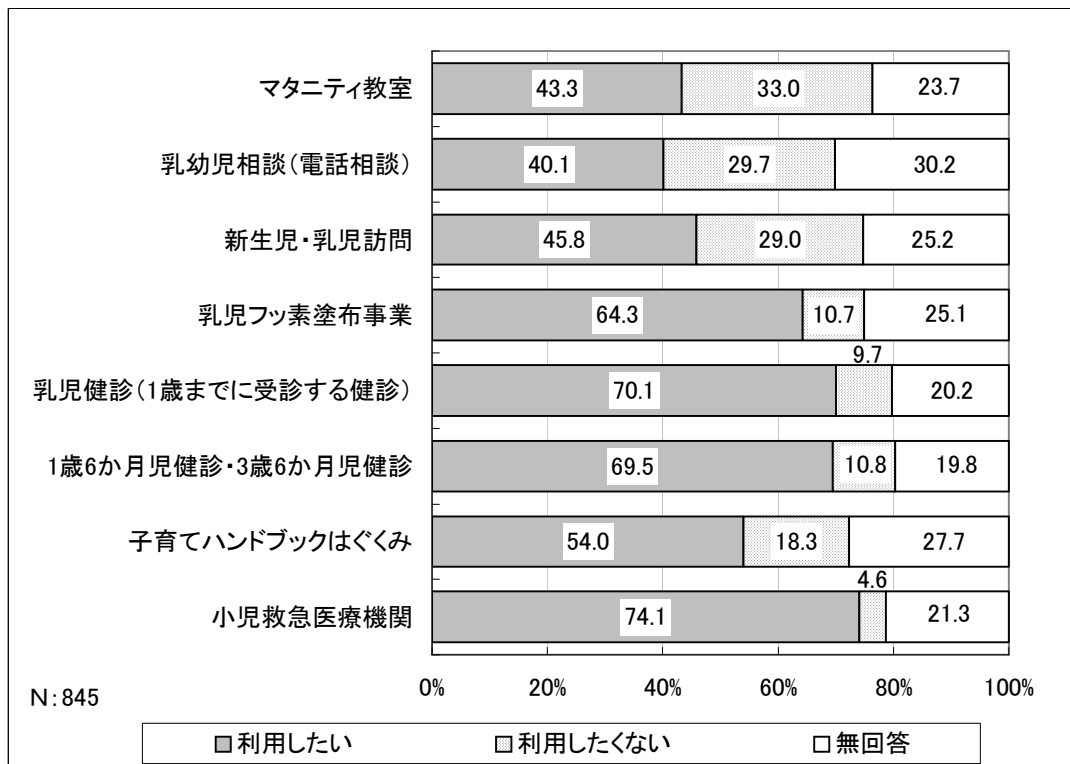
■満足度

これまでに利用したことがある方に、満足度をたずねると、「満足」あるいは「ほぼ満足」と答えた方は、「小児救急医療機関」では約 6 割、「マタニティ教室」、「乳幼児相談（電話相談）」、「新生児・乳児訪問」、「乳児フツ素塗布事業」、「乳児健診（1歳までに受診する健診）」、「1歳6か月児健診・3歳6か月児健診」、「子育てハンドブックはぐくみ」では8割～9割となっています。



■今後の利用意向

今後の利用意向をたずねると、「利用したい」と答えた方は、「マタニティ教室」、「乳幼児相談（電話相談）」、「新生児・乳児訪問」、「子育てハンドブックはぐくみ」では約4～5割、「乳児フッ素塗布事業」、「乳児健診（1歳までに受診する健診）」、「1歳6か月児健診・3歳6か月児健診」、「小児救急医療機関」では7～8割となっています。



2. 吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 吉野川市において、次代を担うすべての子どもを育成支援する対策を、集中的・計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に伴う検討を行うため、吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の策定に関する事項
- (2) その他懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療・教育関係者
- (3) 関係団体の代表者その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第5条 委員の任期は、懇談会の目的が達成されたときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第6条 懇談会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理をする。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 この告示による最初の懇談会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この告示は、懇談会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

3. 吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会委員名簿

※平成 21 年度現在

氏名	役職名簿	備考	
香川 節子	NPO法人子育て支援ネットワークとくしま会員 放課後児童クラブ(上浦児童クラブ)代表	会長	
井内 衡	吉野川市主任児童委員協議会 副会長	副会長	
森本 郁夫	吉野川市民生委員児童委員協議会 会長	委員	
倉橋 佳英	吉野川保健所 所長	委員	
阿部 勝一	吉野川市社会福祉協議会 事務局長	委員	
川真田 泰	吉野川市PTA連合会会長	委員	
中杉 隼人	吉野川市幼稚園PTA連合会 会長	委員	
海部 忍	吉野川市鴨島西保育所保護者会 会長	委員	
谷 哲也	社団法人吉野川青年会議所 理事長	H21.12 末まで	委員
三並 国善		H22.1 以降	委員
佐藤 幸男	吉野川市ボランティア連絡協議会 会長	委員	
山本 晃司	連合徳島中部地域協議会 議長	委員	
長尾 寿美子	吉野川市母子寡婦福祉連合会事務局	委員	
原井 恵美	元気山川ネットワーク事務主任	委員	
山村 由喜子	吉野川市健康推進課保健師	委員	

4. 計画策定の経緯

日付	内容
平成 21 年 1 月～2 月	次世代育成支援後期行動計画策定に伴うニーズ調査の実施 回収率 就学前児童:57.9% 小学校児童:86.2%
平成 21 年 10 月 30 日	第1回 吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会
平成 21 年 11 月	庁内関係各課へのヒアリング調査を実施
平成 21 年 12 月 22 日	第2回 吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会
平成 22 年 2 月 9 日	第3回 吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会
平成 22 年 3 月 24 日	第4回 吉野川市次世代育成支援行動計画策定懇談会

吉野川市次世代育成支援行動計画
(後期計画)

発行年月：平成 22 年 3 月

発行：吉野川市

編集：吉野川市健康福祉部子育て支援課

〒779-3395

徳島県吉野川市川島町栗村 2421-1

T E L : 0883-25-6614

F A X : 0883-25-6619